

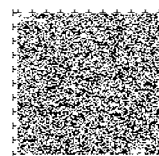
ふじさわ障がい者プラン2026 (中間見直し)

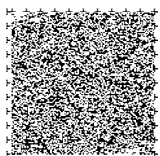
すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

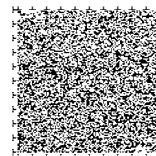
ふじさわ障がい者計画
第7期ふじさわ障がい福祉計画
第3期ふじさわ障がい児福祉計画

2024年(令和6年)3月

藤 沢 市







はじめに

やさしさ・あたたかさ・やわらかさでインクルーシブ藤沢の実現を



内閣府の「令和5年版障害者白書」によると、全国の障がい者数は約1,160万人で、国民の10人に1人に障がいがあり、生活のしづらさを抱えています。

藤沢市にも、障がい者手帳保持者、自立支援医療受給者、難病患者など約3万人の市民が暮らしています。

また、障がい者は日常生活において支援が必要な場合があります。支援は、身体や家事、移動の援助だけでなく、相談や意思決定のためのアドバイス、見守りや声かけなど多岐にわたります。

ご家族やご近所、障がい者同士で支え合っていることも少なくありません。

障がい福祉施策は、措置から契約へ、3障がいの制度へと変遷を遂げるとともに、障がいは心身の機能のみに起因するだけでなく、社会におけるバリアによって生じるものでもあり、社会的障壁を取り除くのは社会の責務である、という「障がいの社会モデル」をすべての人が理解するため、バリアフリーや差別解消に向けた法制度の整備や取組が進められております。

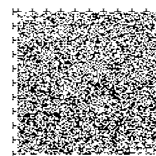
こうしたことを踏まえ、藤沢市では、2021年（令和3年）3月に「ふじさわ障がい者プラン2026」を策定し、さまざまな施策に取り組みながら、障がい者や家族、社会の動向を見据え、計画の見直しを行いました。

この計画書では、「ふじさわ障がい者計画」、「第7期ふじさわ障がい福祉計画」、「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」を一体的に策定しており、取り組むべき施策の方向性や展開、具体的な事業・取組、障がい福祉サービスや障がい児支援サービス等の見込み量について示しています。

今後も、計画の推進に向けて、皆さんとパートナーシップをもって取り組むとともに、基本理念の「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ」のもと、やさしさ・あたたかさ・やわらかさをもって、インクルーシブな次代の藤沢を築く施策を推進してまいります。

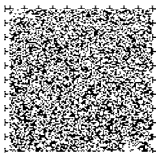
結びに、この計画を策定にあたり、熱心にご議論いただきました、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会、藤沢市障がい者総合支援協議会の委員の皆様をはじめ、貴重なご意見をいただきました市民、関係者の皆様にご心より感謝申し上げます。

2024年（令和6年）3月
藤沢市長 鈴木 恒夫

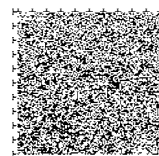


目次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の趣旨	1
(1) 見直しの経緯	1
(2) 障がい者施策の動向	1
(3) 見直しの趣旨	2
2 計画の位置づけ	3
(1) 法律に基づく根拠	3
(2) 藤沢市の他の計画との関係	3
3 計画の期間	4
4 藤沢市の現状と今後の動向	5
(1) 総人口の推移	5
(2) 障がい者手帳所持者の推移	5
(3) 身体障がい者手帳所持者数の内訳	6
(4) 療育手帳所持者数の内訳	6
(5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の内訳	6
(6) 今後の本市の人口	7
(7) 今後の手帳所持者数の見込み	8
5 計画の評価・見直し	9
(1) 課題抽出のプロセス	9
(2) 課題の整理	11
第2章 ふじさわ障がい者計画	23
1 基本方針	23
(1) 計画の骨子	23
(2) 基本理念について	24
(3) めざす社会像について	25
(4) 施策の体系	26
2 目標と主な取組	27
(1) 基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】	27
(2) 基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】	32
(3) 基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】	37
(4) 基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】	44
(5) 基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】	50
(6) 基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】	56
第3章 第7期ふじさわ障がい福祉計画	61
1 基本方針	61
(1) 位置づけ	61
(2) 基本的な考え方	61
2 地域共生社会づくりの目標値	62
(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行	62
(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築	63
(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実	65
(4) 福祉施設から一般就労への移行等	66
(5) 相談支援体制の充実・強化等	68
(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築	69



3	障がい福祉サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】	70
(1)	見込み量の考え方と今後の対策	70
(2)	訪問系サービス	70
(3)	日中活動系サービス	71
(4)	居住系サービス	74
(5)	相談支援サービス	75
4	地域生活支援事業の見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】	76
(1)	必須事業	76
(2)	任意事業	85
第4章	第3期ふじさわ障がい児福祉計画	88
1	基本方針	88
(1)	位置づけ	88
(2)	基本的な考え方	88
2	障がい児支援の提供体制整備の目標値	89
(1)	児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備	89
(2)	重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化	90
(3)	医療的ケア児支援のための体制強化	91
3	障がい児支援サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】	92
(1)	障がい児通所支援サービス	92
(2)	障がい児相談支援	94
(3)	医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	95
第5章	計画推進のために	96
1	計画の推進体制について	96
(1)	横断的な取組の推進	96
(2)	モニタリング指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理	96
(3)	モニタリングの実施体制	96
(4)	モニタリングの実施スケジュール	96
(5)	計画の進捗状況等の公表	97
資料編		98
1	障がい者手帳等の統計情報	98
(1)	身体障がい者手帳所持者数	98
(2)	療育手帳所持者数	99
(3)	精神障がい者保健福祉手帳所持者数	100
(4)	自立支援医療（精神通院）受給者数	100
(5)	指定難病受給者数	100
2	第6期ふじさわ障がい福祉計画・第2期ふじさわ障がい児福祉計画の進捗状況	101
(1)	障がい福祉サービス	101
(2)	地域生活支援事業	103
(3)	障がい児福祉サービス	106
3	計画策定体制	107
(1)	障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 委員名簿	107
(2)	藤沢市障がい者総合支援者協議会 委員名簿	108
(3)	設置要綱	109
(4)	策定経過	112
4	アンケート・ヒアリング調査の概要	113
(1)	ヒアリング調査の概要	113
(2)	アンケート調査結果の概要	115



5	パブリックコメントの実施概要	120
	(1) 実施方法	120
	(2) 実施結果	120
	(3) 意見の内訳	120
	(4) 提出された意見等の内容と市の考え方について	121
6	SDGsを踏まえた取組内容	126
7	用語解説	127
8	市内の事業所一覧	143
	(1) 北部地域の事業所	143
	(2) 中部地域の事業所	148
	(3) 東南部地域の事業所	154
	(4) 西南部地域の事業所	159

本書をお読みにする前に

◆障がい者について

本計画書における障がい者とは、身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者（発達障がい者を含む）、政令で定める難病等により障がいがある者で、18歳以上の人をいいます。

◆障がい児について

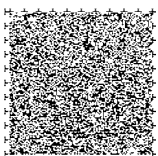
本書計画書における障がい児とは、身体障がい、知的障がい、精神に障がいがある児童（発達障がい児を含む）で、18歳未満の人をいいます。

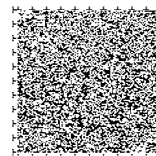
◆構成比について

各統計数値やアンケート結果については、原則として小数点以下第1位（第2位を四捨五入）までの百分率で表示しています。そのため、各項目の構成比を合算しても100%にならない場合があります。

◆音声コード

本計画書は、視覚障がい者等への情報提供手段として、音声コードを貼付しています。音声コードとは紙に記載された情報をデジタルに変える二次元コードです。音声コードを読み取ることで、記録されている情報を音声化することなどができます。





第1章 計画の概要

1 計画策定の趣旨

(1) 見直しの経緯

本市では、2021年（令和3年）3月に「ふじさわ障がい者計画」「第6期ふじさわ障がい福祉計画」「第2期ふじさわ障がい児福祉計画」を一体化した、「ふじさわ障がい者プラン2026」を策定し、「すべての人が、障がいの有無にかかわらず、お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ」を基本理念とした取組を進めてきました。

計画策定から3年が経過し、計画の前半が過ぎようとする中で、新型コロナウイルス感染症による社会活動の制限など、様々な困難を抱えた状況下にあったこの3年を振り返り、計画の進捗状況や新たな課題の有無を確認し、後半の3年間の計画の推進に向けて、現計画の見直しを行うものです。

(2) 障がい者施策の動向

我が国における現在の障がい福祉制度は、2006年（平成18年）の「障害者自立支援法」の施行に基づき始まりました。

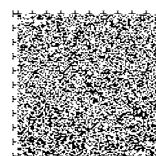
「障害者自立支援法」は2013年（平成25年）に「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（『障害者総合支援法』）」に改正され、発達障がい者や難病患者が障がい福祉サービスの支援対象に含まれるようになり、障がい者への福祉サービスのあり方についても、一人ひとりの生活状況から「障がい支援区分」の認定による支給決定が行われるようになりました。

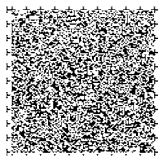
また、この期間において、「障害者基本法の改正【2011年（平成23年）】」や「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（『障害者差別解消法』）」の施行【2016年（平成28年）】など、地域共生社会の実現に向けた「障がい理解」や「差別の解消」「合理的配慮の提供」といった、障がい者の権利擁護に資する法整備が進んできました。

一方で神奈川県下においては、2016年（平成28年）7月に神奈川県立の障がい者支援施設「津久井やまゆり園」で発生した、障がい者に対する偏見や差別的思考が動機とされている事件をきっかけに、同年に「ともに生きる社会かながわ憲章」が神奈川県で制定され、障がいの有無にかかわらず「ともに生きる社会」の実現に向けた施策を本市でも進めています。

近年では、2022年（令和4年）にスイスのジュネーブで「障害者権利条約」の日本の対応に対する総括所見が出され、障がい児を含む障がい者の地域社会での自立した生活の推進や、障がい者の非自発的入院、長期強制的な治療を可能にしている法律の廃止といった障がい者の地域生活への移行に向けた取組の実行や、インクルーシブ教育の徹底（分離特別教育の終了）など、すべての障がい者の権利を守るための様々な指摘がなされました。

国では、2022年（令和4年）5月に「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律（『障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法』）」が公布・施行され、障がいのあるすべての人が、あらゆる活動に参加するにあたり十分な情報の取得や円滑な意思疎通を行うために必要な施策を総合的に推進していくことが求められています。





また、「障害者差別解消法」が2021年（令和3年）に改正され、2024年（令和6年）4月から事業者による障がい者への合理的配慮の提供が義務化され、これまでの民間の事業者では「努力義務」とされていた合理的配慮の提供が、国や地方公共団体などと同様に「義務」となり、障がい者の生活の様々な場面で合理的配慮の提供がなされるようになります。

さらに、「障害者総合支援法」が2022年（令和4年）に改正され、2024年（令和6年）4月以降、共同生活援助（グループホーム）の充実や地域生活支援拠点等の整備といった障がい者等の地域生活の支援体制の充実、就労アセスメントを活用した就労選択支援や、障害者雇用促進法による障がい者の実雇用率の算定といった障がい者の多様な就労ニーズに対する支援や障がい者雇用の質の向上といった項目が盛り込まれることとなりました。

神奈川県では、「神奈川県当事者目線の障害福祉推進条例～ともに生きる社会を目指して～」が2023年（令和5年）に施行され、障がい者に関係するすべての人が、本人の気持ちになって考えることを重視し、本人の望みや願いを大事にし、障がい者が自分の気持ちや考えに基づいて、自分に必要なサポートを受けて暮らせる社会をつくることをめざしています。

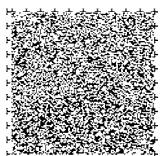
また、第7期ふじさわ障がい福祉計画及び第3期ふじさわ障がい児福祉計画に係る「障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針【平成18年厚生労働省告示第395号】（国の基本指針）」においては、強度行動障がい者への支援体制の整備や、医療的ケアの必要な人や子どもに対する支援体制の強化が必要とされています。

(3) 見直しの趣旨

計画の見直しにあたっては、国の法改正に伴う見直しを踏まえるとともに、計画前半の進捗状況を踏まえて、以下の点を重視して見直しを行います。

図表 1-1 見直しの重点

基本目標	見直しの主な項目
1 尊厳を守り合う社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●共生のための環境づくり ●権利擁護の推進
2 支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ●相談支援の強化 ●連携による支援体制の強化 ●支援・サービス提供体制の確保
3 地域での生活を支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●一人ひとりの必要に応じた支援の推進 ●レスパイトなどの在宅生活支援の拡充 ●暮らしの場の確保支援
4 子どもの育ちを支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●成長・発達に合わせた療育環境の支援 ●支援の充実と保護者への適切な情報の提供 ●医療的ケア児等への支援の充実
5 社会参加を支える支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ●就労等への参加・活躍支援 ●地域活動への参加に向けた支援 ●スポーツや文化芸術活動の推進 ●情報取得や意思疎通支援の推進
6 生活の安心を支える社会づくりの推進	<ul style="list-style-type: none"> ●医療的ケアの必要な人への支援の充実 ●緊急時・災害対策等の強化 ●経済的な支援の推進



2 計画の位置づけ

(1) 法律に基づく根拠

計画は、法律により市町村による策定が求められている「障害者計画」に該当する「ふじさわ障がい者計画」と、「障害福祉計画」に該当する「第7期ふじさわ障がい福祉計画」、「障害児福祉計画」に該当する「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」という3つの計画により構成されています。

それぞれの計画の法的根拠と計画の目的は次のとおりです。

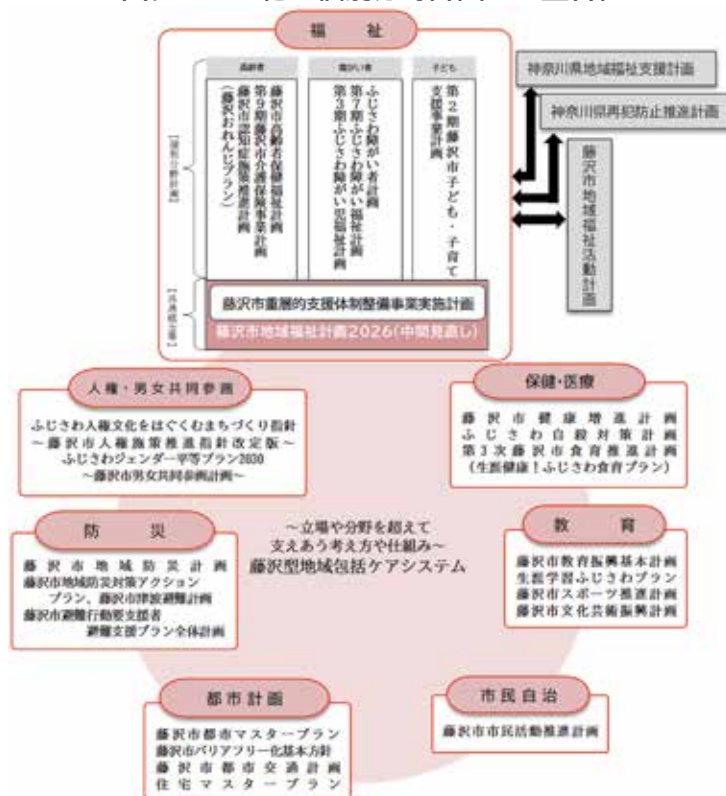
図表 1-2 各計画の法的根拠

計画	法的根拠	計画の目的
ふじさわ障がい者計画	障害者基本法 第11条第3項	障がい者を取り巻く幅広い分野にわたる施策について総合的に推進していくこと
第7期ふじさわ障がい福祉計画	障害者総合支援法 第88条	必要な障がい福祉サービスや地域生活支援事業等を、地域の実情に応じて具体的かつ計画的に提供すること
第3期ふじさわ障がい児福祉計画	児童福祉法 第33条の20	障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保と円滑に実施すること

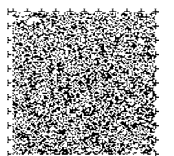
(2) 藤沢市の他の計画との関係

計画は、福祉分野の総合的な計画である「藤沢市地域福祉計画2026（中間見直し）」に基づく障がい福祉分野の個別計画として、他の個別分野計画との整合性を図りながら策定・推進するものです。

図表 1-3 他の個別分野計画との整合性



出典：地域共生社会推進室「藤沢市地域福祉計画2026（中間見直し）」



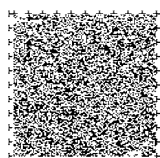
3 計画の期間

各計画の期間については、根拠法に基づき「ふじさわ障がい者計画」は6年間、「第7期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」は3年間となっています。

計画の最終年度となる2026年度（令和8年度）には、「ふじさわ障がい者計画」の見直しと「第8期ふじさわ障がい福祉計画」及び「第4期ふじさわ障がい児福祉計画」の策定を予定しています。

図表 1-4 計画の期間

2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	2027年度 令和9年度	2028年度 令和10年度	2029年度 令和11年度
藤沢市地域福祉計画2026			藤沢市地域福祉計画2026 (中間見直し)			(次期) 藤沢市地域福祉計画		
ふじさわ障がい者プラン2026			ふじさわ障がい者プラン2026 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者プラン		
ふじさわ障がい者計画			ふじさわ障がい者計画 (中間見直し)			(次期) ふじさわ障がい者計画		
第6期 ふじさわ障がい福祉計画			第7期 ふじさわ障がい福祉計画			第8期 ふじさわ障がい福祉計画		
第2期 ふじさわ障がい児福祉計画			第3期 ふじさわ障がい児福祉計画			第4期 ふじさわ障がい児福祉計画		
第2期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画			(仮称) 第3期 藤沢市子ども・子育て支援事業計画					
いきいき長寿プランふじさわ 2023 (藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第8期藤沢市介護保険事業計 画)			いきいき長寿プランふじさわ 2026 (藤沢市高齢者保健福祉計画 ・第9期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 [藤沢おれんじプラン])			藤沢市高齢者保健福祉計画・ 第10期藤沢市介護保険事業計 画・藤沢市認知症施策推進計画 (藤沢おれんじプラン)		



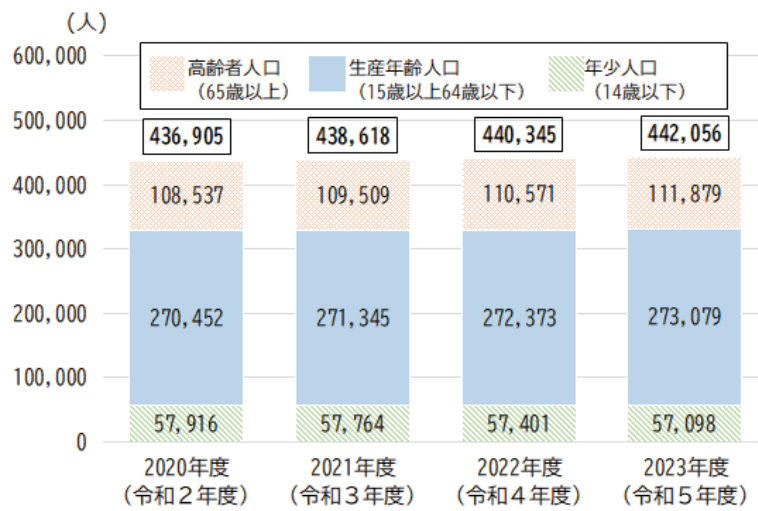
4 藤沢市の現状と今後の動向

(1) 総人口の推移

本市の総人口については、増加傾向にあり、2023年度（令和5年度）において442,056人となり、3年前の2020年度（令和2年度）に比べて約5,000人の増加となっています。

年齢別にみると、65歳以上の高齢者人口が増加している一方で、14歳以下の年少人口は減少しており、少子高齢化の影響が伺えます。

図表 1-5 本市の総人口の推移



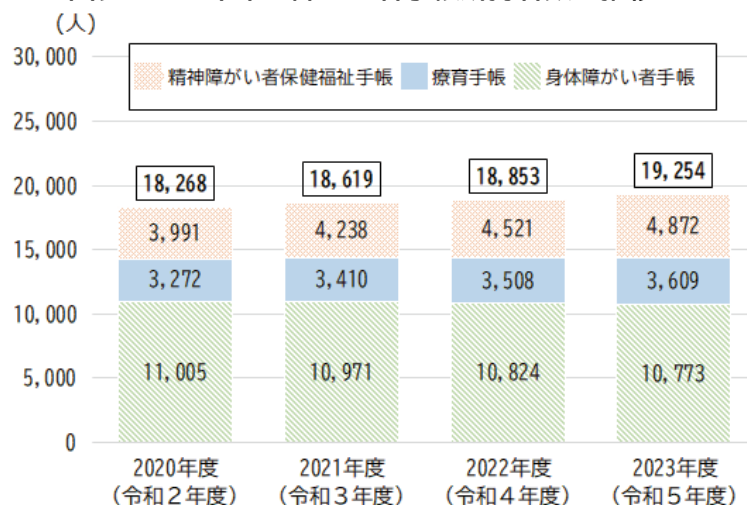
出典：企画政策課「藤沢市将来人口推計調査業務委託報告書」

(2) 障がい者手帳所持者の推移

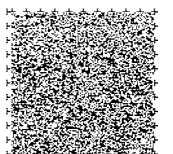
手帳所持者数の合計は、2023年度（令和5年度）で19,254人となり、3年前の2020年度（令和2年度）に比べて986人の増加となっています。

手帳の種別でみると、身体障がい者手帳所持者数が減少している一方で、精神障がい者保健福祉手帳所持者数は増加しています。

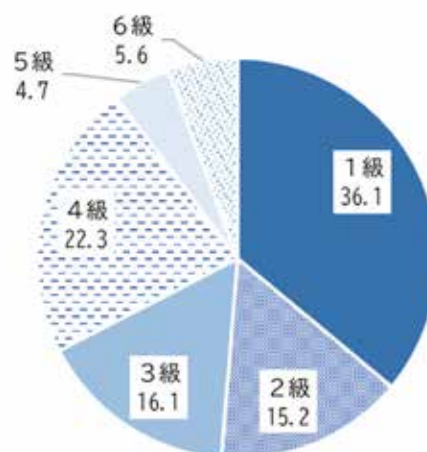
図表 1-6 本市の障がい者手帳所持者数の推移



出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）



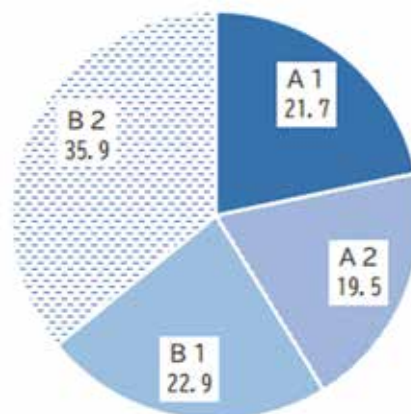
- (3) 身体障がい者手帳所持者数の内訳
 2023年度（令和5年度）の等級別構成比を見ると、「1級」が36.1%、「2級」が15.2%と、重度の方が半数以上を占めています。



図表 1-7 本市の身体障がい者手帳所持者数の内訳

出典：障がい者支援課資料【2023年（令和5年）4月1日】

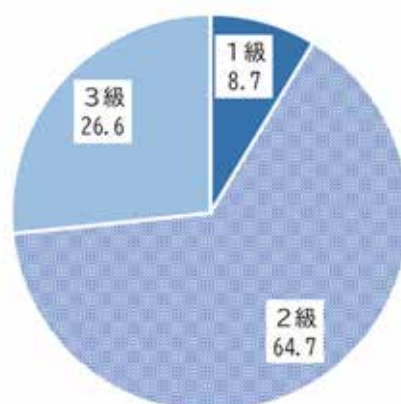
- (4) 療育手帳所持者数の内訳
 2023年度（令和5年度）の等級別構成比を見ると、「B2」が35.9%と、軽度の方が約3分の1を占め、最重度の「A1」は21.7%となっています。



図表 1-8 本市の療育手帳所持者数の内訳

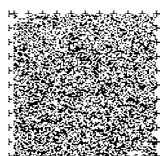
出典：障がい者支援課資料【2023年（令和5年）4月1日】

- (5) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数の内訳
 2023年度（令和5年度）の等級別構成比を見ると、軽度にあたる「3級」が、26.6%、重度の「1級」が8.7%となっており、中等度の「2級」が半数以上を占めています。



図表 1-9 本市の精神障がい者保健福祉手帳所持者数の内訳

出典：障がい者支援課資料【2023年（令和5年）4月1日】



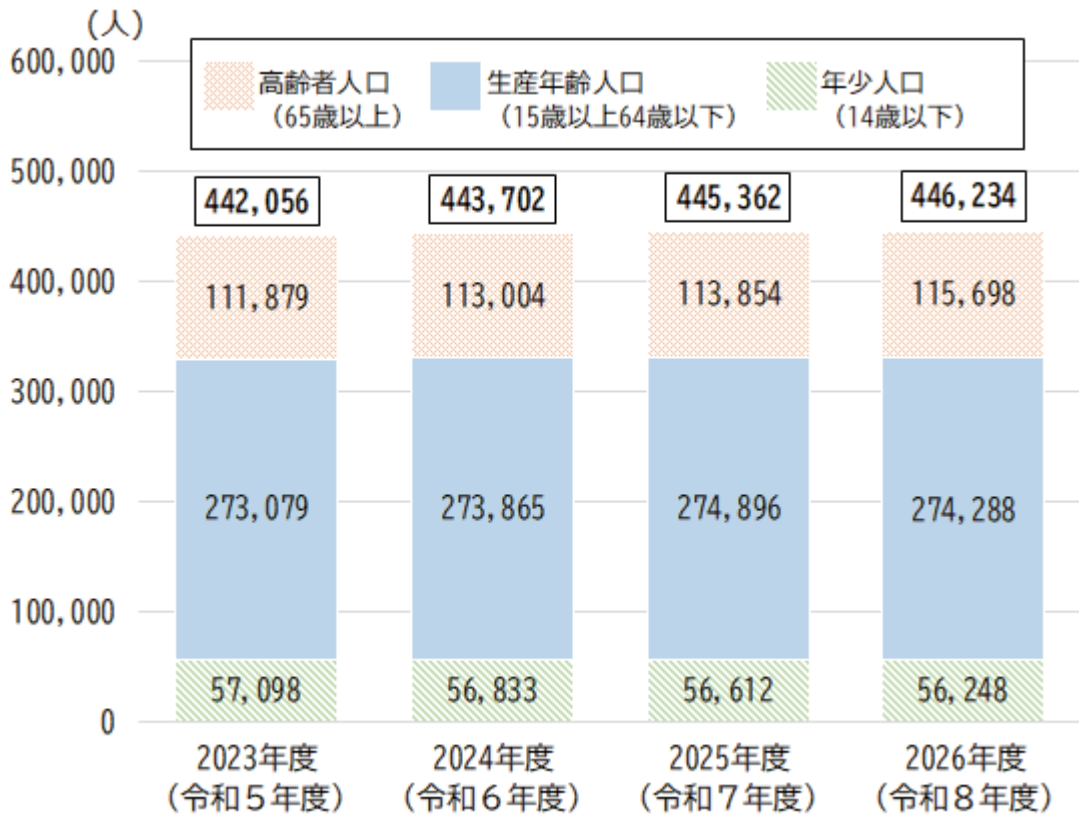
(6) 今後の本市の人口

2023年(令和5年)4月に公表した「藤沢市将来人口推計」において、本市の人口は、総人口全体では増加し続ける見込みとなっており、2026年度(令和8年度)には現在よりも約4,000人の増加を見込んでいます。

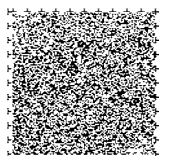
年齢別にみると、65歳以上の高齢者人口は2026年度(令和8年度)には115,698人となり、現在から約4,000人の増加を見込んでいます。

一方で、14歳以下の年少人口は2026年度(令和8年度)で56,248人となり、現在から約800人の減少を見込んでいます。

図表 1-10 本市の今後の総人口の見込み



出典：企画政策課「藤沢市将来人口推計調査業務委託報告書」



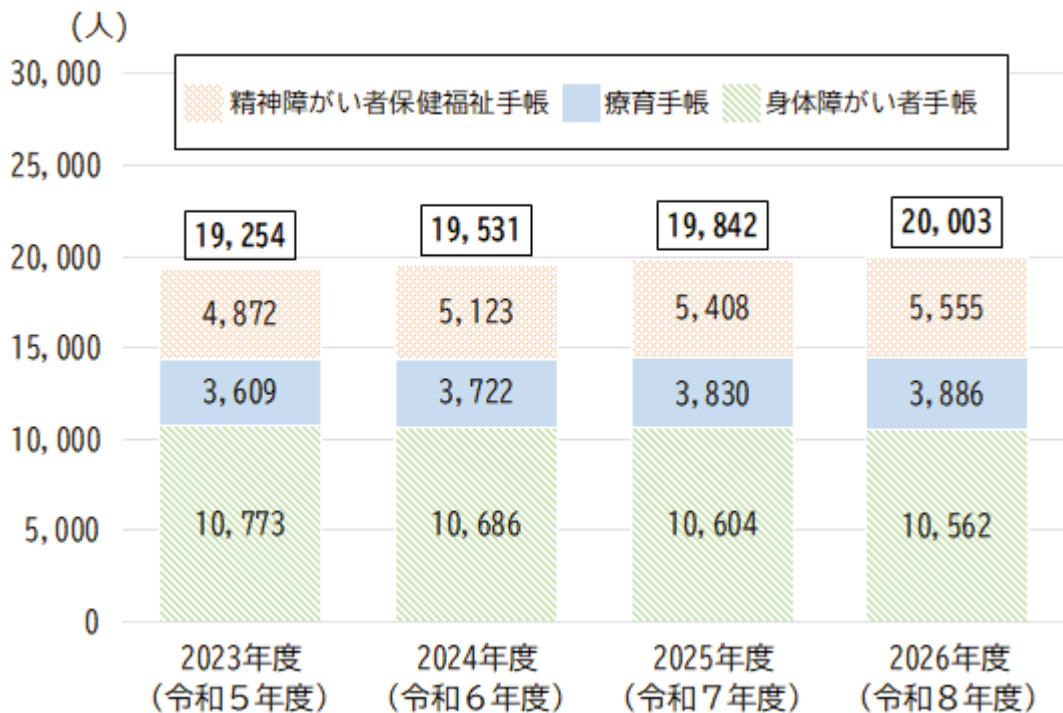
(7) 今後の手帳所持者数の見込み

2026年度（令和8年度）の障がい別障がい者手帳所持者数については、身体障がい者手帳所持者数10,562人、療育手帳所持者数3,886人、精神障がい者保健福祉手帳所持者数5,555人となることを見込まれます。

身体障がい者は減少する一方で、知的障がい者及び精神障がい者は増加していくことを見込まれます。

今後、手帳を所持していない方についても、手帳の取得が進むことが想定されることから、将来の障がい者手帳所持者数は、推計値よりも多くなる可能性があります。

図表 1-11 本市の今後の障がい者手帳所持者数の見込み



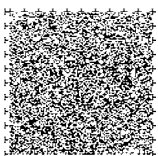
出典：企画政策課「藤沢市将来人口推計調査業務委託報告書」及び各種障がい者手帳所持者数の実績を踏まえ障がい者支援課にて作成

<推計の考え方>

2020年（令和2年）から2023年（令和5年）までの障がい者手帳所持者と、障がい種別ごとの障がい者比率（総人口に占める障がい者の比率）の実績を踏まえた上で、2024年（令和6年）から2026年（令和8年）の障がい者比率を推計しました。

これに藤沢市全体の推計人口を乗じて、各年の障がい種別ごとの障がい者手帳所持者数を見込みました。

藤沢市全体の推計人口については、2023年（令和5年）4月に公表した推計人口を活用しました。



5 計画の評価・見直し

(1) 課題抽出のプロセス

計画の策定に当たっては、施策の自己評価による点検とアンケートやヒアリングによる市民や支援者、障がい福祉サービス事業者等の意見を踏まえつつ、有識者、当事者、支援者及び市民等で構成される障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会（「計画検討委員会」）において、障がい者施策の課題を整理しました。

1) 計画の進捗評価

現計画に位置付けられた事業・取組について、庁内の関係各課と連携して施策の達成状況等を確認しました。

評価方法：担当課による自己評価

評価指標：5段階評価

<評価基準>

- ・達成できた
- ・おおむね達成できた
- ・どちらともいえない
- ・やや達成できなかった
- ・達成できなかった

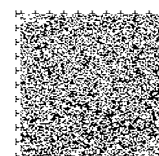
評価分析：評価理由・課題を記載し、5段階の自己評価結果と合わせて総合的に分析しました。

2) アンケート調査・ヒアリング調査の実施

障がい者やその保護者の生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題を把握することを目的に、市民を対象としたアンケート調査と、障がい当事者等団体や障がい福祉サービス事業者を対象としたヒアリング調査を行いました。

図表 1-12 アンケート調査の実施概要

アンケート調査の実施概要	
実施時期	2022年（令和4年）12月2日～12月26日
実施方法	自記式調査票の郵送による配布・回収（一部聞き取り調査）
調査対象	次の対象者から無作為抽出法により選定 障がい者：18歳以上で市内に住民票があり、次のいずれかに該当障がい者手帳所持者、自立支援医療受給者、発達障がい・高次脳機能障がい・難病の診断を受けている人 障がい児：（原則として保護者が記入） 18歳未満で市内に住民票があり、次のいずれかに該当障がい者手帳所持者、サービス支給決定がある人
回収結果	障がい者調査：1,250件配布、うち566件回収 （回収率45.3%） 障がい児調査：250件配布、うち128件回収 （回収率51.2%）



図表 1-13 ヒアリング調査の実施概要

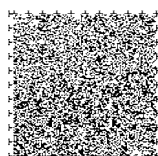
ヒアリング調査の実施概要	
実施時期	2022年（令和4年）7月6日～8月5日
実施方法	聞き取り内容を共有した上での半構造化面接法
調査対象	当事者・家族団体：12団体（団体ごとに個別実施） 障がい福祉サービス提供事業者：6グループ 相談系サービス、居宅系サービス、日中活動系サービス 居住系サービス、就労系サービス、児童通所系サービス

3) 計画検討委員会における審議

有識者、障がい当事者、支援者及び市民等で構成される計画検討委員会において、2022年度（令和4年度）に基礎情報の整理及びニーズ調査の設計を行った上で、計画の事業評価とニーズ調査の結果分析を実施し、障がい者施策における課題整理を行いました。

図表 1-14 計画検討委員会の実施概要

計画検討委員会の実施概要		
構成員	学識経験者：1人 障がい福祉施設の代表：3人 市民代表：1人	障がい児者関係団体の代表：3人 専門部会の代表：4人 合計：12人
実施日・ 主な議題	第1回：2023年（令和5年） 5月16日	・次期計画策定に向けた課題及び方向性
	第2回：2023年（令和5年） 7月11日	・令和4年度ふじさわ障がい者計画実績 ・見直しの骨子案 ・中間見直しに向けた方向性及び重点推進項目
	第3回：2023年（令和5年） 8月8日	・中間見直し重点推進項目 ・素案
	第4回：2023年（令和5年） 9月12日	・素案 ・サービス見込み量等算出の考え方
	第5回：2023年（令和5年） 10月16日	・概要版及びパブリックコメント ・素案
	第6回：2024年（令和6年） 1月15日	・パブリックコメントの実施結果 ・最終案、わかりやすい版



(2) 課題の整理

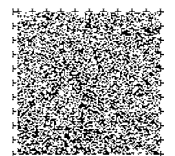
基本目標 1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の 達成状況	<p>【2021年度（令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業が「達成できなかった」であった。 ・25事業中23事業（92.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 <p>【2022年度（令和4年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「達成できなかった」「やや達成できなかった」はなかった。 ・25事業中23事業（92.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい理解を促進する取組についてはおおむね達成されている。 ・一方で情報保障や意思決定の取組については未達成のものもあり、感染症対応や障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の制定などを踏まえ、取組の手法等を改善していく必要がある。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

障がいへの 理解促進	<ul style="list-style-type: none"> ・「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として、障がい者・障がい児調査ともに「障がいへの理解と対応を広く伝えていく活動」が24.4%であった。 ・障がいの中でも対象人数が少ない障がいや、外見からは分かりづらい障がいに対する理解が不足している。 ・障がい者調査における差別を受けた経験の有無については、発達障がいの方が30.8%、精神障がいの方が18.5%であった。 										
合理的配慮 ・バリアフリー の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・視覚障がいや聴覚障がいへの配慮が不足している。 										
差別・偏見の 撤廃	<ul style="list-style-type: none"> ・不当な差別を受けた経験が「ある」について、障がい者調査では、前回21.8%から12.4%に減少している。 ・障害者差別解消法の「名称も内容も知っている」は障がい児調査で23.6%から13.3%に減少している。 ・不当な差別を受けた場所について、障がい者調査では、バスや電車などの交通機関が32.9%、学校や職場が31.4%、スーパーやレストランが20.0%と、日常生活でよく利用する空間で経験している人の割合が高い。 										
虐待	<ul style="list-style-type: none"> ・2019年度（令和元年度）から2022年度（令和4年度）まで虐待対応件数が増加している。 <table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"> <thead> <tr> <th></th> <th>2019年度 令和元年度</th> <th>2020年度 令和2年度</th> <th>2021年度 令和3年度</th> <th>2022年度 令和4年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>件数</td> <td>18件</td> <td>21件</td> <td>24件</td> <td>37件</td> </tr> </tbody> </table>		2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	件数	18件	21件	24件	37件
	2019年度 令和元年度	2020年度 令和2年度	2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度							
件数	18件	21件	24件	37件							
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・権利擁護等の制度の認知度は44.2%であった。 ・制度利用を妨げている要因は「制約が多い」「使い勝手がよくない」が挙げられている。 										

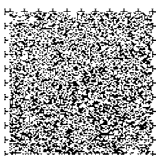


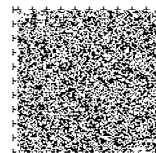
3) 国の動向

障がい者等に対する虐待の防止	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所等における虐待防止委員会や職員研修、責任者の配置の徹底 ・市町村における組織的対応、学校、保育所、医療機関との連携の促進
合理的配慮の事業者への義務化	<ul style="list-style-type: none"> ・(改正) 障害者差別解消法における、事業者による障がい者に対する合理的配慮の提供の義務化
障がい者による情報の取得・利用・意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法に基づく、障がい者による情報取得・利用・意思疎通に関わる施策の総合的な推進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
共生のための環境づくり	<ul style="list-style-type: none"> ・精神障がい、内部障がい及び発達障がいなどといった、外見では伝わりにくい障がい者への理解促進を強化 ・地域の様々な場所で相互理解や支え合いを実現できる施策の推進
権利擁護の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・インクルーシブ教育等の充実による幼い頃からの差別解消や虐待防止の推進 ・権利擁護関連事業の継続実施及び福祉サービス利用における障がい者の意思決定支援の推進





基本目標2 支援体制の強化 【支援の基盤づくり】

1) 事業・取組の評価

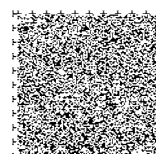
事業・取組の 達成状況	<p>【2021年度（令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業が「達成できなかった」であった。 ・21事業中19事業（90.5%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 <p>【2022年度（令和4年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・1事業が「達成できなかった」であった。 ・21事業中20事業（95.2%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・相談支援の取組については全般的に達成されているが、総合相談等の体制の評価が必要な時期になっている。 ・体制整備の取組についてもおおむね達成されているが、障がい種別や程度にかかわらず、障がい者が、地域生活を継続していくための体制整備など、新たな課題への対応などについて検討していく必要がある。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・市が力を入れることとして、わかりやすい情報の発信（29.9%）が求められている。 ・相談する人が「いない」人は5.1%であった。 ・支援に関する情報の入手方法において、情報の入手先は、市・県の広報、問い合わせ、ホームページで全体の75.5%を占めている。 ・「利用者が自分に適した事業所・サービスを選択するための情報が不足している」や「計画相談のサービス量・質ともに不足している」との意見があり、実際のサービス等利用計画セルフプラン^{※1}作成率も50.8%（2023年（令和5年）3月31日時点）であった。
主な支援者が 不在時の対応	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者調査では主な支援者が病気や不在のときに、代わりの支援者がいないと回答した割合は前回の20.0%から36.1%に増加している。 ・「急遽、家族の支援を受けられなくなったときの支援が不足している」や、「安全・安心プランの普及や実効的な運用が足りていない」との意見がある。
支援者間の 連携・協働	<ul style="list-style-type: none"> ・行政に望む取組として、「障がい者を支える家族や福祉サービス従事者、関係機関職員などへの支援」が33.7%となっている。
福祉人材の 確保と育成	<ul style="list-style-type: none"> ・希望の福祉サービスを利用できなかった人は15.4%であった。 ・福祉人材の高齢化等によるマンパワーの不足だけでなく、障がい特性の理解など人材の質の向上も課題である。

※1 セルフプラン

介護・訓練等給付サービスを利用する際、必要な計画書のことをサービス等利用計画書といいます。この計画書は、本来、計画相談支援事業所が作成することになっていますが、地域の諸事情により、障がい者自身もしくは作成補助者が作成する場合があります。障がい者自身もしくは作成補助者により作成された計画のことをセルフプランといいます。

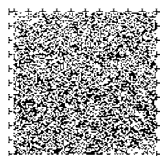


3) 国の動向

「地域共生社会」の実現に向けた取組	<ul style="list-style-type: none"> ・社会福祉法に基づく地域福祉計画及び重層的支援体制整備事業実施計画との連携を図りつつ、市町村による包括的な支援体制整備の推進
障がい者等の地域生活の支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・共同生活援助（グループホーム）の支援として、一人暮らし等を希望する人に対する支援や退居後の相談等が含まれることが追加
地域における相談支援体制の充実強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターによる相談支援体制の充実・強化等に向けた取組の推進 ・地域づくりに向けた協議会の活性化
福祉サービス・人材の質・量の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい福祉サービスの質に係る新たな仕組みの検討 ・ICTやロボットの導入による事務負担の軽減、業務の効率化や職場環境の整備の推進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
相談支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターを中心とした相談支援事業所等との既存のネットワークを基に、関係機関や福祉サービス事業所との連携強化を図り、障がい者の地域生活を支える体制の構築
連携による支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・安全・安心プランを軸にした地域連携により、障がい者一人ひとりの不測の事態に対応可能な実効性のある体制の構築
支援・サービス提供体制の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・福祉サービスの充実に向けた、行政内外での連携を踏まえた、「人材確保」「質の向上」などの総合的な取組の推進



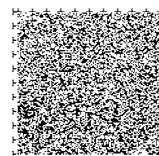
基本目標3 地域での生活を支える支援の充実 【日常生活の支援】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の達成状況	<p>【2021年度（令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none">・1事業が「達成できなかった」、2事業が「やや達成できなかった」であった。・37事業中29事業（73.4%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 <p>【2022年度（令和4年度）】</p> <ul style="list-style-type: none">・1事業が「やや達成できなかった」であった。・37事業中32事業（86.5%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・個別支援の取組については、提供体制の充実は一定見られるものの、地域生活の継続を考えたとき、医療的ケアをはじめとする重度障がい者のニーズに応じた支援については課題がある。・障がい福祉サービスの取組については、地域生活支援事業の制度評価と見直しが急務である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

福祉サービスの利用	<ul style="list-style-type: none">・希望する福祉サービスが利用できなかった経験が「ある」方は障がい者調査では15.4%、障がい児調査では39.8%で、特に「発達障がい者」「在宅で支援区分の高い人」の割合が高い。・医療的ケアの必要な重度障がい者等に対応した福祉サービス、精神障がいに対応した生活介護や居宅介護、余暇支援を含む移動支援、短期入所が不足している。
障がい者の高齢化及び重度化	<ul style="list-style-type: none">・障がい者調査における障がい当事者の年齢は「60代以上」が、56.4%を占める。・要支援・要介護の認定割合については、前回調査の16.2%から26.1%に増加している。
家族介護者の高齢化	<ul style="list-style-type: none">・主な支援者の年齢は60歳以上が60.3%を占める。・支援者の高齢化に伴う家族介護の負担が増加している。
障がい特性等に応じた生活の場の確保	<ul style="list-style-type: none">・親なき後の生活の場、医療的ケアの必要な重度障がい者等及び発達障がい者に対応した生活の場が不足している。

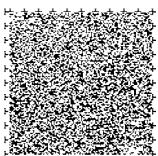


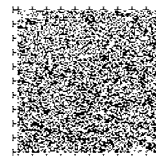
3) 国の動向

入所等から地域生活への移行、地域生活の継続支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 重度障がい者等への支援など、地域ニーズへの対応 ・ 地域の社会資源の活用及び関係機関との連携も含めた効果的な支援体制の整備推進 ・ 共同生活援助（グループホーム）における一人暮らし等の希望の実現に向けた支援の充実
発達障がい者等支援の一層の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 発達障がい者地域支援マネージャーの地域支援機能強化 ・ 強度行動障がいやひきこもり等の困難事例への助言等を推進
難病患者への支援の明確化	<ul style="list-style-type: none"> ・ 障がい福祉計画等の策定における難病患者、難病相談支援センター等からの意見の尊重
きめ細かい地域ニーズを踏まえた計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・ データに基づいた地域における障がい福祉の状況の把握 ・ 障がい者にとって身近な地域で支援が受けられるよう事業所整備を推進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
一人ひとりの必要に応じた支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・ 入所等からの地域移行、地域定着のための支援の充実 ・ 重度障がい、強度行動障がい及び難病などの障がいのある人への支援の充実
レスパイトなどの在宅生活支援の拡充	<ul style="list-style-type: none"> ・ 支援者の高齢化や、生活状況の多様化を踏まえた、短期入所などの障がい者の在宅生活を下支えするサービスの拡充
暮らしの場の確保支援	<ul style="list-style-type: none"> ・ 親なき後、支援者なき後を見据え、障がい者が自立した地域生活に移行する際の共同生活援助（グループホーム）等を含めた様々な障がい特性に応じた住居の確保





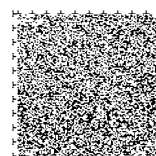
基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実 【療育・教育等】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の達成状況	<p>【2021年度（令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未達成事業はなかった。 ・20事業中16事業（80.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 <p>【2022年度（令和4年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未達成事業はなかった。 ・20事業中19事業（95.0%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て支援施策の取組は充実しているが、早期発見、早期療育等のきめ細かな体制づくりや、取組の検証が必要である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

相談支援	<ul style="list-style-type: none"> ・「相談する人がいない」と回答した保護者は、3.1%であった。 ・相談支援を充実させるために必要なこととして、「専門的な相談や助言ができる人材がいること」が65.6%、「対応する人が障がい特性を理解してくれること」が58.6%と割合が高い。
療育・教育	<ul style="list-style-type: none"> ・十分な支援が受けられていると感じている障がい児の保護者は、73.4%を占める。 ・保育、教育環境で困っていることは「通園・通学時の送迎」「職員等の配置が不十分」「特性に応じた学習や訓練が不十分」であった。 ・医療的ケアや行動障がいのある子どもに配慮した療育・教育環境が不足している。
放課後の過ごし方	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後等デイサービスや学校と情報共有を行っている保護者は、77.6%を占める。 ・放課後等の過ごし方で困っていることは、「体験を充実させる支援が少ない」「家族の負担・ストレスが大きい」の割合が高い。 ・放課後等デイサービス事業所を選ぶ上で重視したことは、「学校や自宅への送迎をしてくれる」「希望する曜日に空きがある」の割合が高い。
障がい児福祉施策	<ul style="list-style-type: none"> ・希望の福祉サービスを利用できなかった人は39.8%であった。 ・障がい福祉施策を充実させるため、市に望む取組として、障がい児調査では、「障がい者が自分で社会生活を送るための能力を高める支援」「人生の節目や生活状況に応じた支援」の割合が高い。 ・「障がい者やその家族が、障がい児から障がい者へのライフステージの移行に伴う生活環境の変化への順応が難しい状況」との意見がある。 ・将来の生活に向けての家庭での取組において、「自分の意思を他人に示す練習をしている」が64.1%、「身だしなみや身の回りの整理整頓の練習」が55.5%であった一方で、「子どもの将来について、相談支援員などの専門職に相談している」は15.6%、「特に何もしていない」は10.9%となっている。

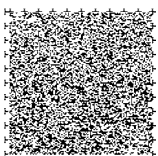


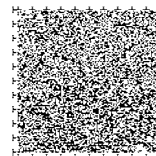
3) 国の動向

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターでの地域の中核的役割、機能強化による重層的な支援体制の整備及び地域におけるインクルージョンの推進 ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築 ・障がい児入所支援から大人にふさわしい環境への円滑な移行推進
障がい児支援体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地域における障がい児や医療的ケア児等への支援体制の強化

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
成長・発達に合わせた療育環境の支援	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性や成長に合わせた適切な療育環境を整えるため、児童発達支援センターの中核的役割の明確化や機能の強化 ・障がい児の地域への参加や包括（インクルージョン）の推進
支援の充実と保護者への適切な情報の提供	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅での子育てや、療育を支えるための支援の充実 ・保護者が子どもにとって適切な療育環境を選択できるよう、情報の提供やサポート体制の充実
医療的ケア児等への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・医療的ケア児とその家族が安心して生活できるよう、関係機関等の連携促進、関係情報の集約・発信、支援者の養成など、総合的な支援体制の充実





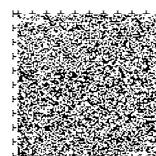
基本目標5 社会参加を支える支援の充実 【参加・活躍の支援】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の 達成状況	<p>【2021年度（令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2事業が「達成できなかった」であった。 ・38事業中34事業（89.5%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 <p>【2022年度（令和4年度）】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・未達成事業はなかった。 ・38事業中36事業（94.7%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none"> ・就労、社会参加の取組についてはおおむね達成できているが、就労定着や継続的な社会参加等において課題がある。 ・障がい者スポーツについては、東京2020パラリンピック競技大会のレガシーを継承するなど、社会資源を有効に活用する必要がある。 ・手話講習会においては、コミュニケーション手段として普及啓発を進めるとともに、手話通訳者の養成につなげるなど専門性を意識した取組が必要である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

就労	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の就労希望として「企業等の一般雇用」「企業等の障がい者雇用」「福祉的就労」でそれぞれ30%前後となっており、働き方のニーズが多様化している。 ・就労している人の就労時の困りごとが「特にない」と回答した人は51.5%であった。 ・「市における雇用の促進するための制度の積極的な導入、推進ができていないと当事者が感じている」や「雇用する企業側の障がい者の就労環境整備が追い付いておらず、定着率が改善できていない」との意見がある。
地域活動（ス ポーツ・文化・自 然体験）	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者調査では、外出時に何らかの困りごとを抱えている人は、57.7%であった。 ・地域活動に「参加している」人は、20.9%で、参加している活動では「自治会・町内会の活動」「友人・知人同士の趣味の集まり」の割合が高い。 ・地域活動に参加している人のうち、「余暇（文化・スポーツ活動など）」の割合は、11.1%である。 ・障がい児調査では、放課後や休日の過ごし方での困りごととして「様々な体験をさせたいが、支援体制がない」が30.5%であった。
情報入手・意思 疎通	<ul style="list-style-type: none"> ・地域生活を行う上で必要な支援として、「障がい者が入手しやすい情報の発信の工夫」は障がい支援区分の高い人で多くなっている。 ・情報入手、伝達に必要な支援として「障がいの種類・程度に応じた伝達手段の充実」「障がいの種類・程度にかかわらず同じタイミングで情報が得られる仕組みや環境の整備」が必要となっている。

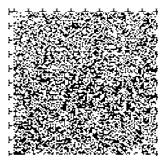


3) 国の動向

多様な就労ニーズへの 障がい者雇用の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・「就労選択支援サービス」の創設 ・ハローワークによる職業指導等の実施
一般就労への移行	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労への移行及び定着状況に関する成果目標の設定 ・地域における障がい者の就労支援に関する状況の把握 ・関係機関との情報共有及び連携した取組
文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・文化芸術活動に関する施策を総合的・計画的に推進
情報の取得利用・ 意思疎通の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい特性に配慮した意思疎通支援及び支援者の養成等の促進

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

見直しのポイント	
就労等への参加・ 活躍支援	<ul style="list-style-type: none"> ・一般就労を目標とした就労訓練や就労移行支援等の福祉サービスの充実 ・多様な働き方や雇用形態に関する地元企業への啓発の充実
地域活動への 参加に向けた支援	<ul style="list-style-type: none"> ・必要な情報の内容など、地域活動情報の提供のあり方についての検討 ・障がいの有無にかかわらず、地域活動に参加できる環境づくりやサポートの充実
スポーツや文化芸術活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい児者がスポーツや文化芸術活動を楽しむことができる環境や場の充実
情報取得や意思疎通支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの種類や程度にかかわらず、必要なときに必要な情報の取得・発信するための仕組みや情報発信等の推進



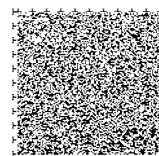
基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進 【安心の基盤づくり】

1) 事業・取組の評価

事業・取組の達成状況	<p>【2021年度（令和3年度）】</p> <ul style="list-style-type: none">・2事業が「達成できなかった」であった。・23事業中18事業（78.3%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。 <p>【2022年度（令和4年度）】</p> <ul style="list-style-type: none">・未達成事業はなかった。・23事業中19事業（82.6%）が、「おおむね達成できた」「達成できた」であった。
課題の分析	<ul style="list-style-type: none">・福祉、医療の連携については、医療的ケア児支援法の施行を踏まえ、積極的な取組を推進する必要がある。・防災の取組については、おおむね達成しているが、当事者と家族に実感のある効果は生じていないことから、不安要素を軽減させる手法などの改善が必要である。

2) アンケート・ヒアリング結果による課題整理

医療	<ul style="list-style-type: none">・受診時に「困りごとがない」障がい者の割合は61.1%であった。・医療的ケアが必要な人の「受診の際に困っていること」について、障がい者調査では「移動手段がない」「付き添い等の介護者がいない」「自分に合う薬や治療やリハビリの方法を見つけれない」の割合が高く、障がい児調査では「希望する専門の医療機関が見つからない」「かかりつけ医を決められない」「本人が受診を嫌がる」の割合が高い。・「市内に発達障がいや難病などの専門的な医療機関が限られている」との意見がある。
災害時の対応	<ul style="list-style-type: none">・「地域で自分らしく活動ができるよう、行政が特に力を入れるべきこと」として「障がいがあっても安心できる防犯・防災体制」が26.5%であった。・火事や災害時の不安が「特にない」は10.2%で、最も多い困りごとは「投薬や治療が受けられなくなる」が48.2%であった。・火事や災害時に助けてくれる近所の人「いない」は41.3%であった。周囲に支援を求めるときの困りごとは「誰に支援を求めればよいかわからない」が47.7%であった。・火事や地震時一人で判断して避難が「できる」は、障がい者調査で47.7%、障がい児調査では12.5%であった。障がい者調査では、高次脳機能障がいや重症心身障がいの人、障がい児調査では、知的障がいや知的判定、重症心身障がいの人は「できる」の回答の割合が低い。・「避難行動要支援者名簿の作成、運用が自治会や町内会に任せられており、網羅的な運用ができていない」や「個別避難計画の策定状況が芳しくない」との意見がある。



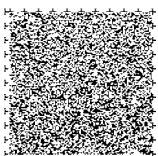
経済的支援	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の生活で不安に感じていることで「生活費」と回答した人は、障がい者調査では43.6%、障がい児調査では39.8%であった。 ・障がい者調査では「生活費」の回答が前回調査の36.0%から43.6%に増加し、特に精神障がいや発達障がいの人の回答割合が高い。また、障がい児調査では難病の方の回答の割合が高い。 ・「経済的に困難な障がい者世帯があるので、本人だけでなく家族の収入も含めて考えるべきである」との意見がある。
--------------	--

3) 国の動向

障がい児のサービス提供体制の計画的な構築	<ul style="list-style-type: none"> ・地方公共団体における医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築
難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・医療費助成の開始日を重症化したと診断された日に前倒し ・難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化
災害対策基本法の改正	<ul style="list-style-type: none"> ・2021年（令和3年）の災害対策基本法の改正により、市町村においておおむね5年間での、避難行動要支援者ごとに「個別避難計画」の作成が努力義務化

4) 中間見直しに向けた課題の方向性

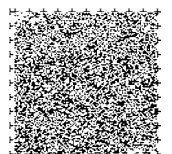
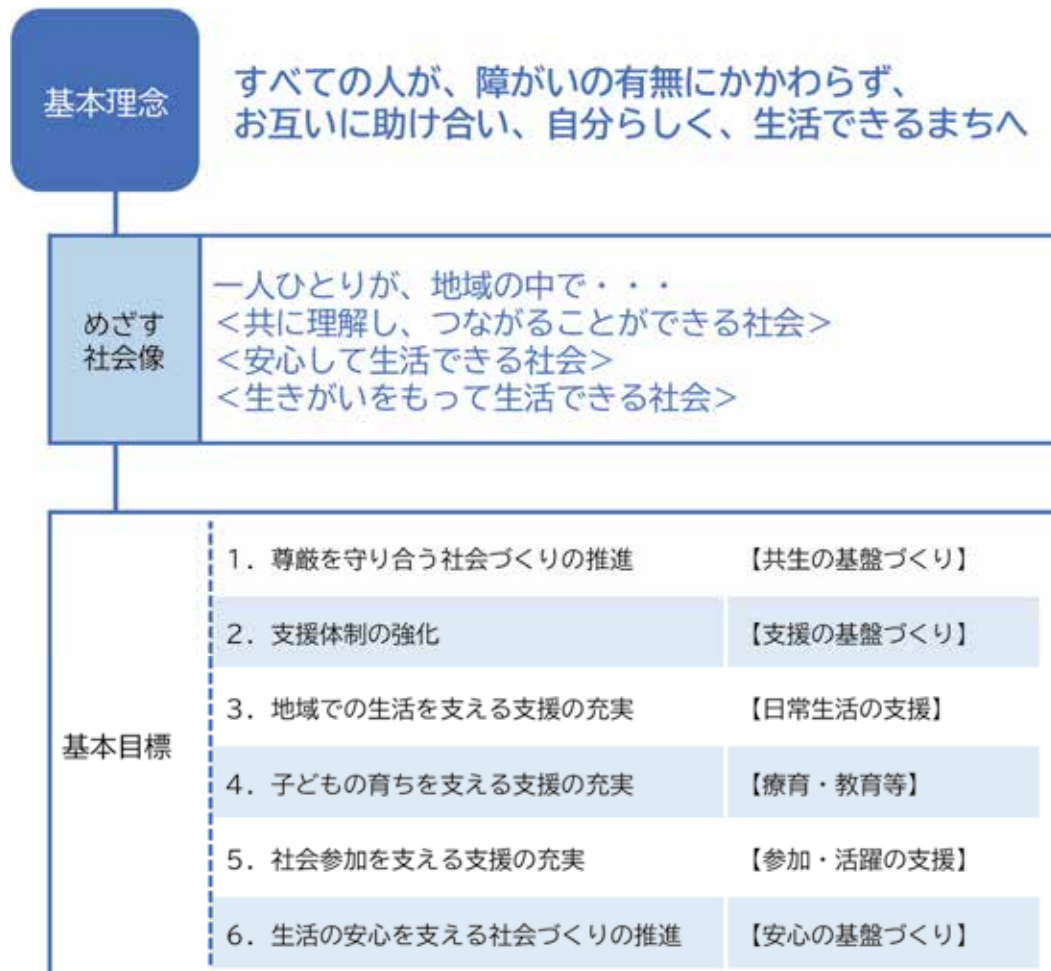
見直しのポイント	
医療的ケアの必要な人への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・重度障がい者、難病患者、医療的ケアが必要な人などの受け入れ可能な施設等の充実 ・障がい者等歯科の保健医療体制の充実
緊急時・災害対策等の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・家族や支援者だけでなく、緊急時や災害時に障がい者の命を守るための体制の構築 ・要支援者名簿受取自治会の拡充、安全・安心プランを含めた個別避難計画の推進
経済的な支援の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・工賃の向上など、障がい者が経済的にも自立した生活を行えるような経済的基盤の充実



第2章 ふじさわ障がい者計画

1 基本方針

(1) 計画の骨子



(2) 基本理念について

基本理念

すべての人が、障がいの有無にかかわらず、
お互いに助け合い、自分らしく、生活できるまちへ

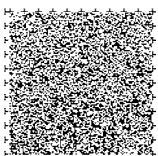
この社会のすべての人には自分らしく生きていく権利があります。障害者権利条約では、障がいに基づくあらゆる差別の禁止や、障がい者の自立した生活と地域社会への包容などについて定められています。また、2011年（平成23年）に障害者基本法が改正され、2021年（令和3年）には障害者差別解消法が改正されるなど、地域で生活している一人ひとりが、障がいの有無にかかわらず、お互いを支え合う共生社会の実現が求められています。

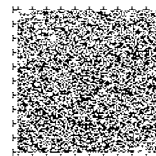
しかし、障がい者は、障がいを理由とする不当な差別や、障がいに関する理解の不足等により、社会の中で様々な制限や制約（「社会的障壁」）を受けています。この「社会的障壁」を除去するためには、障がいに関する理解を広め、必要な支援や合理的配慮の提供等により、障がい者の心身の状態等に起因する不自由な状況を改善し、一人ひとりの尊厳と自立を保障する必要があります。また、社会生活を行う上での様々な選択の機会において、障がい者の意思決定が尊重されるように配慮する必要があります。

本市は、インクルーシブな社会の概念を踏まえ、お互いに助け合い、障がいの有無にかかわらず、一人ひとりが自分自身の意思や決定に基づき、自分らしく生活できるまちづくりに向けた取組を推進します。

障がいの概念は、本人の医学的な診断や判定によってのみ規定されるものではなく、社会の側に、様々な心身状況の人々と共に過ごすことを前提とする環境や関係づくりが十分でないことから生じる様々な障壁を課題視するものです。

本市では、「障がいは、個人の心身機能の障がいと社会的障壁により生じている」ということや個人の意思決定を尊重するという考えのもと、障がいの有無にかかわらず、お互いの人権や尊厳を大切に、助け合い、一人ひとりが自分らしく生活できる社会の実現をめざしていきます。





(3) めざす社会像について

<共に理解し、つながることができる社会>

私たちは、生活の様々な場面において他者との協力やつながりが必要であり、一人の力だけで地域に住み続けることは困難な場合があります。また、障がい当事者やその家族が、ピアカウンセリングやボランティア活動等、広く地域社会に対して参画・協力できることが多くあります。そして、一人ひとりのつながりと地域参加を進めるためには、障がいに関する差別や偏見、生活環境等の社会的障壁の除去を地域において進めることが必要です。

本市では、これまで障がい者が地域に住み続けるために、地域に密着した相談支援体制や、発達障がい者に対する支援の強化・充実とともに障がいに関する理解を広め、社会的障壁を取り除くための取組を進めてきました。

こうした公助と地域の方々が支え合う共助の仕組みづくりを通じて、障がい者も市民として地域社会に参加し、一人ひとりが、地域の中で、共に理解し、つながることができる社会をめざします。

<安心して生活できる社会>

私たちが、地域で安心して暮らし続けていくためには、本人や家族の状況に応じた保健・医療などの支援が、地域において切れ目なく提供される仕組みが必要です。また、風水害や感染症などの災害対策や見守り等の安全対策も重要となります。

本市では、子どもから高齢者、障がい者、生活困窮者等、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した「支え合いの地域づくり」を進めています。さらに、災害時に支援が必要な方々に対する地域での防災支援や、見守り・パトロールなどの地域での防犯対策を進めています。

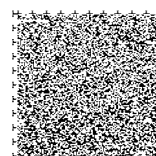
今後、一層保健・医療との連携や福祉・医療の緊急時や災害時対策を推進し、一人ひとりを支える仕組みを構築する中で、一人ひとりが、地域の中で、安心して生活できる社会をめざします。

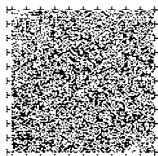
<生きがいをもって生活できる社会>

私たちが、生きがいをもって生活するためには、自分自身の意思決定に基づき、自分らしく生活できる地域が必要となります。同時に社会生活での様々な選択の機会において、一人ひとりの意思決定が尊重されるような環境設定が求められます。

本市においては、今後、就学や就労、地域活動への参加等を通じて、障がい者が、積極的に社会や地域に関わり、より多くの活動に取り組んでいけるような環境の整備を推進していきます。

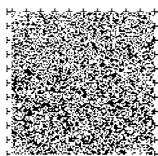
このことを踏まえ、本市では、地域や社会において、一人ひとりが、地域の中で、生きがいをもって生活できる社会をめざします。





(4) 施策の体系

基本目標	施策の柱	施策の方向性
基本目標1	尊厳を守り合う社会づくりの推進	
共生の 基盤づくり	1-1 共生のための環境づくり	(1) 障がい理解と心のバリアフリーの促進 (2) 合理的配慮の提供の推進
	1-2 権利擁護の推進	(1) 差別解消と虐待防止の推進 (2) 意思決定支援の推進
基本目標2	支援体制の強化	
支援の 基盤づくり	2-1 相談支援の強化	(1) 福祉情報・相談窓口の利便性の向上 (2) 相談支援体制の拡充 (3) 計画相談支援・障がい児相談支援の推進
	2-2 連携による支援体制の強化	(1) 横断的な協議体制の確保 (2) 地域における支援体制の構築
	2-3 支援・サービス提供体制の確保	(1) サービス提供施設・事業所の充実 (2) 支援人材の育成・確保
基本目標3	地域での生活を支える支援の充実	
日常生活の 支援	3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進	(1) 様々な障がい等に応じた支援の充実 (2) 重度障がいに対応した支援基盤の充実 (3) 障がい当事者の高齢化への対応
	3-2 障がい福祉サービス等の充実	(1) 障がい福祉サービスの充実 (2) その他の福祉サービスや事業との連携 (3) 家族の支援
	3-3 暮らしの場の確保支援	(1) 住まいの確保支援 (2) 入所施設等の整備 (3) 住宅改良の支援
基本目標4	子どもの育ちを支える支援の充実	
療育・ 教育等	4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実	(1) 障がいの早期発見・早期対応の推進 (2) 保育・療育の充実
	4-2 学齢期における教育等支援体制の充実	(1) 学校教育の充実 (2) 様々な学びや体験機会の充実
	4-3 切れ目のない障がい児支援の充実	(1) 成長に応じた発達支援の充実 (2) 障がい児支援サービスの充実 (3) 子育ての支援
基本目標5	社会参加を支える支援の充実	
参加・活躍 の支援	5-1 就労等への参加・活躍支援の推進	(1) 就労支援体制の充実 (2) 様々な仕事や創作活動の充実
	5-2 様々な活動への参加促進や支援	(1) 文化・スポーツ活動の充実 (2) 様々な活動への参加促進 (3) 当事者・家族団体等の活動支援
	5-3 活動の手段や環境の確保	(1) 外出・移動支援の充実 (2) 情報の受発信支援
基本目標6	生活の安心を支える社会づくりの推進	
安心の 基盤づくり	6-1 保健医療体制の確保	(1) 健康増進・リハビリの推進 (2) 受診しやすい医療体制の確保 (3) 医療的ケアと家族への支援環境の整備
	6-2 緊急時対応・災害対策等の強化	(1) 緊急時支援の確保 (2) 災害対策・感染症対策の強化
	6-3 経済的な支援	(1) 経済的な支援



2 目標と主な取組

(1) 基本目標1 尊厳を守り合う社会づくりの推進【共生の基盤づくり】

- ・ 障害者権利条約、障がいの社会モデル及び人権モデルなど、多様化している障がいに対する考え方や正しい知識の普及と理解促進を図り、あらゆる人が互いに尊重しながら暮らせるインクルーシブな社会づくりを進めます。
- ・ 虐待や差別のない社会づくりに注力するとともに、障がい者が、自身の決定に基づいた選択や、生活を営めるような支援体制を充実します。

1-1 共生のための環境づくり

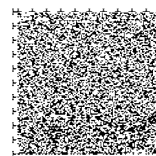
<施策の方向性>

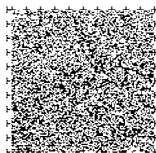
施策1：障がい理解と心のバリアフリーの促進

- ・ 講演会や体験イベントの実施、啓発用素材の作成及び活用、ヘルプマーク等の普及に努めるとともに、精神障がい、内部障がい及び発達障がい等といった外見では伝わりにくい障がいへの理解促進を強化します。
- ・ 学校や職場、地域の中で、障がいの有無にかかわらず、あらゆる人が生活への支援や手助けをお互いに受けられ、支え合いながら暮らすことのできるインクルーシブな社会の形成を促進します。

施策2：合理的配慮の提供の推進

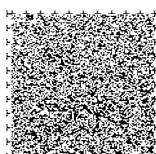
- ・ 各種訪問調査時等における手話通訳者等の派遣、視覚障がい者IT講習会の開催をはじめ、コミュニケーション手段の確保及び情報保障に係る支援を充実します。
- ・ 手話通訳者、要約筆記者の派遣や市役所での手話通訳者設置等を実施します。
- ・ プッシュ型の情報発信を推進し、障がいの特性や程度にかかわらず、必要な情報を取得できる環境づくりに取り組みます。
- ・ 公共施設や公園、街や道路の整備、交通バリアフリー等について、計画段階から望ましい整備が進むよう、藤沢市バリアフリー化基本方針及び藤沢市道路の移動等円滑化整備ガイドラインなどの計画を踏まえ、関係部署、機関との連携を図ります。
- ・ 行政内での合理的配慮の提供をさらに推進するため、職員の対応力向上に取り組みます。
- ・ 民間事業者による円滑な合理的配慮の提供を推進するため周知、啓発、相談等に取り組みます。



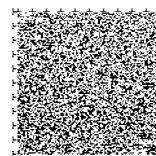


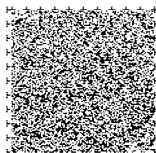
<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
1	障がい理解の普及・啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・障がいの正しい理解を促進するための普及・啓発に取り組みます。特に精神障がい、内部障がい及び発達障がい等といった外見では伝わりにくい障がいへの理解促進を強化します。 ・また、障がいを理由とする差別の解消に向けた周知活動を継続して行います。 	障がい者支援課
2	心のバリアフリー推進事業	<ul style="list-style-type: none"> ・「心のバリアフリーハンドブック」や「藤沢バリアフリーマップ」の作成及び心のバリアフリー講習会等の実施を通じて、障がいに対する正しい認識と理解を深め、障がい者の社会参加を推進します。 ・また、これらのツールを活用し、民間事業者による円滑な合理的配慮の提供を促進するため周知、啓発、相談等に取り組みます。 	障がい者支援課
3	「ヘルプマーク」「ヘルプカード」の普及	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者などが、周囲に支援や配慮が必要であることを示す「ヘルプマーク」の周知を進めるとともに、困り事が起こった際に、自身の障がいについて周囲に知らせるための「ヘルプカード」の普及に向けて取り組みます。 	障がい者支援課
4	職員サポートブックの活用	<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者への正しい対応の理解と合理的配慮の推進に向けて、職員サポートブックを活用します。 ・また、必要に応じて職員サポートブックの内容を見直します。 	障がい者支援課
5	認定訪問調査等に係る手話通訳者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・要介護認定時の訪問調査及び規定の診断を受ける際に、手話通訳者等の派遣を行います。 ・障がい支援区分認定時の訪問調査及び市相談支援事業における手話通訳者等の派遣を行います。 	介護保険課 障がい者支援課
6	手話通訳者の設置	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者の意思疎通支援を行うために、障がい者支援課窓口到手話通訳者を設置します。 	障がい者支援課
7	手話通訳者・要約筆記者の派遣	<ul style="list-style-type: none"> ・聴覚障がい者の日常生活において、意思疎通支援の必要性の高い場面にに対し、手話通訳者・要約筆記者を派遣します。 ・また、病気やケガなど救急における手話通訳の派遣を実施します。 	障がい者支援課
8	障がい者への合理的配慮についての検討	<ul style="list-style-type: none"> ・コミュニケーション手段の確保及び情報保障など意思疎通支援、情報のバリアフリー化、視覚的にわかりやすい環境を作る「構造化」等、個々の障がいに合ったわかりやすい情報提供に取り組みます。 ・また、プッシュ型の情報発信を推進し、障がいの特性や程度にかかわらず、必要な情報を取得できる環境づくりを検討します。 	障がい者支援課 庁内各課
9	職員研修の活用による普及・啓発	<ul style="list-style-type: none"> ・人権研修や接遇研修と連携を図りながら、障がいに対する理解や必要な配慮等について普及・啓発を行います。 ・また、効果的な研修手法についての検討を進めます。 	障がい者支援課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
10	CATV（ケーブルテレビ）視覚広報事業	・聴覚障がい者にも視聴していただけるよう、ケーブルテレビで放映する市広報番組全編において、手話通訳者による同時通訳を引き続き行います。	広報シテプロモーション課
11	広報ふじさわ発行事業	・「点字版広報ふじさわ」と「声の広報」の作成、市のホームページ上で行っている「声の広報」のポッドキャスト配信を引き続き実施します。 ・また、広報の音声コード版作成等、新たな情報提供の手法についても検討を行います。	広報シテプロモーション課
12	点字及び声の議会報発行業務	・視覚障がい者や活字を読みづらい方のために「点字版ふじさわ市議会だより」と「声のふじさわ市議会だより」を作成します。	議 事 課
13	ホームページ運営管理事業	・障がい特性や程度にかかわらず、必要な情報を取得できるよう、JIS 規格や国のガイドラインに基づき、アクセシビリティに配慮したホームページ作成を行います。	広報シテプロモーション課
14	視覚障がい者IT講習会	・視覚障がい用パソコンを図書館内に常設し、基本操作・インターネット等の利用方法について講習会を実施します。	総合市民図書館
15	視覚障がい者スマートフォン体験教室【新規事業】	・スマートフォン（iPhone）のサポート機能を使い視覚障がい者でも操作できる方法を体験する教室を実施します。	総合市民図書館
16	発行物のバリアフリー化【新規事業】	・市からの情報の内容を市民に届きやすくするために「わかりやすい版」「テキスト版」「拡大文字版」の作成に取り組みます。	障がい者支援課 庁内各課
17	聴覚障がい者等コミュニケーション支援【新規事業】	・ヒアリンググループ、軟骨伝導補助イヤホン、音声の文字変換ツール、コミュニケーションボードの導入等により、コミュニケーション支援を推進します。	障がい者支援課
18	視覚障がい者コミュニケーション等支援【新規事業】	・二次元コード、デイジー、ナビレンスの導入等により、コミュニケーション等支援を推進します。	障がい者支援課





1-2 権利擁護の推進

<施策の方向性>

施策1：差別解消と虐待防止の推進

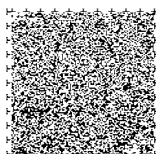
- ・学齢期からの人権意識の向上に向け、インクルーシブ教育や人権教育を進めるとともに、福祉サービスの活用を促すことにより、障がい者の日常生活環境の充実に取り組みます。
- ・「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」に基づく人権啓発の推進、誰もが利用しやすい人権相談体制の充実に図ります。
- ・「障がい者差別解消支援地域協議会（差別解消協議会）」を開催し、障がいを理由とする差別解消に取り組みます。
- ・「障がい者虐待防止センター」において、障がい者虐待の防止、早期発見・早期対応に取り組みます。
- ・ジェンダー平等や、子ども、高齢者及び障がい者などについての差別解消、虐待防止に向け、各事業を推進するとともに、関係部署、機関と連携し、世代や分野を超えた課題の解決に取り組みます。

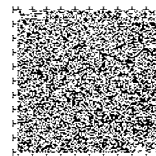
施策2：意思決定支援の推進

- ・日常生活、社会生活を送る上での選択、判断、決定等について、本人が主体的にできるよう、家族とも協力し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。
- ・福祉サービスの利用や金銭管理に係る判断を補う支援（日常生活自立支援）を継続して推進するとともに、成年後見制度利用に係る各種の取組を実施します。

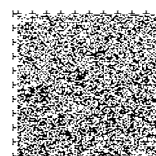
<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
19	学校教育における人権教育の推進	・子どもの成長段階に応じ、自分の大切さとともに他の人の大切さも認めることのできる人権教育・人権啓発を推進します。 ・人権・環境・平和教育担当者会を実施し、教職員等の意識啓発を図ります。	教育指導課
20	人権啓発の推進	・多岐にわたる人権課題の解決に向けて、「ふじさわ人権文化をはぐくむまちづくり指針」に基づき、一人ひとりの市民が尊重され、互いの違いを認め合い、あらゆる人が共に生きる社会をめざして、講演会・研修会等の啓発事業を実施します。	人権男女共同平和国際課
21	人権相談体制の支援	・誰もが利用しやすい人権相談体制の充実に図るため、毎週金曜日の定例人権相談に加え、人権週間等における特設の人権相談の実施を支援します。	人権男女共同平和国際課
22	障がい者虐待防止センターの運営	・障がい者虐待の早期発見、迅速な対応、サービスの活用を含めた適切な支援等を実施することを目的に、障がい者虐待防止センターを運営します。 ・また、障がい者虐待の防止に関する啓発活動等を実施します。	障がい者支援課





番号	事業・取組	事業内容	担当課
23	差別解消協議会の開催	・差別解消協議会を開催し、障がいを理由とする差別を解消するために必要な情報を交換するとともに、相談事例を踏まえた取組を進めます。	障がい者支援課 産業労働課
24	児童虐待防止対策の推進	・児童虐待の予防を図るとともに、関係機関による早期発見と発生後の迅速かつ適切な支援を行うことにより、虐待の悪化・再発を防止し、子どもの人権を守ります。	子ども家庭課
25	高齢者虐待防止対策の推進	・高齢者に対する虐待防止及び虐待を受けた高齢者の保護のための専門相談窓口を開設し、虐待の早期発見・早期対応を図ります。 ・また、必要に応じて障がい福祉分野と連携し、虐待に至る背景を踏まえた支援を行います。	高齢者支援課
26	成年後見制度の啓発	・市民を対象に、成年後見制度の周知を行うとともに、制度の理解や利用の促進を図ります。	地域共生社会推進室
27	専門職による成年後見相談	・弁護士・司法書士・税理士・社会福祉士・行政書士などの専門職による成年後見制度に関する相談を行います。	地域共生社会推進室
28	成年後見制度市長申立て	・障がい等により、判断能力が十分でなく、成年後見制度の利用が必要であるが申立てができる親族がいない人に対し、本人に代わって市長が申立てを行います。	地域共生社会推進室
29	成年後見制度利用支援事業	・経済的な理由により、成年後見制度を利用することが困難な場合、適正に制度を利用することができるよう、申立費用及び後見人等への報酬を市が助成します。助成を受けるには、収入や資産など、一定の条件を満たしている必要があります。	地域共生社会推進室
30	日常生活自立支援事業	・福祉サービスの利用や金銭管理に不安がある障がい者や高齢者が、住み慣れた地域で安心して暮らせるよう、福祉サービスの利用手続きや日々の金銭管理に対する支援を行います。	地域共生社会推進室
31	障がい者への意思決定支援の促進に関する取組	・意思決定支援ガイドラインの趣旨を踏まえ、障がい福祉サービス事業所等への普及・啓発を行い、障がい者が社会生活を送る上での判断や決定を支援する体制を推進します。 ・また、障がい者総合支援協議会（総合支援協議会）の機能を活用し、意思決定支援に関する支援者の資質向上に向けた取組を推進します。	障がい者支援課



(2) 基本目標2 支援体制の強化【支援の基盤づくり】

- ・福祉情報、相談窓口のわかりやすい情報提供を実施するとともに、関係機関や自治会、民生委員・児童委員などの地域の主体と連携した支援体制の構築を図ります。
- ・総合支援協議会において、地域課題解決に向けた支援体制の構築を図ります。
- ・福祉サービス等の提供体制の質の向上や人材の確保に向けた事業者支援を充実します。

2-1 相談支援の強化

<施策の方向性>

施策1：福祉情報・相談窓口の利便性の向上

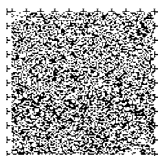
- ・「藤沢市障がい者福祉の手引き」などの配布を継続しつつ、インターネットの活用や相談窓口等でのわかりやすく、丁寧な情報提供を実施します。
- ・福祉、保健分野の総合的な相談窓口として、福祉総合相談支援センター、北部福祉総合相談室を運営します。
- ・基幹相談、専門相談（発達障がい・高次脳機能障がい・重症心身障がい）、総合相談（4地域）に専門職を配置し、他機関との連携により、様々な障がいに関する相談に対応します。

施策2：相談支援体制の拡充

- ・関係機関や自治会、民生委員・児童委員などの地域主体との連携強化を図り、多様な側面から障がい者の地域生活を支える体制を構築します。
- ・障がい特性や多様化している生活課題を踏まえ、障がい者のQOLの向上のために、地域移行や地域定着に向けた多職種・多機関との連携の調整などを担う、相談支援専門員の人材確保、質的向上に取り組みます。

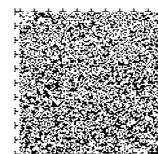
施策3：計画相談支援・障がい児相談支援の推進

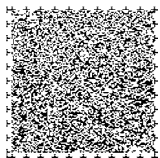
- ・障がい福祉サービスを利用する多くの人々が、計画相談支援事業所、障がい児相談支援事業所の支援を受け、障がい福祉サービス等を有効に利用できるよう、支援体制の整備を進めます。



<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
32	福祉保健総合相談	・福祉総合相談支援センター、北部福祉総合相談室及び地区福祉窓口において、福祉・保健に関する相談に丁寧に対応するとともに、サービス利用等に関する情報提供を行います。	地域共生社会推進室
33	精神保健福祉相談・もの忘れ相談	・精神疾患、軽度認知障がい（MCI）及び若年性認知症の早期発見・治療の必要性、家族等の対応方法等について、精神科嘱託医及び職員による助言等を行います。	保健予防課
34	障がい者団体への啓発活動の推進	・障がい者団体等が主催する研修会等に、障がい者支援課の職員を派遣し、新たな制度等の周知活動に取り組みます。	障がい者支援課
35	インターネットを利用した福祉情報の提供	・障がい福祉制度のご案内や障がい福祉サービス事業所等の情報について、市のホームページから閲覧等ができる取組を進めます。	障がい者支援課
36	相談支援体制等の整備	・障がい者やその家族等が身近な場所で相談ができるよう、総合支援協議会を通じて、必要とされる相談支援体制及び連携等について協議、検討し、相談支援体制等の整備を進めます。	障がい者支援課
37	相談支援ネットワークの強化	・基幹相談支援センターの機能を活かし、障がい福祉サービス事業所のほか、障がい者を支援する関係機関等との連携強化に取り組みます。	障がい者支援課
38	計画相談支援・障がい児相談支援事業の推進	・相談支援専門員と連携し、障がい者の思いや希望を大切にしたい相談支援の実現のため、計画相談支援・障がい児相談支援事業の拡大及び質の向上に取り組みます。	障がい者支援課 子ども家庭課
39	発達障がい相談支援拠点の拡充 【新規事業】	・地域生活支援拠点等の整備推進の一環として発達障がいに関する相談支援拠点について拡充し、地域生活を円滑に行えるように、体制を整備します。	障がい者支援課





2-2 連携による支援体制の強化

< 施策の方向性 >

施策1：横断的な協議体制の確保

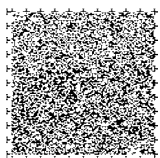
- ・総合支援協議会において、地域課題解決に向けた支援体制構築のための協議を進めます。
- ・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、「安全・安心プラン」を軸にした取組を推進します。

施策2：地域における支援体制の構築

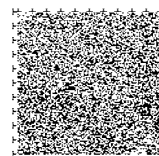
- ・入所・入院先などから地域生活へと移行し、自分らしい生活を継続できるよう、相談や一時的な宿泊、緊急対応等の支援体制の強化を検討します。
- ・地域共生社会の実現をめざし、複合・複雑化した支援ニーズに、きめ細かく対応するため重層的支援体制の構築に向け、関係各課で連携し、世帯支援を実施します。
- ・緊急時や災害時における支援者との連携を円滑に行うため、自治会や民生委員・児童委員などとの関わりを深める取組を促進します。

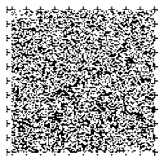
< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
40	総合支援協議会への当事者の参画	・障がい福祉に係る地域課題の検証や必要な支援のあり方、施策の方向性等について協議・検討を行う場に障がい者の参画を進め、当事者の意見を反映できる仕組みづくりを推進します。	障がい者支援課
41	総合支援協議会の効果的な運用	・総合支援協議会において、地域課題解決に向けた支援体制構築のための協議を進めるとともに、総合支援協議会や各専門部会を通じて、各機関の役割や課題等について情報を共有し、連携を強化します。	障がい者支援課
42	精神障がい者地域生活支援事業	・精神障がい者の精神科医療機関からの退院(地域移行)の準備として、共同生活援助(グループホーム)での宿泊や居宅介護の利用体験の機会を提供します。 ・また、安心して希望する地域で暮らし続けることができるよう、関係機関が連携して支援するとともに、精神保健福祉に関する普及啓発を行います。	障がい者支援課 保健予防課
43	在宅精神障がい者への相談支援体制の充実	・「在宅障がい者緊急通報システム事業」(神奈川県障害者地域生活サポート事業)について、事業実施を検討する事業者に対し、必要に応じて情報提供を行い、事業実施に向けた支援を行います。 ・また、受診や生活面に関する相談「精神保健福祉相談」、福祉サービスに関する相談(障がい者支援課)を実施し、閉庁時の相談として24時間365日対応の「ふじさわ安心ダイヤル24」や神奈川県「こころの電話相談」を周知します。	障がい者支援課 保健予防課 地域保健課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
44	地域移行支援・地域定着支援の推進	・障がい者支援施設等及び精神科病院等に入所、入院している人の地域生活実現のため、制度理解を進め、関係機関との連携強化を図ることで地域移行支援・地域定着支援を推進します。	障がい者支援課
45	緊急時における支援体制の整備	・支援者の急な不在等の理由により、緊急的に支援が必要となった際のコーディネート機能及び一時的な居室の確保や訪問による支援体制を整備します。 ・また、世帯支援を基本とした重層的支援体制を構築します。	障がい者支援課
46	安全・安心プランに基づく地域の支援体制構築 【新規事業】	・コミュニティソーシャルワーカー（CSW）や地域で開催されている会議体を通じて自治会、民生委員児童委員の方々に対し、安全・安心プランの作成時の参画を促進していきます。	障がい者支援課 地域共生社会推進室
47	安全・安心プランの作成と活用の推進	・障がいの重度化・高齢化や「親なき後」を見据えた支援体制を構築する「地域生活支援拠点等の整備」のうち、在宅で生活されている障がい者の緊急時に備えた支援の一環として、情報共有を円滑に行うため、「安全・安心プラン」の作成・活用を進めます。	障がい者支援課
48	日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の評価 【新規事業】	・日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）について、設置前及び設置後概ね1年に1回、総合支援協議会において評価を行い、評価結果をフィードバックすることにより、支援の充実を図ります。	障がい者支援課





2-3 支援・サービス提供体制の確保

< 施策の方向性 >

施策1：サービス提供施設・事業所の充実

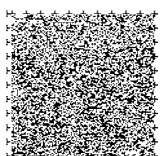
- ・障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市内の障がい福祉サービス事業所が抱える課題の解決に取り組むなど、サービスの充実をめざします。

施策2：支援人材の育成・確保

- ・支援を担う専門職等の育成及び確保に取り組みます。
- ・福祉の仕事に関心のある人たちに向け、市内の障がい福祉サービス事業所等の認知度を向上することにより、新規人材の確保に向けた取組や事業者支援を行います。

< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
49	障がい者施設整備支援事業	・障がい者がそれぞれの地域の中で必要なサービスを利用でき、安心していきいきと暮らせるよう、社会福祉法人が行う福祉施設の整備に対して助成を行い、施設整備を支援します。	障がい者支援課
50	太陽の家整備事業	・老朽化が進む「太陽の家」（心身障がい者福祉センター）について、藤沢市公共施設再整備プランに基づき事業の具体化を進めます。	障がい者支援課
51	障がい福祉サービス等の質の向上に係る取組の強化	・基幹相談支援センターや総合支援協議会と連携して、障がい福祉サービス事業所が抱える課題解決に向けた取組を強化します。	障がい者支援課
52	福祉人材等の処遇改善等についての国・神奈川県への要望	・福祉・介護人材の処遇の改善や計画的な育成について、必要に応じて国や神奈川県に要望していきます。	障がい者支援課
53	相談支援従事者の育成	・基幹相談支援センターと連携し、相談支援専門員をはじめとする相談支援従事者の育成を目的とした研修会等を実施します。	障がい者支援課
54	福祉人材の確保	・障がい者を支援する人材を確保するために、介護保険分野等と連携し、多様な方法による取組を実施します。	障がい者支援課
55	AI・ICT等を活用した支援システム導入の推進	・民間企業等と連携して、AI・ICT・IoT等を活用した介護ロボット・自助機器等の導入、相談やモニタリング等の支援機器導入に向けた検討を行います。	障がい者支援課 デジタル推進室
56	支援者団体の育成 【新規事業】	・障がい福祉サービス事業所について、サービス種別等ごとに設けられた任意団体の会議開催や運営に協力します。新規事業所の事業所連絡会等への参加、連携を促進します。	障がい者支援課 子ども家庭課



(3) 基本目標3 地域での生活を支える支援の充実【日常生活の支援】

- ・ 重度障がい、強度行動障がい、難病など様々な障がいや、医療的ケアを含めた多様な状況に対応できる幅広いサービスの提供体制を構築します。
- ・ 障がい者の地域での生活を見据え、本人にとって最適なサービスを利用できるよう、障がい福祉サービス等の充実を図ります。
- ・ 多様な障がい特性に対応できるよう、住宅改良の支援や住まい、居住系サービスなど暮らしの場の確保を支援します。

3-1 一人ひとりの必要に応じた支援の推進

<施策の方向性>

施策1：様々な障がい等に応じた支援の充実

- ・ 多様な障がいへの認識を深め、一人ひとりの状況に応じ、チームアプローチを基本とした支援を充実します。
- ・ 広域の支援機関等と連携し、障がい特性に応じた継続的な支援に取り組みます。

施策2：重度障がいに対応した支援基盤の充実

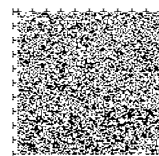
- ・ 市内の障がい福祉サービス事業所や医療機関及び広域の支援機関と連携し、重度障がい児者^{※2}や難病患者を含めた医療的ケアを必要とする人^{※3}、発達障がい者などが、自分らしい生活を実現していくことができるよう、共同生活援助（グループホーム）や短期入所をはじめ、幅広いサービス提供に取り組みます。

施策3：障がい当事者の高齢化への対応

- ・ 障がい者と高齢者が共に活動できる共生型サービスの充実を図ります。
- ・ 多様な地域課題を解決するため、地域包括支援センター等との連携による支援体制の充実を図ります。
- ・ 障がい者が介護保険サービスの利用対象者となっても、障がい特性に応じたサービス利用を継続できるよう調整します。

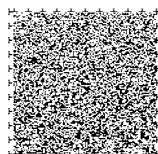
※2 「重度障がい児者」には、障がいの等級などが高い方、重症心身障がい児者（重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態にある方）、重度・重複障がい児者（視覚障がい、聴覚障がい、知的障がい、肢体不自由、発達障がい、病弱など、いずれか2つ以上が重なっている障がいであり、身体状況のみならず、発達及び行動的側面からみて、障がいの程度が重い重複障がいの方）を含みます。

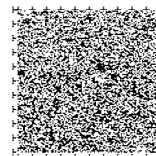
※3 「医療的ケアを必要とする人」とは、病院以外の場所で、痰の吸引や経管栄養など、生きていくために必要な医療的援助を必要とする方のことをいいます。



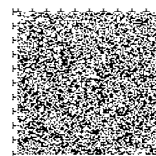
<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
57	発達障がい者への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者への相談支援及び日中活動支援を実施するとともに、神奈川県発達障害支援センター等と連携を図りながら、チームアプローチを基本とした支援を実施します。 ・また、発達障がい地域支援会議とともに、重度の知的障がいや強度行動障がいを伴う発達障がい者への支援体制を整備します。 	障がい者支援課
58	発達障がい地域支援会議【新規事業】	<ul style="list-style-type: none"> ・発達障がい者相談支援事業所と協働し、発達障がい地域支援会議を開催し、発達障がいに関する課題解決に向け検討します。 	障がい者支援課
59	高次脳機能障がい者への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・高次脳機能障がい者への相談支援及び日中活動支援を実施するとともに、神奈川県総合リハビリテーションセンター等と連携を図りながら、必要とされる支援の充実に努めます。 	障がい者支援課
60	難病講演会	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者、家族及び難病に関心のある人を対象に難病に関する正しい知識と理解を深めるための講演会を開催します。 	保健予防課
61	難病患者等の療養生活の相談（訪問）	<ul style="list-style-type: none"> ・難病患者やその家族からの医療・福祉制度や療養生活に関する相談への対応や各種関係機関との連絡調整等の取組について、より一層の充実を図ります。 	保健予防課
62	藤沢市難病対策地域協議会の運営	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特性に応じた難病患者対策推進のため、関係機関及び団体等との相互連携や情報の共有を図るとともに、難病に関する正しい知識と理解の普及など、多くの課題について協議を行います。 	保健予防課
63	精神保健福祉公開講座	<ul style="list-style-type: none"> ・精神保健福祉に関する正しい知識の普及・啓発を目的として、精神保健福祉公開講座を開催します。 	保健予防課 障がい者支援課
64	湘南東部あんしんネットの実施	<ul style="list-style-type: none"> ・在宅の重度障がい者や医療的ケアが必要な人等に対し、障がい特性により支援が必要な場合等において、障がい福祉サービス等地域拠点事業所配置事業を実施します。 	障がい者支援課





番号	事業・取組	事業内容	担当課
65	常勤支援員配置促進事業	・共同生活援助（グループホーム）に入居している重度障がい者が必要な支援を受けられるよう、基準以上の常勤職員を配置している事業者へ助成を行います。（神奈川県障害者グループホーム運営事業）	障がい者支援課
66	重度重複障がい者個別支援事業	・重度重複障がい者が通所施設において、個々の障がいに適した支援を受けられるよう、重度重複障がい者の受け入れをしている事業者へ助成を行います。（神奈川県障害者地域生活サポート事業）	障がい者支援課
67	医療的ケア訪問支援事業	・施設から地域へ移行した障がい者に対し、障がい福祉施設等から看護師が訪問して医療的ケアを行う際の費用を助成します。（神奈川県障害者地域生活サポート事業）	障がい者支援課
68	医療的ケア支援事業	・重度重複障がい者が通所施設において、個々の障がいに適した医療的ケアを受けられるよう、対象者の受け入れをしている事業者へ助成を行います。（神奈川県障害者地域生活サポート事業）	障がい者支援課
69	介護保険制度対象者の障がい特性に応じた障がい福祉サービス	・介護保険制度の対象者となっても、日常生活に困難をきたす場合には、関係機関等との調整を行い、障がい福祉サービスの追加支給決定をします。	障がい者支援課 介護保険課
70	共生型サービス	・障がい者が、介護保険制度の対象者となっても、同一の事業所でサービスを受けられるよう、障がい福祉サービスと介護保険サービスの一体的な提供を目的とした共生型サービスの充実に努めます。	障がい者支援課 介護保険課
71	いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）の設置・運営	・主任ケアマネジャー・社会福祉士・保健師等を配置し、住み慣れた地域で自分らしい生活を継続できるよう、様々な方面から高齢障がい者等を支援します。 ・世帯支援が必要な場合には、関係各課との連携を図ります。	高齢者支援課
72	地域課題の把握、解決に向けた取組	・市内13地区で、地域ケア会議におけるケース検討や、協議体における地域ニーズの把握などを通じ、表出された地域課題の把握、解決に向けた取組を推進します。	高齢者支援課 地域共生社会推進室
73	障がい者の地域活動支援	・障がい者が、地域における様々な活動の担い手として活躍できるよう、地域活動を行っている団体等と、障がい福祉サービス事業所等との協働を支援します。	地域共生社会推進室 障がい者支援課



3-2 障がい福祉サービス等の充実

< 施策の方向性 >

施策1：障がい福祉サービスの充実

- ・障がい者の地域での生活を見据え、本人の障がい特性や生活状況に応じた障がい福祉サービスを利用できる提供体制の確保に努めます。

施策2：その他の福祉サービスや事業との連携

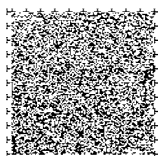
- ・介護保険と連携し、日常生活の支援に係る福祉サービスの確保に努めます。
- ・民生委員・児童委員と連携し、障がい者の地域生活支援を推進します。

施策3：家族の支援

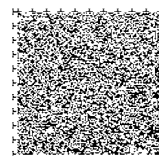
- ・家族介護者の高齢化や生活状況の多様化を踏まえ、短期入所、日中一時支援及び移動支援等の障がい者の在宅生活を支え、家族介護者の負担軽減に資するサービスを拡充します。
- ・障がい者の家族が、病気や障がいへの認識、障がい福祉サービス等への理解を深められるよう、相談支援、家族教室及び家族相談等を実施します。

< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
74	難病患者に対する障がい福祉サービス	・障害者総合支援法の対象となっている難病患者に対し、制度の案内及び支給決定を行い、障がい福祉サービスの利用を促進します。	障がい者支援課
75	難病患者に対する日常生活用具の給付	・難病患者が日常生活を送る上で必要な生活用具等の給付を行います。	障がい者支援課
76	重度障がい者の障がい福祉サービスの充実	・在宅で生活する重度障がい者を支援するため、短期入所（医療型）、生活介護等の障がい福祉サービスの充実に努めます。	障がい者支援課
77	地域生活支援事業	・障がい者の生活を支える地域生活支援事業について、地域の実情とニーズに応じたサービスの提供ができるよう利用者及び事業者との意見交換を進めます。	障がい者支援課
78	神奈川県地域生活支援事業の有効活用	・障がい者の生活を支援する専門性の高い事業については、神奈川県が実施する地域生活支援事業を有効に活用していきます。	障がい者支援課
79	日常生活用具の給付	・障がい児者がより円滑な日常生活を送る上で必要な在宅療養等支援用具、情報・意思疎通支援用具等の給付を行います。 ・製品動向やニーズを踏まえ、障がい児者の暮らしやすさの向上に資する用具の給付に向け、毎年度品目の見直しを行います。	障がい者支援課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
80	一声ふれあい 収集	・ごみ（大型ごみ・特別大型ごみを除く。）、資源を集積場所まで持ち出すことが困難で、ボランティア等の協力が得られないひとり暮らしの高齢者、障がい者世帯等を対象に、市職員が玄関先から一声、声をかけて収集します。	環境事業センター
81	介護保険事業	・日常生活の自立度や介護が必要な状態に応じた、適切な介護保険サービスが提供されるよう、必要に応じて障がい福祉サービスと調整を図ります。	介護保険課 障がい者支援課
82	民生委員・児童委員の活動の支援	・地域福祉の推進役として市民に必要な援助を行い、行政との橋渡し役を務める民生委員・児童委員の活動推進のため、必要な支援を行います。	福祉総務課
83	家族のレスパイトの機会の確保（短期入所・日中一時支援・移動支援等の充実）	・家族介護者の高齢化や生活状況の多様化を踏まえ、障がい者の介護を行う家族等が、必要に応じて休息を取ることができる環境の整備等をめざし、短期入所や日中一時支援の利用促進を図ります。 ・また、通所・通学等に係る、家族等の送迎負担の軽減を図るため、移動支援等のサービスの利用促進を図ります。	障がい者支援課
84	メディカル ショートステイ事業 【新規事業】	・医療的ケアが必要な人を対象とし、市内の病院等を活用し、宿泊等することで、家族等介護者の病気や冠婚葬祭等の際の対応や、レスパイトを充実し、介護負担を軽減します。	障がい者支援課
85	医療的ケア児 家族等支援事業 【新規事業】	・在宅で医療的ケア児の介護を行う同居の家族等に対して、介護負担の軽減及び休息时间やきょうだい児と過ごす時間を確保できるよう支援します。	子ども家庭課
86	重度心身障がい者介護手当事業	・重度の障がい者を介護している家族等に対して、介護手当を支給し、介護者の精神的・経済的な負担軽減を図ります。	障がい者支援課
87	家族教室・家族相談の実施	・精神障がい者の家族等を対象に、精神疾患や病気に起因する生活障がい（身だしなみや生活リズム、家事等ができていない様子）に関する正しい知識、当事者への接し方、利用可能な障がい福祉サービス等に関する理解を深めるため、家族教室等を実施します。	保健予防課



3-3 暮らしの場の確保支援

< 施策の方向性 >

施策1：住まいの確保支援

- ・日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の支援内容を充実させるとともに、入居費用を支援します。
- ・地域生活に移行する際の住居確保に係る支援を行います。
- ・市営住宅のバリアフリー対応や障がい者優遇制度の運用、住宅確保要配慮者支援などについて、関連部署との連携を図ります。

施策2：入所施設等の整備

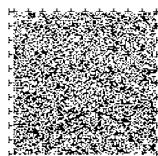
- ・重度障がい者、医療的ケアが必要な人が、安心して生活できるよう入所施設等の整備に向けた検討を加速化します。

施策3：住宅改良の支援

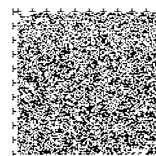
- ・身体障がい者が円滑に居宅生活を送ることができるよう、既存住宅の改良を支援します。

< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
88	住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	・障がい者が地域で生活することを支援するために、一般住宅への入居支援や関係機関との連絡調整等を行う相談支援事業を実施します。	障がい者支援課
89	共同生活援助（グループホーム）家賃助成	・共同生活援助（グループホーム）の入居者に対し、経済的な負担の軽減を図るために家賃の一部を助成します。	障がい者支援課
90	共同生活援助（グループホーム）設置助成	・共同生活援助（グループホーム）の設置を推進するため、新規開設に必要な費用の一部を助成します。	障がい者支援課
91	市営住宅整備事業	・市営住宅を新たに整備する際は、バリアフリー対応としていきます。 ・市営住宅の障がい者優遇制度を今後も継続していきます。	住宅政策課
92	住宅確保要配慮者に対する支援の充実	・居住支援法人、不動産関係団体及び行政等で構成される「藤沢市居住支援協議会」において、障がい者をはじめとする住宅確保要配慮者の住まいの確保に向けた支援の充実を図ります。	住宅政策課 地域共生社会推進室



番号	事業・取組	事業内容	担当課
93	重症心身障がい児者及び医療的ケアが必要な人の施設等の整備	・重症心身障がい児者や医療的ケアを必要としている人が、安心して生活するため、入所できる施設等の整備について、関係機関と情報共有及び検討を進めます。	障がい者支援課
94	障がい者等生活改善相談事業	・理学療法士が、障がい者とその家族からの自助具・福祉用具等の使い方や家屋等の改修等に関する相談に対応します。	障がい者支援課
95	住宅設備改良費の助成	・既存住宅設備の改良に要する費用の一部を課税の状況に応じて助成します。	障がい者支援課



(4) 基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実【療育・教育等】

<ul style="list-style-type: none"> ・障がいや発達への心配、医療的ケア児への対応など、一人ひとりの状況に応じた支援に取り組み、障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりに応じた学習と、個性を認め合うインクルーシブな関係を育む環境づくりを進めるとともに、放課後等デイサービスでは、自立に向けた支援や専門性の高い支援を提供することで、学齢期における支援体制の充実を図ります。
<ul style="list-style-type: none"> ・児童発達支援センターの機能を強化し、成長に応じた発達支援や障がい児支援サービスの質を向上させ、乳幼児期から成人期までの切れ目のない支援を提供できるよう取り組みます。

4-1 障がいの早期発見と乳幼児期における発育・発達支援の充実

<施策の方向性>

施策1：障がいの早期発見・早期対応の推進

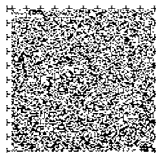
- ・乳幼児健診・健診フォローに係る支援、未熟児・慢性疾患児等保健指導などにより障がいの早期発見に取り組みます。また、児童発達支援センター、子育て支援センター、保育所、幼稚園、医療機関、こども家庭センター等が連携して障がいへの早期対応を進めます。
- ・難聴児支援、重度重複障がい、医療的ケア、小児慢性特定疾病など、専門的な対応が必要な場合は、医療機関や広域の専門機関との連携により、有効な支援につなぎます。

施策2：保育・療育の充実

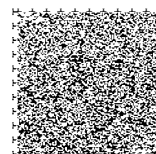
- ・児童発達支援センター、児童発達支援事業所、保育所、幼稚園、発達支援に係る専門機関等と連携して、障がいや発達に心配のある乳幼児の支援体制の充実を図ります。
- ・保育所・幼稚園等における特別支援保育の実施、幼稚園・保育所等職員における発達支援コーディネーター育成支援などに取り組むことで、障がいの有無にかかわらず、幼児期から互いの個性を認め、共に過ごすインクルーシブな関係づくりを進めます。

<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
96	乳幼児健診・健診フォロー（経過検診療養生活相談、心理相談経過観察、親子教室）	・乳幼児健診等による、疾病の早期発見・早期対応のために必要な受診や精密検査、相談につながることで、保護者が子どもの発育や発達上の課題への気づきや理解を深め、孤立することなく個別性に合わせた育児ができるよう支援を行います。	健康づくり課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
97	未熟児・慢性疾患児保健指導事業	・未熟児や疾病のある子ども、障がい児、医療的ケア児及びその保護者が孤立せず安心して生活できるよう、家庭訪問等による保健指導や療養生活相談、講演会や保護者交流会による情報共有の場の提供を行います。	健康づくり課
98	子ども発達相談	・発達に心配のある子どもに関する相談を受け、必要に応じて適切な支援へとつなげていきます。 ・また、未就学児に関しては、幼稚園・保育所等と連携した支援を行っていきます。	子ども家庭課
99	特別支援保育の充実（幼稚園等）	・幼稚園等に在園する障がい児等が、集団の中で手厚い保育が受けられる特別支援保育を実施していきます。	子ども家庭課
100	特別支援保育の充実（保育所等）	・障がい児や個別に支援が必要な児童が、保育所等において保育を受けられるよう、特別支援保育及び個別支援保育を実施していきます。	保 育 課
101	幼稚園・保育所等職員への育成支援	・専門の相談員が保育所や幼稚園等に巡回相談や研修会を実施し、発達障がい児へ適切に対応できるよう、職員に対する支援を行います。	子ども家庭課



4-2 学齢期における教育等支援体制の充実

< 施策の方向性 >

施策1：学校教育の充実

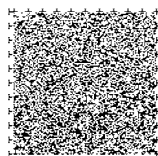
- ・特別支援学校、特別支援学級、通級指導教室の運営、教育相談コーディネーターの設置など、一人ひとりに応じた学習支援体制を充実するとともに、介助員・学校看護師の派遣をはじめ、医療的ケア児への対応も含め、学校生活の支援体制を確保していきます。
- ・学校教育、学校生活を通じて、障がいの有無にかかわらず、互いの個性を認め、共に過ごせるよう、インクルーシブ教育を推進します。

施策2：様々な学びや体験機会の充実

- ・障がい児が、放課後や学校長期休業中も心豊かに過ごせるよう、放課後児童クラブや放課後等デイサービスなどの居場所の提供や特性に応じた支援の質の向上に努めます。

< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
102	特別支援教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・特別な教育的支援を必要とする児童・生徒のニーズに応じた教育環境を整え、学習上又は生活上の困難を緩和・克服するための教育支援を行うことができるよう、インクルーシブ教育を推進します。 ・通級指導教室・特別支援学級・白浜養護学校の運営及び介助員・学校看護師の派遣事業を行います。 	教育指導課
103	放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)	<ul style="list-style-type: none"> ・放課後、保護者が就労等の理由により不在となる児童の健全育成と、保護者の就労支援・子育て支援を目的として、障がい児も含め、入所資格要件を満たしている児童について居場所・生活の場を提供します。 ・介助を必要とする児童の受け入れについては、介助員の配置等体制面の検討を行うとともに、放課後児童クラブの整備計画に基づき、既存施設の拡充や新設などの際には、施設のバリアフリー化等、ハード面の整備についても進めていきます。 	青少年課



4-3 切れ目のない障がい児支援の充実

< 施策の方向性 >

施策1：成長に応じた発達支援の充実

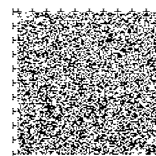
- ・発達に心配のある子どもたちの成長に応じた支援が、円滑に行われるよう、保護者、保育所、幼稚園、学校等と連携して切れ目のない支援を実施していきます。
- ・児童発達支援センターについては、地域における障がい児支援の中核的役割を担えるよう、保育所等訪問支援等によるインクルージョンの推進やスーパーバイズ・コンサルテーションなどの機能強化に努めます。

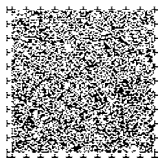
施策2：障がい児支援サービスの充実

- ・身体障がい、知的障がい、発達障がい等の支援を必要とする子どもがそれぞれの障がい特性や生活状況にあった支援を受けられるよう、サービス利用の計画づくりを支援するとともに、重度障がい、小児慢性特定疾病等の子どもにも対応した支援体制の強化を含め、必要なサービスの拡充を進めます。
- ・また、子どもの意見を聴く仕組みを整えつつ、障がい児福祉サービスの質の向上に努めます。

施策3：子育ての支援

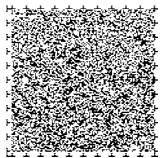
- ・経済的支援や一時預かり、送迎支援などを通じて、障がい児を育てる保護者の負担を軽減し、自らの就業継続などが、可能となるよう支援します。
- ・障がいへの早期対応・軽減に係る継続的な受診を支援します。
- ・子どもの障がいを理解し、日々の生活の中で、本人の成長に応じた子育てを行っていくことができるよう、保護者に対する療育に関する知見や利用できる支援などの情報提供を充実します。
- ・医療的ケア児の支援体制の充実及び医療的ケア児やその家族が、地域において安心して生活できるよう、医療、保健、福祉、教育、その他行政機関等の関係機関によるネットワークの構築に努めます。



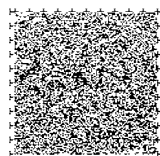


<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
104	子どもサポートファイルの活用	・「子どもサポートファイル」の活用を推進し、障がい児や特別な支援を必要としている子どもがライフステージに応じた支援を受けられるよう、関係機関と保護者の円滑な情報共有を支援します。	子ども家庭課
105	成長に応じた発達支援の充実	・発達に特別な支援が必要な未就学児及び就学児に対し、成長に応じた課題について関係機関で連携し、移行期など切れ目のない支援の充実を図ります。	子ども家庭課
106	特別支援学校訪問相談 【新規事業】	・委託総合相談支援事業所と協働し、卒業後の生活支援を見据え、定期的に学校に訪問し、相談を実施します。	障がい者支援課
107	児童発達支援センターの機能強化 【新規事業】	・児童発達支援センターに対し、障がい児やその家族、地域における事業所等への相談や助言等を行う中核的な役割を担うために必要な体制整備を図ります。	子ども家庭課
108	就学相談	・就学にあたり心配のある子どもの保護者を対象に、特別支援学級や特別支援学校、通級指導教室等の情報提供や入学後の支援について相談対応を行います。	教育指導課
109	保育所と小学校の連携強化	・園児が就学するにあたり、保育所から在園時の子どもの様子や関わりの経過等についての情報を提供し、就学先での生活や学びへの支援が効果的に行われるよう体制の整備を進めていきます。	保育課
110	障がい児支援サービスの充実	・専門的な療育支援の必要な未就学児及び就学児が、必要な支援を受けられるよう、制度や事業者等の情報提供及び必要とされる障がい児支援サービスの充実を図ります。	子ども家庭課 障がい者支援課
111	医療的ケア児とその家族等の支援の充実	・医療的ケアが必要な乳幼児及び就学児に対し、退院後など、安心して地域生活を送ることができるよう相談支援体制を整えます。 ・また、医療的ケア児等コーディネーターとの連携、関係機関とのネットワークの構築及び保育需要への対応を進め、医療的ケア児等に関する課題について検討します。	子ども家庭課 保育課
112	看護師の配置に対する支援	・短期入所や放課後等デイサービスの事業所が看護師を配置した場合に助成を行い、医療的ケアが必要な人も福祉サービスが利用できるような支援の充実を図ります。	障がい者支援課 子ども家庭課
113	特別児童扶養手当の支給申請受付	・精神又は身体に中程度以上の障がいのある20歳未満の児童を監護している人に、特別児童扶養手当の支給に関する手続きの経由事務を行います。	子育て給付課
114	保育所等訪問支援の充実 【新規事業】	・保育所や学校などの障がい児の所属先を訪問し、集団生活への適応のため専門的な支援を行う保育所等訪問支援が円滑に行われるよう、関係機関の調整や事業所の質の向上を図ります。	子ども家庭課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
115	未熟児養育事業（養育医療の給付）	・身体の発育が未熟なまま出生した乳児が正常児と同等の諸機能を得るために必要な入院に係る医療の給付を行います。	子育て給付課
116	育成医療	・給付対象となる疾患のある18歳未満の児童が、手術などを行うことにより治療効果が期待できる場合、その治療に要する医療費の給付を行います。	子育て給付課
117	家族支援事業の実施	・発達障がいやその傾向がある子どもの保護者に対してペアレントプログラムやピアグループを実施し、子どもの個性や特徴への理解を深め、親同士のつながりを支援します。	子ども家庭課
118	発達障がい等の普及・啓発事業の実施	・発達障がい等について保護者や支援者の理解を深め、子どもに対する適切な支援を実現するため、各種啓発事業を開催します。	子ども家庭課



(5) 基本目標5 社会参加を支える支援の充実【参加・活躍の支援】

- ・障がい者の就労に関する支援体制の充実を図るとともに、地域の事業者に対する障がい者雇用への理解促進を図り、障がい者の就労等による自立・活躍支援を推進します。
- ・文化及びスポーツ活動や、生涯学習などを充実させ、様々な活動へ参加しやすい環境づくりを推進するとともに、障がい当事者等団体活動などへの支援を推進します。
- ・外出、移動支援の充実や手話や点訳などを含む情報の受発信支援を進め、活動の手段や環境を確保します。

5-1 就労等への参加・活躍支援の推進

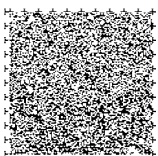
< 施策の方向性 >

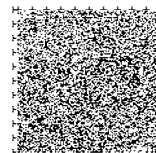
施策1：就労支援体制の充実

- ・障がい者雇用を進めるとともに、職場実習の場の提供、市役所内での物品販売等働く機会の確保、障がい者優先調達の推進などの取組を継続して進めます。
- ・就労関係機関、学校及び企業等と連携し、市内の企業等に対して、障がい者の多様な働き方や雇用形態についての周知を行い、一般就労の促進と就労定着の向上に、より一層取り組みます。
- ・工賃の向上や一般就労への移行に向け、市内就労系サービスにおける受注機会の拡大に向けた取組や新たに始まる就労選択支援事業を効果的に活用するための検討を行います。
- ・市内障がい福祉サービス事業所と学校が連携した進路の検討、障がい者雇用に向けた取組の充実を図ります。

施策2：様々な仕事や創作活動の充実

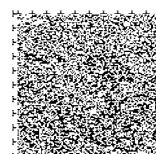
- ・通所施設における生産・創作活動の充実など、障がい者が仕事を通じて社会への参加や活躍できる機会の拡充を進めます。



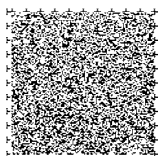


<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
119	職場実習の場の提供	・特別支援学校高等部の生徒等を対象に、職場体験を通じて、働くことへのイメージを持ってもらうこと及び職業準備性を高めることを目的として、市役所で職場実習を受け入れます。	産業労働課
120	進路相談等の充実	・卒業後の進路先の調整等を目的として、障がい者支援課、教育機関、障がい福祉サービス事業所が連携し、生徒の施設利用意向や事業所の受け入れ状況等について情報交換や課題の協議・検討を行います。	障がい者支援課
121	障がい者ミニ面接会の実施	・障がい者雇用を希望する事業主と就職を希望する障がい者との出会いの場として、藤沢公共職業安定所との共催により、面接会を実施します。	産業労働課
122	事業所訪問・見学会の実施	・障がい者の雇用促進を目的として、法定雇用率未達成企業を訪問し、現状を把握した上で障がい者の多様な働き方、雇用形態及び制度などの周知を図ります。 ・JOB チャレふじさわへの見学会を開催し、具体的な雇用への理解を深めます。	産業労働課 障がい者支援課
123	啓発事業の実施	・障がい者の雇用促進を図るため、市内事業所等に向けたセミナーの開催等、啓発事業を実施します。	産業労働課
124	庁内障がい者雇用の推進	・障がい者が職業を通じ、誇りをもって自立した生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、庁内障がい者雇用を推進します。	職員課
125	障がい者就労施設等からの物品等の調達 の推進	・障がい者就労施設等が供給する物品等の需要拡大を図り、就労する障がい者の経済的な自立の促進に寄与することを目的として、障がい者就労施設等からの物品等の調達を推進します。	庁内各課
126	農福連携マッチング等支援事業	・障がい者の日中活動の場の充実や農業分野での就労機会の確保及び工賃向上を図るとともに、農業の担い手を確保するため、NPOやJA等と連携し、障がい福祉サービス事業所等と農業者をマッチングさせる仕組みを構築します。 (神奈川県農福連携マッチング等支援事業)	地域共生社会推進室 農業水産課 障がい者支援課
127	農福連携促進事業	・農業の新たな担い手を確保するとともに高齢者、障がい者、生活困窮者及び困難を抱える若者等の就労機会を確保し社会参加を促進することを目的として、福祉施設等と連携する農業者を支援します。	農業水産課 障がい者支援課
128	就労援助センターへの運営費助成	・障がい者の就労の場の確保、職場定着の支援を行う就労援助センターの運営を支援します。	障がい者支援課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
129	障害者就業・生活支援センターとの連携	・障害者就業・生活支援センターと連携し、障害者の職業生活における自立を図るため、雇用、保健、福祉、教育等の関係機関との連携の下、障がい者の身近な地域において就業面及び生活面における一体的な支援を行います。	障がい者支援課
130	就労支援ネットワークによる取組	・就労希望者に対して、その人の状況に応じた支援ができるよう、関係機関と就労支援に関する情報交換や必要な検討を行います。	産業労働課
131	障がい者の働く機会の提供	・市役所のロビー等の公共施設を活用して、障がい者の就労に向けた活動の場を提供します。	障がい者支援課 産業労働課
132	ふれあいフェスタの開催 【新規事業】	・障がいの有無に関わらず、誰もが楽しむことができるふれあいフェスタを開催し、物品販売を促進します。	障がい者支援課
133	通所体験事業	・障がい者が自分に適した日中活動の場を見つけるためにサービスの体験利用を行う際に、体験利用を受け入れる事業者に対して、支援に要する費用の助成を行います。(神奈川県障害者地域生活サポート事業)	障がい者支援課
134	地域活動支援センター助成事業	・地域活動支援センターに対し、運営費等の助成を行い、障がい者の生産活動機会の提供と社会参加を促進します。	障がい者支援課
135	障がい者就労に関するイベントの開催 【新規事業】	・就労移行・就労継続支援事業所等連絡会と協働し、イベントを開催し、市内事業所の周知、企業との連携、特別支援学校等卒業予定者への情報提供などを進めます。	障がい者支援課
136	重度障がい通勤助成事業 【新規事業】	・自営等や企業で働く重度障がい者等に対して、通勤や職場等における支援を行います。(雇用施策との連携による重度障がい者等就労支援特別事業)	障がい者支援課
137	就労選択支援の効果的な運用 【新規事業】	・新たに始まる就労選択支援事業を効果的に活用するための検討を行います。	障がい者支援課



5-2 様々な活動への参加促進や支援

<施策の方向性>

施策1：文化・スポーツ活動の充実

- ・障がい児者がスポーツを楽しめる環境整備、団体組織の継続支援、各種スポーツ大会の開催や参加支援、スポーツ指導者やボランティアの確保、スポーツ活動を通じた健康維持・増進などを総合的に推進します。
- ・誰もがスポーツを楽しめるインクルーシブスポーツの推進に取り組みます。
- ・文化芸術にふれる様々な機会づくり、障がいの有無にかかわらず参加する文化芸術活動の推進に努めます。

施策2：様々な活動への参加促進

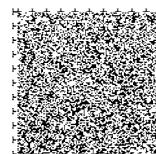
- ・市民及び各種活動団体等と連携し、生涯学習事業等への参画を促進します。
- ・点字録音図書の製作・貸出などにより地域活動についての適切な情報を提供、発信し、障がい児者が参加しやすい環境づくりを進めます。
- ・地域団体への啓発などにより、障がい児者の地域活動への参加を促進します。

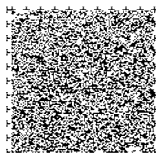
施策3：当事者・家族団体等の活動支援

- ・障がい当事者・家族団体等の紹介をするとともに、団体活動を継続して支援します。

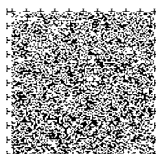
<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
138	障がい者スポーツ団体活動の継続に向けた調整・支援	・障がい者のスポーツ環境を充実するため、本市の実情に合わせたあり方を研究するとともに、障がい者スポーツ団体活動の継続に向けた調整・支援を進めます。	スポーツ推進課 障がい者支援課
139	湘南地区障がい者卓球大会の実施	・障がい者同士の親睦を深め、友好の輪を広げることを目的として、湘南地域連合、湘南地域労働者福祉協議会、茅ヶ崎市、寒川町との共催で卓球大会を実施します。	産業労働課
140	障がい児者のスポーツ活動の場の確保	・障がい児者と関係団体がスポーツ活動を通じて健康の維持・増進や交流を図るための施設として、太陽の家体育館やスポーツ施設の環境を整備し、障がい児者のスポーツ活動の場の確保に努めます。	障がい者支援課 スポーツ推進課
141	文化芸術活動の充実	・子どもや高齢者、障がい者等、誰もが身近に文化芸術にふれる機会の提供を図ります。	文化芸術課





番号	事業・取組	事業内容	担当課
142	障がい者スポーツボランティアの養成	・障がい者スポーツの特性をよく理解した指導者やボランティア及び多様な障がい者のスポーツ活動を支えるボランティアの養成を行います。	スポーツ推進課
143	インクルーシブスポーツの推進	・藤沢市障がい者スポーツ連絡協議会の組織力を強化し、障がい者スポーツ事業の開催、情報発信等を行います。	スポーツ推進課
144	図書の宅配サービス	・一人で図書館・図書室に行くことができない障がい者や高齢者を対象に、ボランティアによる図書館資料の配達・回収サービスを行います。	総合市民図書館
145	学習する権利を保障する支援の整備	・生涯学習事業において、様々な支援（手話通訳・保育等）を行うとともに、学習拠点へ行くことが難しい市民に対しても学習の機会を提供する等、学習環境の整備を推進します。	生涯学習総務課 公民館
146	生涯学習事業等への障がい者の参画	・障がい者を対象に含む文化・スポーツ等の事業を実施するとともに、障がい者のニーズに応じた企画ができるよう、事業参加者等から、意見・要望等の集約を行います。	生涯学習総務課 公民館
147	点字・録音図書製作・貸出	・視覚障がい者からの要望に応じ、地域活動などについての点字・録音図書等の製作・貸出サービスを行い、適切な情報を提供・発信します。	総合市民図書館
148	ボランティアの育成と活動支援	・藤沢市社会福祉協議会と連携し、ボランティアの育成と活動支援に努めます。	福祉総務課
149	難病患者・家族会の支援	・地域において自主的に活動を行っている難病患者や家族等による団体を支援する取組について、より一層の充実を図ります。	保健予防課
150	障がい者や家族等の活動拠点の充実	・地域福祉プラザにおいて、障がい者やその家族、障がい者団体等のピアサポートをはじめとする活動拠点となるよう、障がい者団体等と協議を行います。	障がい者支援課
151	障がい者団体等の紹介	・本市にある障がい者団体の主な事業等に関する情報について、ホームページ等を活用し、紹介します。	障がい者支援課
152	愛の輪福祉基金による活動団体助成	・福祉施設や地域福祉活動への支援等を目的として、地域で活動している団体等へ補助を行います。	福祉総務課



5-3 活動の手段や環境の確保

< 施策の方向性 >

施策1：外出・移動支援の充実

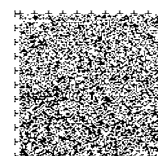
- ・社会参加の基盤として、各種交通費助成を実施するとともに、同行援護、行動援護及び移動支援などの障がい福祉サービスの充実を図ります。

施策2：情報の受発信支援

- ・要約筆記体験会、手話奉仕員の養成、点訳及び音訳等ボランティア講習会など、人材の育成及び確保に取り組みます。

< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
153	障がい者等福祉タクシー助成事業	・障がい者の地域生活の充実を図るため、福祉タクシー券を交付し、障がい者の行動範囲の拡大や社会参加を促進します。	障がい者支援課
154	施設送迎促進事業	・重度障がい者が安心して在宅で暮らせるよう、障がい福祉サービス事業所の車両による通所送迎に係る費用を助成します。	障がい者支援課
155	福祉有償運送事業	・介護を必要とする高齢者や障がい者など、単独で公共交通機関を利用することが困難な方の移動手段の確保を図るため、NPO法人等が行う自家用有償旅客運送の支援を行います。	高齢者支援課
156	手話奉仕員の養成	・市民に手話を広めるとともに、聴覚障がい者の意思疎通支援を行える人材の養成に努めます。	障がい者支援課
157	点訳・音訳等ボランティア講習会	・点訳・音訳・パソコンサポート等のボランティアの育成指導を行います。	総合市民図書館
158	日常生活用具の充実 【新規事業】	・障がい特性や用具等の技術的な進化に対応し、常に日常生活用具の内容を見直し、利用者の生活に役立つ用具を提供できるよう検討します。	障がい者支援課
159	要約筆記体験会の実施	・要約筆記体験会を実施し、要約筆記（手書き・パソコン）の手法を広めます。 ・また、体験会参加者に対し、神奈川県で実施している要約筆記講習会の案内を行います。	障がい者支援課



(6) 基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進【安心の基盤づくり】

<ul style="list-style-type: none"> ・障がい者の健康づくりや安心して医療機関の受診ができるよう、医師会や歯科医師会等と連携した機会提供に取り組みます。
<ul style="list-style-type: none"> ・災害時等への対応に向けて、平時からの地域防災組織との連携を充実させるとともに、障がい者の個々の状況把握を充実します。
<ul style="list-style-type: none"> ・年金、手当、給付金、各種減免制度などに加えて、工賃の向上など、生活の安心を支える経済的な支援について継続して取り組みます。

6-1 保健医療体制の確保

<施策の方向性>

施策1：健康増進・リハビリの推進

- ・医師会や歯科医師会等の関係機関と連携し、障がい者が利用しやすい健康診断、検診、相談、受診、指導、教室等の利用を促進します。

施策2：受診しやすい医療体制の確保

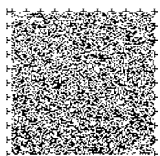
- ・障がい者が適切に受診できるように、各種医療費の助成を通じて、医療費負担の軽減への支援を行うとともに、受診時や入院時における意思疎通が困難な重度障がい者と医療従事者とのコミュニケーションを支援します。

施策3：医療的ケアと家族への支援環境の整備

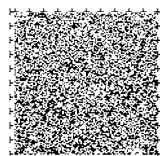
- ・重度障がい者、難病患者、医療的ケアが必要な人やその家族に対し、在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用を支援します。

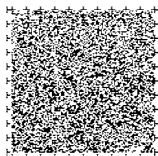
<主な取組>

番号	事業・取組	事業内容	担当課
160	難病リハビリ教室	・神経難病患者・家族を対象に、残存機能を維持し、少しでも生活しやすくするため、自宅で行えるリハビリテーションの教室を開催します。	保健予防課
161	障がい者施設訪問健診・口腔管理衛生指導事業	・障がい者の歯科治療・口腔内の疾病予防を促進するため、歯科医師会と連携するとともに、障がい者施設を訪問し、健診及び口腔衛生指導を行います。	障がい者支援課
162	こくほ（特定）健診等の一部負担金の免除	・藤沢市国民健康保険加入者で、身体障がい者手帳等所持者のうち、等級、年齢等の要件に該当する人について、特定健診等に係る費用を免除し、受診を促進します。	健康づくり課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
163	がん検診等の一部負担金の免除	・身体障がい者手帳等所持者のうち、等級、年齢等の要件に該当する人について、がん検診等に係る費用を免除し、受診を促進します。	健康づくり課
164	障がい者等医療費助成事業	・身体障がい者手帳、療育手帳及び精神障がい者保健福祉手帳所持者のうち、等級、年齢等の要件に該当する人について、入院や通院時における医療費の自己負担分を助成します。	障がい者支援課
165	更生医療	・身体障がい者手帳を持っている18歳以上の人に対し、その障がいを除去・軽減する手術等の医療費を助成します。制度の周知を進めます。	障がい者支援課
166	精神通院医療	・精神疾患があり、継続的な治療が必要な場合に指定医療機関で治療を受ける際の医療費を助成します。また、制度の周知を進めます。	障がい者支援課
167	障がい者等歯科診療運営事業	・一般の歯科医院等では対応が困難な障がい者等の歯科治療を行う、障がい者等歯科診療所を市内の南北2か所で運営します。	障がい者支援課
168	医療的ケアが必要な人などへの各種制度等活用支援【新規事業】	・重度障がい者、難病患者、医療的ケアが必要な人やその家族に対し、在宅医療、在宅看護、短期入所等の活用を支援するための相談を実施します。	障がい者支援課
169	入院時コミュニケーション支援事業	・入院時における意思疎通が困難な重度障がい者に対し、支援員を派遣し、医療従事者との意思疎通支援を行います。	障がい者支援課





6-2 緊急時対応・災害対策等の強化

< 施策の方向性 >

施策1：緊急時支援の確保

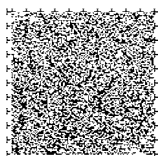
- ・体調急変時等に、自ら通報できる体制の確保を支援します。

施策2：災害対策・感染症対策の強化

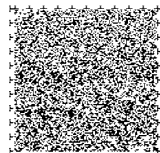
- ・災害への備えとして、引き続き避難行動要支援者名簿の受取について、自治会に協力要請するとともに、障がい者の希望に応じて、自治会や自主防災組織と連携した地域における防災・避難対策に取り組みます。
- ・「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、関係課と連携して個別避難計画の作成に取り組みます。
- ・「安全・安心プラン」の作成を推進することで、障がい者の個々の状況を把握し、関係課と連携した防災対策や避難対策に活用していきます。
- ・障がい者や支援者の防災意識の向上を促進するとともに、障がい当事者や家族、支援者等による地域の防災訓練等への参加を促進します。
- ・災害時における災害情報の的確な伝達、医療救護体制機能の強化、指定避難所等における対応の充実を図ります。
- ・感染症対策として、国、県の方針及び感染状況を踏まえ、柔軟に対応するとともに、障がい福祉サービス等の業務継続に向けて、障がい福祉サービス事業所及び関係機関との連携体制の充実を図ります。

< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
170	メール119、FAX119及びNET119緊急通報システム	・障がいがあることで電話による119番通報が困難な人に対して、緊急時に迅速かつ適切な救急要請等の対応ができるよう、当該システムの有効活用と普及啓発を積極的に行います。	警 防 課
171	精神科救急医療情報の提供	・精神疾患の急激な発症等に対応する医療機関を紹介する「精神科救急医療情報窓口(ソフト救急)」の周知を進めます。	保 健 予 防 課
172	防災意識の普及・啓発	・障がい者及びその家族、支援者等に対し、「ふじさわ防災ナビ～避難行動要支援者編～」を配布し、防災意識の普及・啓発を継続して実施します。	危 機 管 理 課
173	地域における避難行動要支援者避難支援体制の構築	・「藤沢市避難行動要支援者避難支援プラン全体計画」に基づき、自主防災組織等に避難行動要支援者名簿の提供及び制度説明や意見交換等を行い、地域における避難行動要支援者の避難支援体制づくりを推進します。	危 機 管 理 課



番号	事業・取組	事業内容	担当課
174	総合防災訓練等への参加促進	・総合防災訓練等に障がい者が参加できるよう、障がい者団体等に参加の呼びかけを行います。	危機管理課 市民センター 公民館
175	地域防災拠点事業	・災害時の緊急避難場所として、市と協定を締結した市内の事業者が、必要な物品の整備を行った際に、助成を行います。(神奈川県障害者地域生活サポート事業)	障がい者支援課
176	医療救護体制の機能強化	・医師会等関係機関と連携を図り、災害時の医療救護体制の充実に取り組みます。	地域医療推進課
177	指定避難所、指定緊急避難場所(洪水・崖崩れ)、福祉避難所(一次)における避難生活支援	・避難所における要配慮者向けスペースの確保に努めるほか、市民センター・公民館に開設される福祉避難所(一次)について、福祉避難所(二次)での受入れ体制が整うまでの間の受入れ・支援体制の充実に努めます。	危機管理課 市民センター 公民館
178	福祉避難所(二次)における支援体制の強化	・福祉避難所(二次)の見直しを行い、受入れ・支援体制の充実・強化を図ります。	障がい者支援課
179	感染症対策の強化	・障がい福祉サービスの提供等について、国・県の方針を踏まえながら対応します。 ・また、感染状況の変化等に対応するため、感染症対策担当課との情報共有を図り、市内障がい福祉サービス事業所への支援を実施します。	障がい者支援課 子ども家庭課
180	要配慮者利用施設の避難確保計画	・「安全・安心プラン」の作成を推進することで、障がい者の個々の状況把握を踏まえ、関係課と連携するとともに、要配慮者利用施設における各種法令で義務付けられた避難確保計画の作成及び計画に基づく避難訓練等の実施について、報告状況を把握するとともに、必要に応じて計画作成等の支援を行います。	危機管理課 障がい者支援課



6-3 経済的な支援

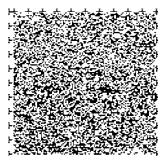
< 施策の方向性 >

施策1：経済的な支援

- ・年金や手当、給付金の支給、各種減免制度などの情報提供及び手続の支援を
するとともに、工賃の向上や一般就労への移行などによる経済的自立の実
現・継続に向けた支援に努めます。

< 主な取組 >

番号	事業・取組	事業内容	担当課
181	年金等の説明 【新規事業】	・特別支援学校での訪問相談の機会を活用し、卒業後の生活設計に必要な年金制度等について、案内します。	障がい者支援課
182	生活困窮者自立支援事業	・「バックアップふじさわ」「バックアップふじさわ社協」において、経済的支援を含めた様々な困りごとの解決に向け、課題を抱える本人に伴走し、包括的な支援を実施します。 ・また、地域の中で様々な機関・団体と連携したCSWによる相談支援を行います。	地域共生社会推進室
183	障がい者施設等通所交通費助成	・継続した工賃の確保等に向けて、市内に住所を有している障がい者等に対し、社会福祉施設等へ通所するための交通費を助成します。	障がい者支援課
184	就労系サービスの工賃向上 【新規事業】	・総合支援協議会や就労移行・就労継続支援事業所等連絡会の場を活用し、利用者の工賃向上に向けた取組を推進します。	障がい者支援課
185	福祉手当の支給	・障がい者の自分らしい暮らしに向け、生活活動や余暇活動の一助となるよう経済的支援を行います。	障がい者支援課



第3章 第7期ふじさわ障がい福祉計画

1 基本方針

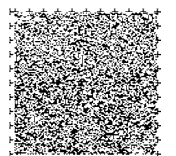
(1) 位置づけ

第7期ふじさわ障がい福祉計画は、本計画の基本理念やめざす社会像を踏まえ、障害者総合支援法第88条に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業についての、地域の特性に応じた事業体制確保の目標や必要なサービスの見込み量を具体的に定めるものです。

(2) 基本的な考え方

本市では「藤沢型地域包括ケアシステム」として、誰もが住み慣れた地域で、その人らしく安心して暮らし続けることができるよう、13地区ごとの地域特性を活かし、市民や地域で活動する団体、関係機関等と連携した地域共生社会づくり（支え合いの地域づくり）を進めています。

本計画では、地域共生社会の実現に向けた、福祉施設・病院からの地域移行支援・地域定着支援や一般就労への移行に関する目標を設定します。その上で、国の基本指針を踏まえて、障がい者人口の増加予測及びこれまでの実績に基づき、障がい福祉サービス、相談支援及び地域生活支援事業の見込み量を定めます。



2 地域共生社会づくりの目標値

国の基本指針に準拠し、本市におけるこれまでの実績を踏まえ、第2章に掲げた施策展開の効果を見込み、2026年度（令和8年度）の目標を次のとおり設定します。

(1) 福祉施設の入所者の地域生活への移行

<国の基本指針>

地域生活への移行を進める観点から、2022年度（令和4年度）末時点の福祉施設に入所している障がい者（施設入所者）のうち、今後、自立訓練等を利用し、共同生活援助（グループホーム）、一般住宅等に移行する者の数を見込み、その上で、2026年度（令和8年度）末における地域生活に移行する人の目標値を設定します。

目標値の設定に当たっては、2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数の6%以上が地域生活へ移行することとします。これに合わせて2026年度（令和8年度）末の施設入所者数を2022年度（令和4年度）末時点の施設入所者数から5%以上削減することを基本とします。

<市の考え方>

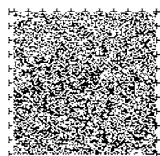
障がい者の地域生活への移行を進める観点から、施設入所者の地域生活への移行を促進します。

<前計画の目標値の達成状況>

項目	目標値 (R5年度)	実績値 (R4年度)	国の考え方等
福祉施設入所者数	245人	234人	
地域生活への移行者数	23人	6人	

<計画の目標設定>

項目	基準値 (R4年度)	目標値 (R8年度)	国の考え方等
福祉施設入所者数	234人	8人減少	基準値の3%以上削減
地域生活への移行者数	6人	12人移行	基準年の入所者の5%以上



(2) 精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築

<国の基本指針>

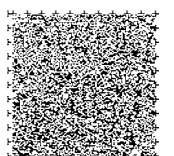
精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、市町村及び都道府県が精神保健医療福祉体制の基盤整備等を推進することにより、精神障がい者の地域移行や定着が可能となります。そのため、活動指標を明確にし、各項の取組を積極的に推進することが必要です。こうした取組により、精神障がい者の精神病床からの退院促進を図ることとします。

<市の考え方>

精神障がいにも対応した地域包括ケアシステムの構築に向けて、保健・医療・福祉関係者が連携して取り組むとともに、本市における精神保健医療福祉体制の基盤整備等の推進に資する取組を進めます。

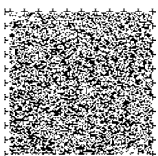
<前計画の目標値の達成状況>

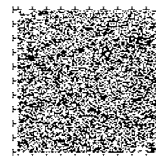
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置	実績値 (R4年度)	国の考え方等
藤沢市地域精神保健福祉連絡協議会	2回	
精神障がい者地域生活支援連絡会	11回	
精神障がい者の家族支援に係る事業	実績値 (R4年度)	国の考え方等
精神障がい者家族教室 開催回数	3回	
精神障がい者家族教室 参加人数	59人	
うつ病家族セミナー 開催数回数	3回	
うつ病家族セミナー 開催数回数	67人	
団体支援事業数	26件	断酒会、認知症家族会
包括ケアシステムの構築に資する事業	実績値 (R4年度)	国の考え方等
市民向け講演会及びパネル展示等	2回	



<計画の目標設定>

項目	基準値 (R4 年度)	目標値 (R8 年度)	国の考え方等
保健・医療・福祉関係者による協議の場の設置			
藤沢市地域精神保健福祉 連絡協議会	2 回	2 回	
精神障がい者地域生活支 援連絡会	11 回	12 回	
精神障がい者の家族支援に係る事業			
精神障がい者家族教室 開催回数	3 回	3 回	
精神障がい者家族教室 参加人数	59 人	70 人	
うつ病家族セミナー 開催数回数	3 回	3 回	
うつ病家族セミナー 開参加人数	67 人	100 人	
団体支援事業数	26 件	30 件	断酒会、認知症家族会
包括ケアシステムの構築に資する事業			
市民向け講演会及びパネ ル展示等	2 回	2 回	





(3) 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

<国の基本指針>

障がい者の地域生活への移行の支援及び地域生活支援を充実させるため、2026年度（令和8年度）末までの間、各市町村において地域生活支援拠点等を整備するとともに、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、支援ネットワークなどによる効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。また、年一回以上、支援の実績等を踏まえ運用状況を検証及び検討することを基本とします。

また、強度行動障がい者の支援体制の充実を図るためには、支援ニーズを把握し、ニーズに基づく支援体制の整備を図ることが必要であり、2026年度（令和8年度）末までに、各市町村又は圏域において、強度行動障がい者に関して、その状況や支援ニーズを把握し、地域の関係機関が連携した支援体制の整備を進めることを基本とします。

<市の考え方>

障がい者の地域生活への移行支援及び地域生活支援を充実させるため、地域生活支援拠点等の整備に加え、その機能の充実のため、コーディネーターの配置、地域生活支援拠点等の機能を担う障がい福祉サービス事業所等の担当者の配置、ネットワークなどを活用した効果的な支援体制及び緊急時の連絡体制の構築を進めます。

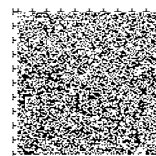
また、強度行動障がい者の支援体制の充実を図るため、相談支援を強化するとともに、支援者支援を展開いたします。

<前計画の目標値の達成状況>

項目	目標値 (R5年度)	実績値 (R4年度)	国の考え方等
地域生活支援拠点等の整備	面的整備	整備済	
居室確保事業の実施法人	4法人	4法人	業務委託契約
安全・安心プランの相談件数	130件	120件	
安全・安心プランの作成件数	130件	101件	

<計画の目標設定>

項目	基準値 (R4年度)	目標値 (R8年度)	国の考え方等
地域生活支援拠点等の整備	整備済	機能拡充	
年1回以上の運用状況の点検	実施	実施	
強度行動障がい者を有する人への支援体制の整備	実施	拡充	委託専門相談支援事業所の拡充
居室確保事業の実施法人	4法人	4法人	
安全・安心プランの相談件数	120件	3,799件	R8年度末の プラン作成済みの実人数
安全・安心プランの作成件数	101件	3,799件	(支給決定者の見込み数)



(4) 福祉施設から一般就労への移行等

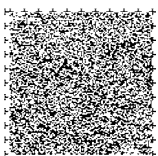
<国の基本指針>

福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう。）を通じて、2026年度（令和8年度）中に一般就労に移行する人の目標値を設定します。当該目標値の設定に当たっては、2021年度（令和3年度）の一般就労への移行実績の1.28倍以上とすることを基本とします。

障がい者の一般就労への定着も重要であることから、就労定着支援事業の利用者数及び事業所ごとの就労定着率に係る目標値を設定することとし、就労定着支援事業の利用者数については、2021年度（令和3年度）の実績の1.41倍以上とすることを基本とします。さらに、就労定着支援事業の就労定着率については、就労定着支援事業所のうち、就労定着率が7割以上の事業所を全体の25%以上とすることを基本とします。

<市の考え方>

障がい者の一般就労への移行を促進させるために、就労移行支援や就労定着支援の効果的な利用を進めます。



<前計画の目標値の達成状況>

一般就労への移行者数	目標値 (R5 年度)	実績値 (R4 年度)	国の考え方等
移行者総数	185 人	98 人	令和元年度実績の 1.27 倍以上
就労移行支援事業利用	149 人	77 人	令和元年度実績の 1.30 倍以上
就労継続支援事業 A 型利用	8 人	6 人	令和元年度実績の 1.26 倍以上
就労継続支援事業 B 型利用	28 人	15 人	令和元年度実績の 1.23 倍以上

就労定着支援事業の利用率	目標値 (R5 年度)	実績値 (R4 年度)	国の考え方等
一般就労移行者数	43 人	101 人	
就労定着支援事業利用者数	130 人以上	33 人	
利用率	70%以上	33%	

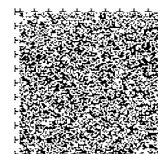
就労定着率 8 割以上の事業所	目標値 (R5 年度)	実績値 (R4 年度)	国の考え方等
就労定着支援事業所数	14 か所	13 か所	
定着率 8 割以上の事業所	12 か所	11 か所	
利用率	70%以上	85%	

<計画の目標設定>

一般就労への移行者数	基準値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)	国の考え方等
移行者総数	94 人	121 人	基準値の 1.28 倍以上
就労移行支援事業利用	82 人	108 人	基準値の 1.31 倍以上
就労継続支援事業 A 型利用	3 人	4 人	基準値の 1.29 倍以上
就労継続支援事業 B 型利用	9 人	12 人	基準値の 1.28 倍以上

就労定着支援事業の利用者	基準値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)	国の考え方等
就労定着支援事業利用者数	49 人	70 人	基準値の 1.41 倍以上

就労移行支援・就労定着支援事業所	基準値 (R3 年度)	目標値 (R8 年度)	国の考え方等
一般就労移行者が 5 割以上の就労移行支援事業所	—	50%以上	全体に占める割合
就労定着率が 7 割以上の就労定着支援事業所	—	25%以上	全体に占める割合



(5) 相談支援体制の充実・強化等

<国の基本指針>

相談支援体制を充実・強化するため、2026年度（令和8年度）末までに、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等における連携の緊密化を通じた地域づくりの役割を担う基幹相談支援センターを設置するとともに、基幹相談支援センターが地域の相談支援体制の強化を図る体制を確保することを基本とします。

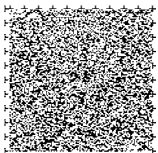
また、地域づくりに向けた協議会の機能をより実効性のあるものとするため、協議会において、個別事例の検討を通じた地域サービス基盤の開発・改善等の取組を行うとともに、これらの取組を行うために必要な協議会の体制を確保することを基本とします。

<市の考え方>

相談支援体制を充実・強化するため、総合的な相談支援、地域の相談支援体制の強化及び関係機関等における連携の緊密化を図ります。

<計画の目標設定>

基幹相談支援センター	目標値 (R8年度)	国の考え方等
設置か所数	1か所以上	
地域の相談支援事業者に対する 専門的な指導・助言件数	720件	
地域の相談支援事業者の 人材育成の支援件数	160件	
地域の相談機関との 連携強化の取組の実施回数	120回	
個別事例の支援内容の検証の実施回数	20回	
主任相談支援専門員の配置数	3人	
協議会における個別事例の検討を通じた 地域のサービス基盤の開発・改善	目標値 (R8年度)	国の考え方等
事例検討実施回数	1回	
事例検討を実施する専門部会の参加事業者・ 機関数	8か所	
事例検討を行う専門部会の配置数	1部会	
専門部会の年間実施回数	4回	



(6) 障がい福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築

<国の基本指針>

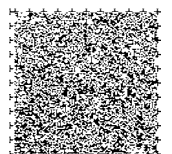
市町村職員は、障害者総合支援法の具体的内容を理解するための取組を行い、障がい福祉サービス等の利用状況を把握し、障がい者等が真に必要とする障がい福祉サービス等が提供できているのか検証を行っていくことが望ましいと考えます。また、自立支援審査支払等システム等を活用し、請求の過誤をなくすための取組や適正な運営を行っている事業所を確保することが必要となります。

<市の考え方>

障がい福祉サービスの質の向上に向けて、市職員の障がい福祉サービスや関連法等の理解促進を図ります。

<計画の目標設定>

項目	目標値 (R8年度)	国の考え方等
都道府県が実施する障がい福祉サービス等に係る研修、その他の研修への市町村職員の参加人数	3人/年	
障害者自立支援審査支払等システム等による審査結果の分析	実施	
分析結果の事業所や関係自治体等との共有回数	1回	



3 障がい福祉サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】

(1) 見込み量の考え方と今後の対策

各サービスについて、過去のサービスの増加率や手帳所持者に対する利用割合等を勘案し、2024年度（令和6年度）からの3年分の見込み量を算出しています。

なお、施設入所支援等の、国の基本指針に基づく目標設定が求められているサービスについては、施設入所の待機者数などを踏まえ、本市の実情に合わせた見込み量を算出しています。

(2) 訪問系サービス

<見込み量の考え方>

コロナ禍による一時的な利用者数の減少が見られたものの、2022年度（令和4年度）には利用者数が増加傾向に転じていることや、今後も障がい者の人数は増加見込みであることを踏まえて、サービス利用量を見込みました。

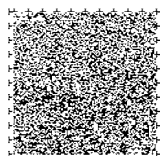
<今後の方策>

居宅介護事業所と協力し、ヘルパー人材の量と質の確保を視野に入れ、養成及び育成に向けた取組について検討します。

図表 3-1 訪問系サービスの見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
居宅介護	人	603	647	780	681	703	724
	時間	9,926	10,540	11,085	10,854	11,179	11,515
重度訪問介護	人	28	32	34	33	34	35
	時間	6,155	7,067	7,525	7,012	7,223	7,440
同行援護	人	97	95	112	105	108	111
	時間	2,118	2,093	2,023	2,233	2,300	2,369
行動援護	人	64	66	74	71	73	75
	時間	803	902	898	904	931	959
重度障がい者等 包括支援	人	0	0	0	1	1	1
	時間	0	0	0	8	8	8
訪問系サービス 合計	人	792	840	1,000	891	918	945
	時間	19,001	20,602	21,532	21,011	21,641	22,291

※各年度3月の利用分を示しています。



(3) 日中活動系サービス

障がい者人口の増加見込みや、これまでの利用実績、アンケート調査等の実態把握に基づき、サービス量を見込みました。

1) 通所・短期入所系

<見込み量の考え方>

生活介護は、これまでの利用実績の増加傾向に加えて、特別支援学校生徒の卒業後の進路意向や、アンケート調査による利用意向から見込みました。

療養介護は、これまでの利用実績を踏まえて見込みました。

福祉型短期入所及び医療型短期入所は、これまでの利用実績に加えて、アンケート調査による利用意向や、ヒアリング調査による利用ニーズから見込みました。

<今後の方策>

生活介護については、卒業後の進路として希望が多くあることから、進路先として利用希望者が生活介護を利用できるよう事業所の受け入れ体制の強化について検討します。

療養介護については、市内には事業所がなく、市外の事業所となるため、計画相談支援事業所との連携し、利用希望者が円滑にサービスを利用できるよう丁寧なつなぎを実施します。

短期入所については、重度障がい者が利用しやすくするため、障がい特性に応じた対応や、医療型短期入所の周知を進めます。

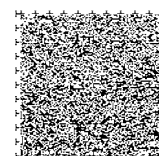
図表 3-2 通所・短期入所系サービスの見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
生活介護	人	987	1,005	1,069	1,053	1,080	1,108
	人日	18,481	17,924	18,619	19,395	19,900	20,405
療養介護	人	27	29	30	30	30	30
福祉型短期入所 (ショートステイ)	人	129	209	342	200	240	280
	人日	686	776	1,125	1,000	1,200	1,400
医療型短期入所 (ショートステイ)	人	12	12	24	18	21	24
	人日	56	48	56	90	105	120

※各年度3月の利用分を示しています。

※新設される日中支援サービス類型の福祉型強化短期入所サービス費については、福祉型短期入所に含まれます。

※人日は、月間の利用者数×一人1か月あたりの平均利用日数で算出しています。



2) 自立訓練

<見込み量の考え方>

自立訓練（機能訓練・生活訓練・宿泊型自立訓練）は、これまでの利用実績を踏まえて見込みました。

<今後の方策>

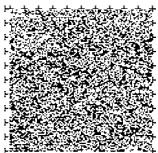
自立訓練については、日常生活をおくる上で重要なサービスとなることから就労移行支援、就労継続支援、生活介護などの他サービスとの連携を図れるよう体制を整備します。

図表 3-3 自立訓練サービスの見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
自立訓練 (機能訓練)	人	1	2	0	2	2	2
	人日	22	15	0	15	15	15
自立訓練 (生活訓練)	人	39	36	56	40	42	44
	人日	623	649	691	675	709	744
宿泊型自立訓練	人	14	10	15	12	12	12
	人日	372	222	278	348	348	348

※各年度3月の利用分を示しています。

※人日は、月間の利用者数×一人1か月あたりの平均利用日数で算出しています。



3) 就労支援

<見込み量の考え方>

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）は、これまでの利用実績の増加傾向に加えて、特別支援学校生徒の卒業後の進路意向や、アンケート調査による利用意向から見込みました。

就労定着支援は、これまでの利用実績に加えて、国の基本指針に基づく目標値を踏まえて見込みました。

<今後の方策>

就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）については、一般就労の促進と就労定着の向上について検討します。

就労定着支援については、企業等に対する障がい者の働き方や雇用形態の周知を進めます。

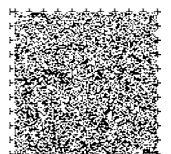
就労選択支援については、新たなサービスとして効果的に活用するための検討をします。

図表 3-4 就労支援系サービスの見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
就労移行支援	人	187	162	241	207	214	222
	人日	3,301	2,992	2,742	3,732	3,873	4,014
就労継続支援 (A型)	人	70	58	74	77	77	77
	人日	1,372	1,090	1,113	1,488	1,488	1,488
就労継続支援 (B型)	人	686	745	869	798	834	870
	人日	11,031	11,977	11,535	12,797	13,379	13,962
就労定着支援	人	97	101	151	124	129	137
就労選択支援	人	—	—	—	90	95	100

※各年度3月の利用分を示しています。

※人日は、月間の利用者数×一人1か月あたりの平均利用日数で算出しています。



(4) 居住系サービス

<見込み量の考え方>

自立生活援助は、これまで利用実績がありませんが、共同生活援助（グループホーム）、入所施設及び精神科病院等からの地域生活への移行や、障がい者が希望する暮らしを実現するための支援の拡充の観点から見込みました。

共同生活援助（グループホーム）は、これまでの利用実績に加えて、アンケート調査による利用意向や、ヒアリング調査による利用ニーズから見込みました。

また、日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）を中心に、重度障がい者に対応可能な市内事業所の定員数についても、これまでの利用実績を基に見込んでいます。

施設入所支援は、国の基本方針に基づく目標値に対して、これまでの利用実績に加えて、本市における施設入所の利用意向と、施設からの地域移行の実績等を総合的に考慮して見込みました。

<今後の方策>

自立生活援助については、事業の性質から指定特定相談支援事業所や共同生活援助事業所に事業展開を含め周知を行い、事業所数の拡大を図ります。

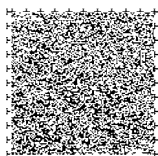
共同生活援助（グループホーム）については、重度障がいに対応した支援基盤の充実を見据え、日中サービス支援型共同生活援助（グループホーム）の支援内容充実に向けた検討をします。

施設入所支援については、地域移行を考える障がい者に対し、意思決定支援を基本とした対応及び地域移行に必要な事業等との連携を図ることができるよう、基幹相談支援センターと協力し、支援します。

図表 3-5 居住系サービスの見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
自立生活援助	人	0	0	0	14	14	15
共同生活援助 (グループホーム)	人	504	507	587	525	534	538
うち、 市内事業所利用者	人	371	414	430	447	454	458
うち、障がい支援 区分6の利用者	人	15	17	18	19	20	20
施設入所支援	人	234	234	234	228	227	226

※各年度3月の利用分を示しています。



(5) 相談支援サービス

1) 計画相談支援

<見込み量の考え方>

障がい者人口の増加見込みや、相談支援専門員の確保の進捗状況を踏まえてサービス量を見込みました。

<今後の方策>

安全・安心プランと併せた形でのサービス等利用計画の作成を実施し、日常のサービスのプランニングに留まらず、緊急時にも対応できるよう事業の拡充を図ります。

2) 地域移行支援・地域定着支援

<見込み量の考え方>

地域移行支援・地域定着支援は、これまでの利用実績を踏まえてサービス量を見込みました。

<今後の方策>

基幹相談支援センター及び委託総合相談支援事業所と連携し、指定特定相談支援事業所に対し、地域移行支援及び地域定着支援事業の重要性を周知し、事業所数の拡大を図ります。

図表 3-6 相談支援サービスの見込み

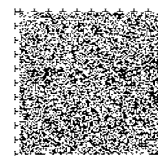
区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
計画相談支援	人	1,452	1,215	1,092	1,523	2,566	3,799
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数	人	65	71	76	80	82	82
地域移行支援	人	0	0	0	1	1	1
(参考: 施設からの地域移行者数)	人	-	-	-	4	4	4
(参考: 病院からの地域移行者数)	人	-	-	-	15	15	15
地域定着支援	人	0	0	0	1	1	1

※各年度3月の利用分を示しています。

※相談支援のうち、計画相談支援の見込み量は各年度末の実利用者数を示しています。地域移行支援、地域定着支援の利用人数は年度(4月～3月)の実利用者数を示しています。

※参考: 施設からの地域移行者数については、「2地域共生社会づくりの目標値:(1)福祉施設の入所者の地域生活への移行」を基に算出。

※参考: 病院からの地域移行者数は、「ふじさわ障がい者計画: 主な取組: 精神障がい者地域生活支援事業」を基に算出。



4 地域生活支援事業の見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】

(1) 必須事業

1) 理解促進研修・啓発事業

<見込み量の考え方>

理解促進研修・啓発事業は、地域住民の障がいに対する理解を深め、誰もが安心して暮らせる地域社会を実現することを目的としています。

本市では、市民の障がいに関する正しい知識と理解が深まるよう、心のバリアフリー講習会等、引き続き2つの事業を実施します。

<今後の方策>

講演会等事業の回数、参加者数及び実施内容等について分析し、障がい理解をより効果的に行うことができるイベント等の検討を進めます。

図表 3-7 理解促進研修・啓発事業の見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
理解促進研修・啓発事業	事業	2	2	2	2	2	2

2) 自発的活動支援事業

<見込み量の考え方>

自発的活動支援事業では、地域における避難行動要支援者の避難支援体制づくりを目的として、避難行動要支援者名簿を作成・更新し、避難支援に携わる自主防災組織等に名簿の提供を行います。

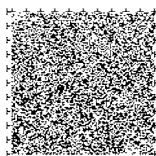
名簿の受領意向団体数及び受領団体の割合は、これまでの実績を踏まえた上で、「藤沢市地域防災対策アクションプラン」における2024年度（令和6年度）までの目標指標に基づいて、見込みました。

<今後の方策>

自治会等に対して資料の配布及び制度説明を行い、避難行動要支援者名簿の受領意向団体の拡大を図ります。

図表 3-8 自発的活動支援事業の見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
避難行動要支援者名簿 受領意向団体数	団体	421	423	424	433	433	433
避難行動要支援者名簿 受領団体の割合	%	86.6	86.9	87.1	88.9	88.9	88.9



3) 相談支援事業

【相談支援事業】

<見込み量の考え方>

本市では、相談支援事業を現在8か所の障がい者相談支援事業所に委託し、実施しています。これまで、障がい者の増加や多岐にわたる相談内容に対応するために、人員体制の強化を進めてきました。

計画相談支援の担い手が不足している現状において、支援につながっていない人のニーズを発見し、適切な支援につなげていくという点で、相談支援は地域で重要な役割を担っています。

障がい種別にとらわれず、市民が、心配ごとや困りごとなどを、相談できる身近な総合的な相談窓口としてわかりやすい形態とするとともに、地域における連携を強化することにより、地域の潜在的なニーズを地域全体で支える体制としていきたいと考えています。

こうした点を考慮し、障がい者相談支援事業実施事業所数については、2025年度（令和7年度）に1か所増加し、9か所とすることを見込みました。

従事者数については、2025年度（令和7年度）に3人増加し、20人とすることを見込みました。

事業所や地域において指導的役割を担う主任相談支援専門員は、毎年1人の増加を見込みました。

<今後の方策>

発達障がいに関する相談支援をより円滑に進められるよう、機能を整理しながら、事業の拡大を図ります。

【住宅入居等支援事業】

<見込み量の考え方>

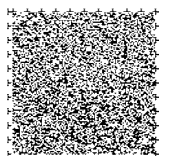
住宅入居等支援事業は、一般住宅への入居にあたって支援が必要な障がい者に対し、入居支援や、居住支援のための関係機関によるサポート体制の調整を行う事業であり、これまで7か所の障がい者相談支援事業所で実施してきました。

今後、障がい者が地域で安心して暮らせる環境を実現するため、相談支援事業と一体的に事業体制の見直しを進めていきます。

事業実施事業所数については、2024年度（令和6年度）において、1か所を増加し、8か所とすることを見込みました。

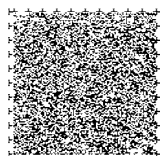
<今後の方策>

相談支援事業と一体的に事業を拡大する観点から、相談支援事業とともに、当該事業の拡大を図ります。



図表 3-9 相談支援事業の見込み

区分		単位	第6期			第7期		
			実績量		実績見込み量	見込み量		
			2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
相 談 支 援 事 業 障 が い 者	実施 事業所数	か所	8	8	8	8	9	9
	従事者数	人	17	17	17	17	20	20
	主任相談 支援専門員	人	2	4	4	6	7	8
住宅入居等支援事業 実施事業所数		か所	7	7	7	8	8	8



4) 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業

<見込み量の考え方>

成年後見制度利用支援事業は、障がい等によって自分で判断することが難しい人が成年後見制度を利用するための支援を行う事業です。

現在、市の相談窓口（福祉総合相談支援センター）と市社会福祉協議会の「ふじさわあんしんセンター」等が連携し、成年後見制度についての相談を受けています。

また、法定後見制度の利用が必要な方については、身寄りがない等により親族等による家庭裁判所への審判申立てが困難な場合に、本人の福祉を図るために特に必要があると認められるときには、市長が申立人となる「市長申立て」や、生活困窮等により申立て費用や後見人等報酬を負担することが困難な場合の助成制度があります。

市長申立て及び報酬助成の件数の見込みについては、これまでの利用実績を踏まえて件数を見込みました。

成年後見制度法人後見支援事業は、成年後見制度における法人後見活動を支援することを目的に、実施団体に対して研修や組織体制の構築支援を行う事業です。

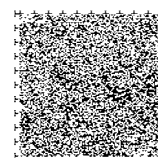
法人後見の活動支援及び法人後見受任の件数は、これまでの利用実績を踏まえて件数を見込みました。

<今後の方策>

成年後見制度市長申立ての相談件数、申立て件数の実績及び成年後見制度利用支援事業の助成件数について分析し、制度活用を円滑に行えるよう検討します。

図表 3-10 成年後見制度利用支援事業及び成年後見制度法人後見支援事業の見込み

区分		単位	第6期			第7期		
			実績量		実績見込み量	見込み量		
			2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
利用支援事業 成年後見制度	市長申立て件数	件	9	10	9	9	9	9
	報酬助成	件	27	35	40	42	47	52
法人後見支援事業 成年後見制度	法人後見の活動支援	か所	1	1	1	1	1	1
	法人後見受任件数	件	9	11	11	12	12	12



5) 意思疎通支援事業

<見込み量の考え方>

意思疎通支援事業は、聴覚障がい者等が、日常生活の中で意思疎通を円滑に行えるように、必要に応じて支援を行う事業です。

手話通訳者の設置数及び派遣件数、要約筆記者の派遣件数については、これまでの聴覚等障がい者の動向を考慮して見込みました。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業は、意思疎通を行うことが困難な重度障がい者が、入院時に医師や看護師等の医療関係者とコミュニケーションを円滑に実施できるように支援する事業です。利用者数は、重度障がい者等の動向を考慮して見込みました。

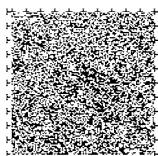
<今後の方策>

市役所における手話通訳者は、意思疎通が困難な障がい者が、本市で福祉サービス等の手続きや相談等を実施する上で重要な役割を担っており、今後はさらに十分なコミュニケーションが図れるよう増員します。

重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業については、相談支援関連事業所との連携や窓口業務等での直接的な相談を通じて積極的な周知を行います。

図表 3-11 意思疎通支援事業の見込み

区分	単位	第6期			第7期			
		実績量		実績見込み量	見込み量			
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度	
手話通訳者数	人	24	24	24	26	27	28	
筆記要約者数	人	24	24	24	30	30	30	
手話通訳者 要約筆記者 派遣件数	実利用者数	人	72	59	56	75	81	88
	延べ利用回数	回	536	495	538	675	730	789
市役所における手話通訳者配置数	人	2	2	2	3	3	3	
重度障がい者等入院時コミュニケーション支援利用者数	人	0	0	1	1	1	1	



6) 手話奉仕員養成研修事業

<見込み量の考え方>

手話奉仕員養成研修事業は、市民に手話を広め、聴覚障がい者への理解を深めるとともに、手話講習会を実施し、手話奉仕員の育成を図ることを目的としています。また、手話通訳者の資格取得に向けた講習会を実施しています。

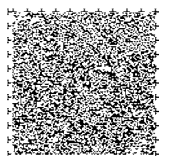
手話講習会の開講コース数及び実施回数、講座参加者数については、これまでの実績等を考慮して見込みました。

<今後の方策>

講座内容と目標を明確にし、目標ごとに段階的に分け、受講者の希望に即した講座を展開します。

図表 3-12 手話奉仕員養成研修事業の見込み

区分		単位	第6期			第7期		
			実績量		実績見込み量	見込み量		
			2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
手話講習会	延べ講座数	コース	5	8	9	7	7	7
	延べ実施回数	回	88	148	221	160	160	160
	延べ参加者数	人	58	82	129	105	105	105



7) 日常生活用具給付等事業

<見込み量の考え方>

日常生活用具給付等事業は、障がい者人口の増加見込みやこれまでの利用実績を踏まえて見込みました。

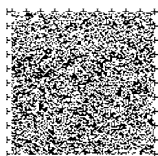
うち、住宅改修費については、65歳未満で身体障がい者手帳1～3級の肢体不自由のある人の動向を考慮して見込みました。

<今後の方策>

障がい者の希望やニーズを広く集め、毎年度、日常生活に必要な製品を検討し、柔軟に対応します。

図表 3-13 日常生活用具給付等事業の見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
介護・訓練支援用具	件	31	28	30	31	34	36
自立生活支援用具	件	45	38	40	45	45	45
在宅療養等支援用具	件	65	54	55	59	59	59
情報・意思疎通支援用具	件	64	54	65	70	75	80
排せつ管理支援用具	件	979	990	1,000	1,040	1,060	1,080
住宅改修費	件	8	3	6	4	4	4



8) 移動支援事業

<見込み量の考え方>

移動支援事業は、アンケート調査やヒアリング調査において、利用ニーズが高い一方で、サービスを提供する職員の不足や希望する利用時間帯が集中するといった課題が見られ、必ずしもニーズに応えられているとはいえない状況にあります。

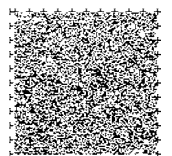
サービス量は、これまでの実績を踏まえた上で、アンケート調査やヒアリング調査による利用ニーズ等を考慮して見込みました。

<今後の方策>

多くの方が円滑にサービスを利用できるよう、人材確保に向けた取組を行うとともに、サービス単価の見直しを視野に入れ、障がい者が利用しやすく、事業者がサービス提供しやすい体制を整備します。

図表 3-14 移動支援事業の見込み

区分		単位	第6期			第7期		
			実績量		実績見込み量	見込み量		
			2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
移動支援事業	実利用者数	人	555	586	543	802	814	820
	利用時間数	時間	53,412	57,020	57,253	78,017	100,534	101,238



9) 地域活動支援センター機能強化事業

<見込み量の考え方>

地域活動支援センター機能強化事業は、これまで地域活動支援センターⅠ型1か所、地域活動支援センターⅢ型5か所で実施し、一般就労が困難な障がい者の日中活動の拠点として、重要な役割を担っています。

見込み量は、事業所の規模や利用ニーズに鑑み、引き続き、Ⅰ型1か所、Ⅲ型5か所での実施を見込みました。

Ⅲ型の登録者数は、これまでの実績に加えて、障がい者の動向や利用ニーズ等を考慮し見込みました。

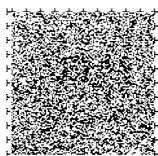
<今後の方策>

各地域活動支援センターが安定的・継続的に運営ができるよう、必要に応じて支援します。

図表 3-15 地域活動支援センター機能強化事業の見込み

区分		単位	第6期			第7期		
			実績量		実績見込み量	見込み量		
			2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
地域活動支援センターⅠ型	実施か所数	か所	1	1	1	1	1	1
地域活動支援センターⅢ型	実施か所数	か所	5	5	5	5	5	5
	登録者数	人	96	96	96	100	100	100

※地域活動センターⅠ型は、フリースペースとしての利用となるため、年度ごとの登録者の見込みは行いません。



(2) 任意事業

1) 訪問入浴サービス事業

<見込み量の考え方>

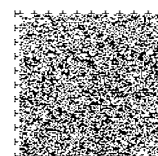
訪問入浴サービスは、これまでの実績を踏まえた上で、重度障がい者の動向を考慮して、サービス量を見込みました。

<今後の方策>

利用者のニーズに応じた事業の見直し状況について分析し、その結果をサービス展開に反映します。

図表 3-16 訪問入浴サービス事業の見込み

区分		単位	第6期			第7期		
			実績量		実績見込み量	見込み量		
			2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
訪問入浴 サービス 事業	実利用者数	人	42	43	40	34	34	34
	利用回数	回	3,587	3,553	3,369	3,200	3,200	3,200



2) 社会参加促進事業

<見込み量の考え方>

ボランティア（奉仕員）養成研修講座への参加者数は、これまでの実績を踏まえた上で、手話講習会や要約筆記体験会及び点字図書館で実施しているボランティア基本講習会への参加実績を考慮して見込みました。

点字・声の広報等発行事業については、本市で発行している広報紙の点字版及び音声版を視覚障がい者を対象に発行し、情報提供を行う事業です。

登録者数は、これまでの実績を踏まえた上で、視覚障がい者の動向を考慮して見込みました。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障がい者の健康・体力づくりや交流等に資することを目的として、スポーツ・レクリエーション教室や障がい者のスポーツ大会を開催する事業です。

太陽の家体育館延べ利用者数及び神奈川県障がい者スポーツ大会参加者数は、これまでの実績を踏まえた上で、障がい者の動向を考慮して、見込みました。

<今後の方策>

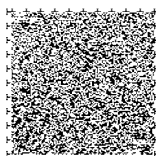
ボランティア（奉仕員）養成研修事業については、講習会等の開催回数、参加者数及び登録者数、養成講習会の内容等について分析し、地域におけるボランティア養成の支援などについて検討します。

点字・声の広報等発行事業については、引き続き、視覚障がい者から「点字版広報ふじさわ」「声の広報」などの利用希望があった場合のニーズに応えます。

スポーツ・レクリエーション教室開催等事業については、障がい者が安心して活動できるよう、感染対策を含めた安全なスポーツの場の確保に努めます。また、神奈川県障がい者スポーツ大会を周知し、スポーツを楽しみたいと考えている方々の支援を行います。

図表 3-17 社会参加促進事業の見込み

区分	単位	第6期			第7期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
ボランティア（奉仕員） 養成研修講座参加者数	人	83	142	150	160	160	160
点字・声の広報等発行物 登録者数	人	118	139	130	132	134	136
太陽の家体育館延べ利用 者数（自主事業のみ）	人	140	390	395	400	400	400
神奈川県障がい者スポー ツ大会参加者数	人	0	87	90	100	100	100



3) 日中一時支援事業

<見込み量の考え方>

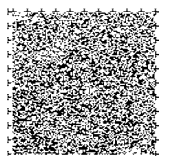
日中一時支援事業は、これまでの実績を踏まえた上で、障がい者を介護する家族のレスパイトや夫婦共働きのような就労環境による利用ニーズが高まっていることなどを考慮し、サービス量を見込みました。

<今後の方策>

事業内容の見直しの行い、利用ニーズの高い夕方時間帯について、事業の拡大を図ります。

図表 3-18 日中一時支援事業の見込み

区分		単位	第6期			第7期		
			実績量		実績見込み量	見込み量		
			2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
日中一時 支援事業	実利用者数	人	117	155	159	163	166	167
	利用回数	回	6,856	9,673	11,408	12,450	25,232	25,384



第4章 第3期ふじさわ障がい児福祉計画

1 基本方針

(1) 位置づけ

第3期ふじさわ障がい児福祉計画は、本計画の基本理念やめざす社会像を踏まえ、児童福祉法第33条の20に基づき、障がい児通所支援及び障がい児相談支援の提供体制の確保に係る目標並びに各年度における指定通所支援及び指定障がい児相談支援の種類ごとの必要な見込量を定めるものです。

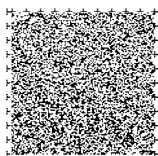
(2) 基本的な考え方

本市では児童福祉法の理念に基づき、障がいの有無にかかわらず、子ども一人ひとりが当然の権利として、自分らしく生きることのできる地域づくりを進めます。そのためには、障がい児を「障がいのある子ども」としてではなく、「子ども」に対する様々な課題の一つとして障がいがある」と捉え、障がい児支援サービスのみならず、すべての子どもの健やかな成長及び発達並びに自立のための子育て支援や、教育機関による支援、医療サービス等を一体的に提供しながら、地域全体で子どもの成長を支援していくことが必要です。

「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」では、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、地域における子ども・子育て支援サービスや保育・教育サービスを充実させるとともに、子育て支援のネットワークづくりを進めています。

また、2021年（令和3年）に施行された医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律では、自治体が医療的ケア児の健やかな成長を図り、安心して子どもを生き育てることができる環境づくりをめざし、自主的かつ主体的に支援に係る施策を実施する責務を有することになりました。

「第3期ふじさわ障がい児福祉計画」は、国の基本指針を踏まえ、同時に、「藤沢市子ども・子育て支援事業計画」とも整合性を図りながら、障がいの有無にかかわらず、子どもが自分らしく生きることのできる地域共生社会をつくるために、子育て世帯に対する包括的な支援の提供体制を構築していきます。



2 障がい児支援の提供体制整備の目標値

国の指針に準拠し、本市におけるこれまでの実績を踏まえ、第2章に掲げた施策展開の効果を見込んで、2026年度（令和8年度）の目標を次のとおり設定します。

(1) 児童発達支援センターを中核とした重層的な支援体制の整備

<国の基本指針>

児童発達支援センターを中核とした重層的な地域支援体制の構築をめざすため、2026年度（令和8年度）末までに、児童発達支援センターを各市町村に少なくとも1か所以上設置することを基本とします。

また、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進するため、各市町村又は各圏域に設置された児童発達支援センターや地域の障がい児通所支援事業所等が保育所等訪問支援等を活用しながら、2026年度（令和8年度）末までに、すべての市町村において、障がい児の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進する体制を構築することを基本とします。

<市の考え方>

本市では、児童発達支援センターを2か所設置しています。児童福祉法改正の内容を踏まえ、児童発達支援センターの中核的な支援体制を構築し、機能の強化を図ること等により、地域を含めた体制整備の維持・向上に努めます。

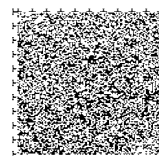
また、保育所等訪問支援などを活用し、障がい児が通う地域の保育所等への支援を行い、障がい児への支援力の向上を図ることで、インクルージョンの推進に取り組みます。

<前計画の目標値の達成状況>

児童発達支援センター	目標値 (R5年度)	実績値 (R4年度)	国の考え方等
事業所数	2か所	2か所	
通所支援連絡会議	3回実施	3回実施	

<計画の目標設定>

児童発達支援センター	基準値 (R4年度)	目標値 (R8年度)	国の考え方等
事業所数	2か所	2か所	
通所支援連絡会議	3回実施	3回実施	



(2) 重症心身障がい児等へのサービス提供体制の強化

<国の基本指針>

重症心身障がい児が身近な地域で支援を受けられるように、2026年度（令和8年度）末までに、主に重症心身障がい児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村に少なくとも1か所以上確保することを基本とします。

<市の考え方>

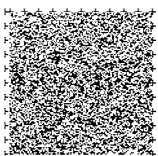
本市は、重症心身障がい児等の支援が可能な児童発達支援事業所を5か所、放課後等デイサービス事業所を8か所確保しています。重症心身障がい児等の受入れを促進するため、放課後等デイサービス事業所に対する、看護師の配置に関する市の助成制度について、周知等による活用を図りながら、サービスの確保に努めます。

<前計画の目標値の達成状況>

重症心身障がい児等受入れ推進事業	目標値 (R5年度)	実績値 (R4年度)	国の考え方等
対応事業所数	2か所	2か所	
受入月数	24か月	24か月	

<計画の目標設定>

項目	基準値 (R4年度)	目標値 (R8年度)	国の考え方等
対応事業所数	2か所	2か所	
受入月数	24か月	24か月	



(3) 医療的ケア児支援のための体制強化

<国の基本指針>

医療的ケア児等が適切な支援を受けられるように、2026年度（令和8年度）末までに、各都道府県及び各市町村において、保健、医療、障がい福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とします。

<市の考え方>

本市では、2019年（令和元年）7月に「総合支援協議会重度障がい者支援部会」の分科会として設置した「医療的ケア児等支援に関するコーディネート機能推進チーム」において、医療的ケア児等の支援に関する地域の課題把握及び、医療的ケア児等コーディネーターの配置に向け、協議・検討してきました。その後、2023年（令和5年）4月からは、医療的ケア児等相談支援の事業委託を開始し、医療的ケア児等が心身の状況に応じた適切な福祉サービス等を受け、地域において安心して生活できるように相談支援体制の構築に努めています。

併せて、2023年度（令和5年度）から、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、ネットワークの構築に取り組んでいます。

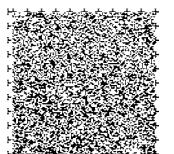
今後も引き続き、医療的ケア児等に対する総合的な支援体制の構築に努めます。

<前計画の目標値の達成状況>

医療的ケア児等の支援	目標値 (R5年度)	実績値 (R4年度)	国の考え方等
協議の場	2回実施	2回実施	

<計画の目標設定>

項目	基準値 (R4年度)	目標値 (R8年度)	国の考え方等
協議の場	年2回	年4回実施	
コーディネーター数	0人	9人配置	



3 障がい児支援サービスの見込み量【2024年度（令和6年度）～2026年度（令和8年度）】

(1) 障がい児通所支援サービス

<見込み量の考え方>

本市の人口の推移によると、14歳以下の年少人口は、2023年度（令和5年度）と比較して2026年度（令和8年度）までに800人減少していますが、障がい児通所支援サービスについては、引き続き、利用の増加を見込んでいます。また、アンケート調査からも障がい児通所支援等の利用が80%を超え、これから利用したいサービスとしても高い割合を占めています。

児童発達支援については、これまでの実績及び保育所・幼稚園との併行通園の増加により、一人当たりの利用回数の減少が想定されることから、サービス量を見込みました。

医療型児童発達支援については、市内に事業所がないため定期的な利用はありません。今後は、児童福祉法の改正を見据えた対応をします。

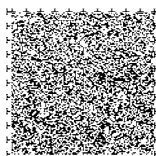
放課後等デイサービスについては、事業所の数が、2020年度（令和2年度）当初の45か所から2023年（令和5年）4月には59か所に増えています。2023年度（令和5年度）の事業所数を維持しつつ、これまでの実績及び、アンケート調査やヒアリング調査の結果を踏まえた上でサービス量を見込みました。

保育所等訪問支援については、事業所の数が、2020年度（令和2年度）当初の2か所から、2023年（令和5年）4月は8か所に増えています。2023年度（令和5年度）の事業所数を維持しつつ、これまでの実績を踏まえた上でサービス量を見込みました。

居宅訪問型児童発達支援は、2023年（令和5年）に新たに事業所が開設したことから、外出することが著しく困難な重症心身障がい児などの人数を踏まえた上でサービス量を見込みました。

<今後の方策>

障がい児通所支援サービスについては、新たな事業所の開設に伴い、市内における事業所の数は、充足してきております。今後は、神奈川県が行う取り組みだけでなく、本市においても、児童発達支援及び放課後等デイサービスガイドラインを活用した情報共有及び、事業所連絡会等の事業所支援を通じて、サービスの質の向上に取り組めます。

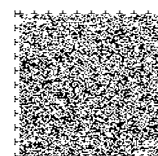


図表 4-1 障がい児通所支援サービスの見込み

区分	単位	第2期			第3期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
児童発達支援	人	484	504	544	582	622	662
	人日	3,097	4,569	4,896	5,276	5,641	6,005
医療型児童発達支援	人	0	0	0	0	0	0
	人日	0	0	0	0	0	0
放課後等デイサービス	人	829	909	941	974	1,014	1,054
	人日	9,706	11,474	11,856	12,294	12,802	13,309
保育所等訪問支援	人	25	38	52	56	60	64
	人日	36	51	72	78	84	89
居宅訪問型児童発達支援	人	0	0	1	2	2	3
	人日	0	0	5	10	10	15

※各年度1か月あたりの見込み量とし、3月の利用分を基準としています。

※人日は、月間の利用者数×一人1か月あたりの平均利用日数で算出しています。



(2) 障がい児相談支援

<見込み量の考え方>

障がい児サービスを利用する障がい児が増えており、相談支援に対するニーズも引き続き増大していくことが見込まれます。

アンケート調査やヒアリング調査においても、障がい児相談支援に対するニーズが見られるほか、障がい児を取り巻く家族の課題も多様化・複雑化しており、このような現状に対応するために、相談支援事業所や相談支援専門員の確保等、障がい児に関する相談支援体制の強化が必要となっています。

サービス量については、特に障がい児相談を必要とする重症心身障がい児（医療的ケア児を含む）や、障がい者のサービスに移行する年齢の子どもなどの割合及び、今後の事業所の動向など本市の実情を考慮した上で見込みました。

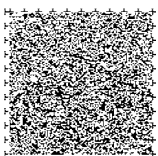
<今後の方策>

神奈川県が行っている神奈川県相談支援従事者初任者研修や、プレ研修の周知及び、研修修了者へ相談支援事業の開設状況の確認や開設の促しなど、人材の育成や事業所の確保に取り組みます。

図表 4-2 障がい児相談支援の見込み

区分	単位	第2期			第3期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
障がい児相談支援	人	257	295	312	355	385	415
(参考) 相談支援専門員の必要見込み数	人	41	44	46	50	54	58

※各年度3月の実利用者数を示しています。



(3) 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置

<見込み量の考え方>

2023年（令和5年）4月から、医療的ケア児等相談支援の事業委託を開始し、医療的ケア児等が心身の状況に応じた適切な福祉サービス等を受け、地域において安心して生活できるように相談支援体制の構築に努めています。

併せて、2023年度（令和5年度）から、医療的ケア児等コーディネーターを配置し、医療・保健・福祉・教育等の関係機関と連携し、顔の見えるネットワークの構築に取り組んでいます。

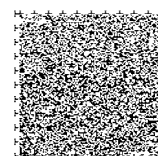
<今後の方策>

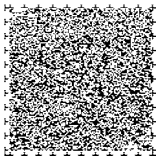
医療的ケア児等コーディネーターの配置状況を維持しつつ、個々のニーズに応じた対応ができるよう、医療的ケア児とその家族への支援の充実を進めます。

図表 4-3 医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの見込み

区分	単位	第2期			第3期		
		実績量		実績見込み量	見込み量		
		2021年度 令和3年度	2022年度 令和4年度	2023年度 令和5年度	2024年度 令和6年度	2025年度 令和7年度	2026年度 令和8年度
医療的ケア児に対する関連分野の支援を調整するコーディネーターの配置	人	0	0	9	9	9	9

※各年度3月末時点の登録者数を示しています。





第5章 計画推進のために

1 計画の推進体制について

(1) 横断的な取組の推進

計画の実現のためには、障がい者やその家族等へのきめ細かなサービスを庁内の各部署が一体的に提供できる体制が必要です。

障がい者を取り巻く地域課題の解決に向けて、障がい福祉分野のみならず、あらゆる分野において障がい福祉施策を展開すべく、庁内の横断的な調整や取組を推進します。

また、障がい者への必要な支援を進めるため、個別支援を通じて見えてきた課題の抽出・整理・分析を行うとともに、地域課題としてまとめ、関係機関と情報を共有しながら、今後の対策や取組の方向性等の協議を進めていきます。

さらに、その協議経過や取組内容及び対応策等については、「計画検討委員会」「総合支援協議会」や「差別解消協議会」等をはじめとする関係会議体と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上をめざし、協議・検討を進めていきます。

(2) モニタリング指標の設定とPDCAサイクルによる進行管理

計画では、記載した事業や取組については、あらかじめ設定した指標のモニタリングを通じて、計画の達成状況や施策の効果の点検を行います。

また、計画の進行管理においては、PDCAサイクルの手法を活用し、計画全体のマネジメントを行い、点検・評価、地域課題の共有等を実施します。

(3) モニタリングの実施体制

本計画のモニタリングは、毎年「計画検討委員会」において実施することとし、2026年（令和8年）改定時の数値目標の設定に向け、「課題の整理」中の「事業・取組の評価」「アンケート・ヒアリング結果による課題整理」をできる限り定量化し、改善の方向性について協議・検討を行います。

また、「総合支援協議会」との連携により、共通課題としてまとめられた項目について、体制整備の視点から障がい者プランへの意見提案を受け、それをどのように計画策定及び進行管理に反映させるのか検討します。

さらに、その協議経過や取組内容及び対応策等については、「総合支援協議会」のほか「差別解消協議会」等と情報を共有し、随時連携しながら、障がい福祉の向上をめざし、協議・検討を進めていきます。

(4) モニタリングの実施スケジュール

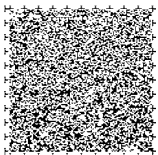
計画検討委員会（年間4回）

5月：過年度の状況及び当年度の各事業等の評価指標等の確認

7月：障がい福祉サービス・障がい児支援サービスの実績確認及び意見聴取

10月：障がい福祉関係事業の進捗状況確認及び改善に向けた意見聴取

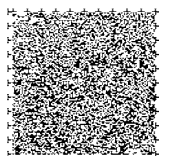
1月：事業やサービス等への意見の反映状況の確認及び「総合支援協議会」からの意見を計画策定及び進行管理への反映について検討

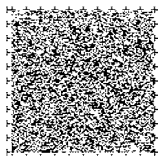


(5) 計画の進捗状況等の公表

計画は、ヒアリング調査及びアンケート調査により、障がい当事者等団体関係者の意見を基に、「計画検討委員会」及び「総合支援協議会」の意見を踏まえ改定しました。

障がい福祉に関する課題を解決するためには、「計画検討委員会」、「総合支援協議会」及び当事者等団体など、各主体が計画の進捗状況を共有し、計画を推進することが不可欠となります。このことから計画の進捗状況等については、毎年、市民の皆様に公表します。





資料編

1 障がい者手帳等の統計情報

※表中の「5年間の伸び率」の算出方法

5年間の伸び率は、2023年（令和5年）の数値から、2018年（平成30年）の数値を引いた値に対して、2018年（平成30年）の数値で割った上で、100をかけた数値です。

(1) 身体障がい者手帳所持者数

<身体障がい者手帳所持者数の年齢別集計>

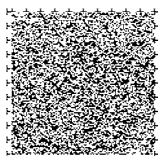
区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	10,939	11,032	11,005	10,971	10,824	10,773	-1.5%
0～5歳	51	54	60	54	50	48	-5.9%
6～17歳	209	208	205	201	199	196	-6.2%
18～39歳	608	608	605	596	578	572	-5.9%
40～64歳	2,441	2,449	2,446	2,468	2,474	2,487	1.9%
65歳以上	7,630	7,713	7,689	7,652	7,523	7,470	-2.1%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）

<身体障がい者手帳所持者数の障がい種別集計>

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	10,939	11,032	11,005	10,971	10,824	10,773	-1.5%
視覚	771	791	791	789	780	791	2.6%
聴覚	891	923	935	955	969	1,005	12.8%
平衡機能	4	4	4	4	4	4	0.0%
言語機能	117	126	120	127	123	118	0.9%
肢体不自由	5,678	5,606	5,494	5,376	5,217	5,096	-10.3%
内部障がい	3,478	3,582	3,661	3,719	3,731	3,759	8.1%
心臓	1,869	1,922	1,941	1,988	2,005	2,053	9.8%
腎臓	839	873	917	924	921	906	8.0%
呼吸器	134	135	133	127	109	103	-23.1%
ぼうこう・直腸	512	530	549	557	564	570	11.3%
小腸	11	10	8	9	9	9	-18.2%
免疫	85	86	86	87	93	92	8.2%
肝臓	28	26	27	27	30	26	-7.1%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）



＜身体障がい者手帳所持者数の等級別集計＞

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	10,939	11,032	11,005	10,971	10,824	10,773	-1.5%
1級	3,961	3,975	3,994	4,015	3,915	3,885	-1.9%
2級	1,748	1,751	1,719	1,683	1,665	1,640	-6.2%
3級	1,721	1,758	1,756	1,737	1,741	1,737	0.9%
4級	2,439	2,457	2,452	2,437	2,417	2,406	-1.4%
5級	532	539	513	524	504	501	-5.8%
6級	538	552	571	575	582	604	12.3%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）

(2) 療育手帳所持者数

＜療育手帳所持者数の年齢別集計＞

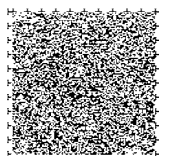
区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	3,027	3,143	3,272	3,410	3,508	3,609	19.2%
0～5歳	146	146	133	127	122	138	-5.5%
6～17歳	828	859	895	946	957	980	18.4%
18～39歳	1,255	1,305	1,385	1,430	1,494	1,535	22.3%
40～64歳	691	721	740	778	794	815	17.9%
65歳以上	107	112	119	129	141	141	31.8%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）

＜療育手帳所持者数の等級別集計＞

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	3,027	3,143	3,272	3,410	3,508	3,609	19.2%
A1	699	706	724	739	763	782	11.9%
A2	624	646	673	680	700	705	13.0%
B1	713	735	768	793	809	827	16.0%
B2	991	1,056	1,107	1,198	1,236	1,295	30.7%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）



(3) 精神障がい者保健福祉手帳所持者数

<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の年齢別集計>

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	3,519	3,744	3,991	4,238	4,521	4,872	38.4%
0～5歳		4	7	5	2	3	—
6～17歳		40	45	61	69	83	—
18～39歳		1,088	1,167	1,252	1,364	1,472	—
40～64歳	1,924	2,058	2,219	2,338	2,476	2,673	38.9%
65歳以上	536	554	553	582	610	641	19.6%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）

<精神障がい者保健福祉手帳所持者数の等級別集計>

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	3,519	3,744	3,991	4,238	4,521	4,872	38.4%
1級	412	404	401	408	415	422	2.4%
2級	2,208	2,359	2,559	2,734	2,934	3,152	42.8%
3級	899	981	1,031	1,096	1,172	1,298	44.4%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）

(4) 自立支援医療（精神通院）受給者数

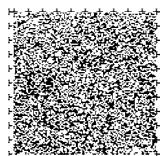
区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	5,913	6,170	6,462	7,398	7,137	7,643	29.3%

出典：障がい者支援課資料（各年4月1日）

(5) 指定難病受給者数

区分	2018年 (平成30年)	2019年 (令和元年)	2020年 (令和2年)	2021年 (令和3年)	2022年 (令和4年)	2023年 (令和5年)	5年間の 伸び率
総数	2,354	2,430	2,518	2,792	2,824	2,931	24.5%

出典：保健予防課資料（各年3月31日）



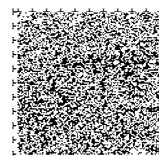
2 第6期ふじさわ障がい福祉計画・第2期ふじさわ障がい児福祉計画の進捗状況

※2023年度（令和5年度）の実績については、見込み量を記載しています。

(1) 障がい福祉サービス

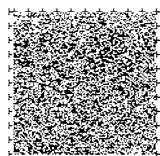
区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)		
訪問系	居宅介護 重度訪問介護 行動援護 同行援護 重度障がい者等包括支援	計画	17,757時間 825人	18,140時間 843人	18,931時間 880人	
		実績	19,001時間 792人	20,602時間 840人	21,532時間 1,000人	
日中活動系	通所系	生活介護	計画	17,357人日 956人	17,704人日 1,003人	18,059人日 1,053人
			実績	18,481人日 987人	17,924人日 1,005人	18,619人日 1,069人
		自立訓練 (機能訓練)	計画	224人日 19人	247人日 21人	272人日 23人
			実績	22人日 1人	15人日 2人	0人日 0人
		自立訓練 (生活訓練)	計画	302人日 25人	363人日 30人	435人日 36人
			実績	623人日 39人	649人日 36人	691人日 56人
		宿泊型自立訓練	計画	208人日 8人	234人日 9人	260人日 10人
			実績	372人日 14人	222人日 10人	278人日 15人
		就労移行支援	計画	3,179人日 187人	3,635人日 202人	4,221人日 222人
			実績	3,301人日 187人	2,992人日 162人	2,742人日 241人
		就労継続支援 (A型)	計画	1,580人日 83人	1,706人日 90人	1,843人日 97人
			実績	1,372人日 70人	1,090人日 58人	1,113人日 74人
		就労継続支援 (B型)	計画	10,563人日 660人	11,302人日 706人	12,094人日 756人
			実績	11,031人日 686人	11,977人日 745人	11,535人日 869人
		就労定着支援	計画	80人	96人	130人
			実績	97人	101人	151人
		療養介護	計画	32人	33人	33人
			実績	27人	29人	30人

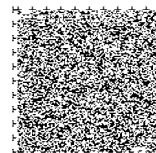
出典：障がい者支援課資料（各年度3月実績）



区分			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
日中活動系	福祉型短期入所	計画	1,100人日 220人	1,200人日 240人	1,300人日 260人
		実績	686人日 129人	776人日 209人	1,125人日 342人
	医療型短期入所	計画	88人日 20人	106人日 24人	123人日 28人
		実績	56人日 12人	48人日 12人	56人日 24人
居住系	自立生活援助	計画	4人	9人	13人日
		実績	0人	0人	0人
	共同生活援助 (グループホーム)	計画	375人	384人	393人
		実績	504人	507人	587人
施設入所支援	計画	245人	245人	245人	
	実績	234人	234人	234人	
相談支援	計画相談支援	計画	1,320人	1,656人	1,950人
		実績	1,452人	1,215人	1,092人
	(参考) 相談支援専門員数	計画	66人	72人	78人
		実績	65人	74人	76人
	地域移行支援	計画	3人	7人	12人
		実績	0人	0人	0人
	地域定着支援	計画	3人	7人	12人
		実績	0人	0人	0人

出典：障がい者支援課資料（各年度3月実績）
 ※地域移行支援及び地域定着支援は年間の実績

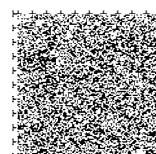




(2) 地域生活支援事業

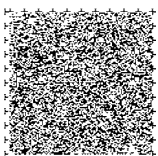
<必須事業>

区分		2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	
理解促進及び啓発に関する事業		計画	4事業	4事業	
		実績	2事業	2事業	
自発的 活動 支援事業	避難行動要支援者名簿 受領意向団体数		計画 424件	427件	
			実績 421件	423件	
	避難行動要支援者名簿 受領団体の割合		計画 86.9%	87.5%	
			実績 86.6%	86.9%	
相談 支援 事業	相 談 支 援	障がい者相談支援 事業所数	計画 8か所	8か所	
			実績 8か所	8か所	
	相 談 支 援 事 業	相談支援事業 従事者数	計画 17人	17人	
			実績 22人	21人	
	住 宅 入 居 等 支 援 事 業	計画	7か所	7か所	
		実績	7か所	7か所	
成年 後見 制 度 支 援	市長申立て件数 (障がい者分)		計画	9件	
			実績	9件	
	報酬助成		計画	16件	
			実績	27件	
成年 後見 制 度 支 援	法人後見の活動支援		計画	1か所	
			実績	1か所	
	法人後見受任件数		計画	14件	
			実績	9件	
意思 疎 通 支 援 事 業	手話通訳者数		計画	23人	
			実績	24人	
	要約筆記者数		計画	23人	
			実績	24人	
	派 遣 件 数	実利用者数		計画 80人	82人
				実績 72人	59人
	延 利 用 件 数	計画		760件	779件
		実績		536件	495件
重度障がい者等入院時 コミュニケーション支援利用者数		計画	1人	1人	
		実績	0人	0人	



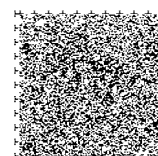
< 必須事業 >

区分			2021 年度 (令和 3 年度)	2022 年度 (令和 4 年度)	2023 年度 (令和 5 年度)
日常生活用具給付等事業	介護・訓練支援用具	計画	20 件	22 件	24 件
		実績	31 件	28 件	30 件
	自立生活支援用具	計画	38 件	40 件	42 件
		実績	45 件	38 件	40 件
	在宅療養等支援用具	計画	64 件	66 件	68 件
		実績	65 件	54 件	55 件
	情報・意思疎通支援用具	計画	81 件	82 件	83 件
		実績	64 件	54 件	65 件
	排せつ管理支援用具	計画	1,007 件	1,057 件	1,110 件
		実績	979 件	990 件	1,000 件
住宅改修費	計画	6 件	6 件	6 件	
	実績	8 件	3 件	6 件	
手話奉仕員養成研修	手話通訳者養成講座	計画	5 コース 120 回	5 コース 120 回	5 コース 120 回
		実績	5 コース 88 回	8 コース 148 回	9 コース 221 回
	講座参加者数	計画	60 人	90 人	105 人
		実績	58 人	82 人	129 人
移動支援事業	利用者数 (利用時間数)	計画	665 人 64,505 時間	671 人 65,087 時間	678 人 65,766 時間
		実績	555 人 53,412 時間	586 人 57,020 時間	543 人 57,253 時間
支援センター 地域活動	実施か所数	計画	6 か所	6 か所	6 か所
		実績	6 か所	6 か所	6 か所
	実利用者数	計画	110 人	110 人	110 人
		実績	96 人	96 人	96 人



<任意事業>

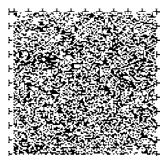
区分			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)
訪問 入浴	実利用者数	計画	58人	60人	62人
		実績	42人	43人	40人
	利用回数	計画	4,205回	4,350回	4,495回
		実績	3,587回	3,553回	3,369回
社会 参加 促進	ボランティア（奉仕員） 養成研修事業	計画	140人	150人	160人
		実績	83人	142人	150人
	点字・声の広報等発行事業	計画	118人	118人	118人
		実績	118人	139人	130人
ス ポ ー ツ ・ レ ク リ エ ー シ ョ ン 教 室	太陽の家体育館延利用者数 （自主事業のみ）	計画	1,285人	1,295人	1,305人
		実績	140人	390人	395人
	神奈川県障がい者 スポーツ大会参加者数	計画	105人	110人	115人
		実績	0人	87人	90人
日 中 一 時 支 援	実利用者数	計画	110人	115人	115人
		実績	117人	155人	159人
	利用回数	計画	5,973回	6,245回	6,245回
		実績	6,856回	9,673回	11,408回



(3) 障がい児福祉サービス

区分			2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	
通所支援	児童発達支援	計画	3,589人日 407人	3,766人日 427人	3,951人日 448人	
		実績	3,097人日 484人	4,569人日 504人	4,896人日 544人	
	放課後等デイサービス	計画	10,994人日 922人	12,143人日 1,023人	13,472人日 1,135人	
		実績	9,706人日 829人	11,474人日 909人	11,856人日 941人	
	医療型児童発達支援	計画	0人日 0人	0人日 0人	4人日 1人	
		実績	0人日 0人	0人日 0人	0人日 0人	
	保育所等訪問支援	計画	18人日 12人	21人日 14人	24人日 16人	
		実績	36人日 25人	51人日 38人	72人日 52人	
	居宅訪問型児童発達支援	計画	0人日 0人	0人日 0人	10人日 1人	
		実績	0人日 0人	0人日 0人	5人日 1人	
	相談支援	障がい児相談支援	計画	300人	338人	385人
			実績	257人	295人	312人
(参考) 相談支援専門員数		計画	50人	52人	55人	
		実績	41人	44人	46人	

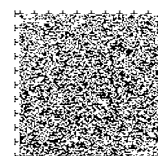
出典：子ども家庭課資料（各年度3月実績）



3 計画策定体制

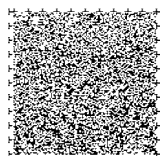
(1) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会 委員名簿

	氏名	所属等	選出区分
代表	高山 由美子	ルーテル学院大学	学識経験者
副代表	高橋 昌弘	社会福祉法人光友会 湘南あっとほーむ・ひだまり	障がい福祉施設の代表
委員	島村 孝子	藤沢市肢体不自由児者 父母の会	障がい児者 関係団体の代表
	種田 多化子	藤沢市肢体障害者協会	
	西村 玲子	藤沢市手をつなぐ育成会	
	小野田 智司	社会福祉法人藤沢育成会 相談支援プラザ	障がい福祉施設の代表
	山田 雅裕	藤沢市太陽の家	
	奥田 佳子	社会福祉法人光友会 北部障がい者地域相談支援 センターかわうそ	専門部会の代表 (相談支援部会)
	齊藤 祐二	NPO 法人 藤沢相談支援ネットワーク	専門部会の代表 (重度障がい者支援部会)
	船山 敏一	社会福祉法人藤沢ひまわり グリーンウェーブ湘南	専門部会の代表 (就労・進路支援部会)
	富澤 啓	社会福祉法人ひばり ひばりの宿	専門部会の代表 (権利擁護部会)
林 美智子	市民代表	市民代表	



(2) 藤沢市障がい者総合支援者協議会 委員名簿

	氏名	所属等	選出区分
代表	石渡 和実	東洋英和女学院大学	学識経験者
副代表	齊藤 祐二	NPO 法人 藤沢相談支援ネットワーク	専門部会の代表 (重度障がい者支援部会)
委員	加藤 葉子	公益社団法人藤沢市医師会	医師会の代表
	山本 夏彦	公益社団法人藤沢市歯科医師会	歯科医師会の代表
	石井 康子	藤沢西部地区 民生委員児童委員協議会	民生委員児童委員協議会の代表
	飯塚 晃子	NPO 法人藤沢市聴覚障害者協会	障がい児者 関係団体の代表
	新城 直	藤沢市視覚障害者福祉協会	
	都築 由美子	藤沢市自閉症児者親の会	
	向井 邦良	藤沢ひまわり会	
	小野田 智司	社会福祉法人藤沢育成会 相談支援プラザ	障がい福祉施設の代表
	松井 正志	社会福祉法人光友会	
	八十島 清隆	社会福祉法人県央福祉会 モンド湘南藤沢	
	小川 菜江子	湘南地域就労援助センター	労働関係機関の代表
	澤野 美奈子	藤沢市立白浜養護学校	教育関係機関の代表
	高山 由美子	ルーテル学院大学	障がい者計画・障がい福祉 計画検討委員会の代表
	奥田 佳子	社会福祉法人光友会 北部障がい 者地域相談支援センターかわうそ	専門部会の代表 (相談支援部会)
	船山 敏一	社会福祉法人藤沢ひまわり グリーンウェーブ湘南	専門部会の代表 (就労・進路支援部会)
	富澤 啓	社会福祉法人ひばり ひばりの宿	専門部会の代表 (権利擁護部会)
	沼井 浩一	市民	市民代表
	戸高 洋充	社会福祉法人藤沢ひまわり	精神障がい者地域生活支 援連絡会の代表
	森谷 真佐美	藤沢市学校教育相談センター	子ども発達支援 連絡会議の代表
	露木 信晴	ふじさわあんしんセンター	権利擁護ネットワーク 連絡会の代表
村松 敬章	日本 ALS 協会神奈川県支部	難病対策地域協議会 の代表	
西岡 奈緒子	市民	市長が認めた者	



(3) 設置要綱

藤沢市障がい者総合支援協議会設置要綱

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この要綱は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。）第89条の3の規定に基づき藤沢市障がい者総合支援協議会（以下「総合支援協議会」という。）を設置し、並びにその組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(総合支援協議会の構成)

第2条 総合支援協議会の下に、障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会を置く。

(意見等の聴取)

第3条 総合支援協議会及び前条に掲げる組織（以下「総合支援協議会等」という。）において、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(秘密の保持)

第4条 総合支援協議会等の委員は、会議において知り得た個人の情報については、他に漏らしてはならない。

(報酬)

第5条 総合支援協議会等の委員の報酬は、藤沢市非常勤職員の特別職職員の報酬に関する規則（昭和43年規則第22号）に定めるところによる。

(委員の任期)

第6条 総合支援協議会等の委員の任期は、2年以内とし、補欠により就任した委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任をさまたげない。

(代表及び副代表)

第7条 総合支援協議会等に代表及び副代表1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 代表は、会務を総理し、総合支援協議会等を代表する。

3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は代表が欠けたときは、その職務を代理する。

(招集)

第8条 総合支援協議会等は、市長の要請に基づき、代表が招集する。

2 総合支援協議会等は、必要に応じて開催するものとする。

(庶務)

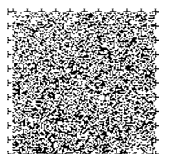
第9条 総合支援協議会等の庶務は、福祉部障がい者支援課において総括し、及び処理する。

(会議の傍聴等)

第10条 総合支援協議会等の傍聴を認める者の定員は10人とする。

2 傍聴を希望する者が定員を超えるときは、先着順とする。

3 傍聴定員を超えた場合でも代表と委員が協議し、可能な範囲で傍聴できるように努める。



第2章 総合支援協議会

(所掌事務)

第11条 総合支援協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者支援のための体制整備に関すること。
- (2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の策定に関すること。
- (3) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理に関すること。
- (4) 障がい当事者・家族・障がい福祉関係機関及び団体との連携に関すること。
- (5) 障がい者支援のための福祉サービス等の総合調整に関すること。

(組織)

第12条 総合支援協議会の委員は、25人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

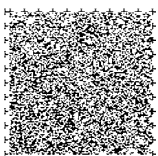
- (1) 医師会の代表
 - (2) 歯科医師会の代表
 - (3) 学識経験者
 - (4) 民生委員児童委員協議会（障がい者部会）の代表
 - (5) 障がい児者関係団体の代表
 - (6) 障がい福祉関係施設の代表
 - (7) 労働関係機関の代表
 - (8) 教育関係機関の代表
 - (9) 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の代表
 - (10) 専門部会の代表
 - (11) 市民代表
 - (12) 精神障がい者地域生活支援連絡会の代表
 - (13) 子ども発達支援連絡会議の代表
 - (14) 権利擁護ネットワーク連絡会の代表
 - (15) 難病対策地域協議会の代表
 - (16) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者
- 2 総合支援協議会は、運営を円滑に行うために、運営会議を設置することができる。
- 3 総合支援協議会は、必要に応じて、専門部会を設置することができる。
- 4 前2項により設置する会議の委員は、総合支援協議会からの報告を受け、市長が委嘱又は任命する。

第3章 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会

(所掌事務)

第13条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の案の作成に関すること。



- (2) 障がい者計画・障がい福祉計画・障がい児福祉計画の進行管理の作業に関すること。

(組織)

第14条 障がい者計画・障がい福祉計画検討委員会の委員は、13人以内とし、次の各号に掲げる者のうちから、市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 障がい児者関係団体の代表
- (3) 障がい福祉関係施設の代表
- (4) 障がい児関係施設の代表
- (5) 専門部会の代表
- (6) 市民代表
- (7) 前各号に掲げる者のほか、市長が認めた者

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

(要綱の廃止)

2 藤沢市障がい者施策検討委員会設置要綱、藤沢市障がい者地域自立支援協議会設置要綱は、平成25年3月31日をもって、廃止する。

附 則

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年5月1日から施行する。

附 則

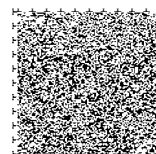
この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和5年5月1日から施行する。



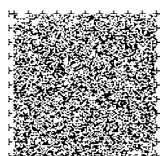
(4) 策定経過

<2022年度(令和4年度)>

年	月	策定に関する審議及びニーズ調査等	その他
2022 (令和4)	4		
	5	・第1回計画検討委員会	・第1回総合支援協議会
	6		
	7	・ヒアリング調査の実施	
	8	・第2回計画検討委員会	・第2回総合支援協議会
	9		
	10		
	11	・第3回計画検討委員会	・第3回総合支援協議会
	12	・アンケート調査の実施	
2023 (令和5)	1	・第4回計画検討委員会	・第4回総合支援協議会
	2		
	3		

<2023年度(令和5年度)>

年	月	策定に関する審議及びニーズ調査等	その他
2023 (令和5)	4		
	5	・第1回計画検討委員会	・第1回総合支援協議会
	6		
	7	・第2回計画検討委員会	・第2回総合支援協議会
	8	・第3回計画検討委員会	
	9	・第4回計画検討委員会	
	10	・第5回計画検討委員会	・第3回総合支援協議会
	11		
	12	・パブリックコメントの実施	
2024 (令和6)	1	・第6回計画検討委員会	・第4回総合支援協議会
	2		
	3		



4 アンケート・ヒアリング調査の概要

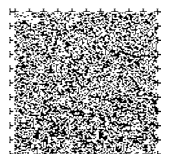
(1) ヒアリング調査の概要

1) 調査の目的

本市では、障がい者及び障がい児の保護者の日常生活上の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や今後の利用意向、利用上の問題などについて、アンケート調査だけでは把握することが難しい当事者や障がい福祉サービス提供事業者の詳細な実態を把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、ヒアリング調査を実施しました。

2) 調査項目

対象	内容
当事者・ 家族団体等	<ul style="list-style-type: none"> ①生活をする上での困りごと ②生活をする上での困りごとについて相談する相手・団体 ③日常生活を送る中で応援してくれる人・団体 ④災害時における準備やその不安又は必要な支援 ⑤日常生活において、急遽、家族等の支援が受けられなくなる可能性を考慮した準備やその不安又は必要な支援 ⑥将来的に家族等からの支援が得られなくなる可能性を考慮した準備やその不安又は必要な支援 ⑦障害者差別解消法等の改正後の変化等 ⑧藤沢市で仕事や生活をする上で不足していると感じる支援や問題 ⑨藤沢市で仕事や生活をする上で「利用しやすい」や「有効だ」と感じること ⑩本人を中心とした地域での交友関係 ⑪藤沢市に期待する障がい者施策
障がい福祉 サービス事業所	<ul style="list-style-type: none"> ①サービス提供において感じている課題 ②各サービスにおける直近のニーズおよび将来動向 ③藤沢市に不足していると感じる支援施策、充実が必要な施策 ④権利擁護の取組 ⑤感染症や非常災害の発生時等、防災についての取組や備え ⑥デジタル技術（AI、ICT、IoT、ロボット）の活用（介助負担軽減、事務負担軽減、余暇支援） ⑦藤沢市に期待する障がい者施策



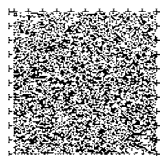
3) 実施団体一覧

①当事者・家族団体等

No	団体名等	参加人数	実施日
1	藤沢市肢体障害者協会	7人	2022年(令和4年)7月27日(水)
2	藤沢市視覚障害者福祉協会	5人	2022年(令和4年)7月20日(水)
3	藤沢市聴覚障害者協会	2人	2022年(令和4年)8月5日(金)
4	藤沢市肢体不自由児者父母の会	3人	2022年(令和4年)7月6日(水)
5	藤沢市手をつなぐ育成会	5人	2022年(令和4年)7月13日(水)
6	藤沢市自閉症児・者親の会	6人	2022年(令和4年)7月7日(木)
7	藤沢ひまわり会	7人	2022年(令和4年)7月27日(水)
8	日本オストミー協会神奈川支部	5人	2022年(令和4年)7月28日(木)
9	藤沢市腎友会	3人	2022年(令和4年)7月28日(木)
10	藤沢言語友の会	-	事前情報記入シートにて意見を確認
11	藤沢市 ALS/神経難病患者の会 (オリーブの会)	4人	2022年(令和4年)7月30日(土)
12	チャレンジⅡ日中活動 (家族会)	8人	2022年(令和4年)7月20日(水)

②障がい福祉サービス事業所

No	団体名等	参加人数	実施日
1	相談系サービス提供事業者	3か所 3人	2022年(令和4年)8月5日(金)
2	居宅系サービス提供事業者	2か所 2人	2022年(令和4年)7月29日(金)
3	日中活動系サービス提供事業者	4か所 4人	2022年(令和4年)7月22日(金)
4	居住系サービス提供事業者	4か所 4人	2022年(令和4年)7月22日(金)
5	就労系サービス提供事業者	1か所 1人	2022年(令和4年)7月12日(火)
6	児童通所系サービス提供事業者	3か所 3人	2022年(令和4年)7月29日(金)



(2) アンケート調査結果の概要

1) 調査の目的

本市では、障がい者や、障がい児及びその保護者の日常生活の困りごと、施策ニーズ、福祉サービスの利用状況や満足度、今後の利用意向、利用上の問題点などを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的とし、アンケート調査を実施しました。

2) 実施期間及び配布・回収方法

実施期間	2022年（令和4年）12月2日（金）～12月26日（月）
配布回収方法	下記の3)に記載されている各対象者から無作為抽出した方に、郵送により配布・回収を行った。

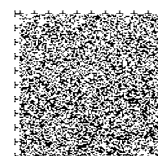
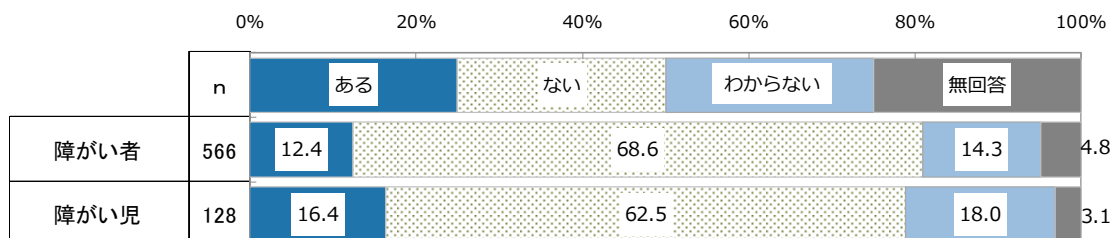
3) 対象者数と回収数実施期間及び配布・回収方法

調査種別	対象者の考え方	配布数	回収数 (回収率)
障がい当事者	18歳以上で市内に住民票があり、障がい者手帳所持者、自立支援医療受給者、発達障がい、高次脳機能障がい、難病の方	1,250件	566件 (45.3%)
障がい児の保護者	18歳未満で市内に住民票があり、障がい者手帳をお持ちの方及びサービス支給決定のある方	250件	128件 (51.2%)

4) 主な結果

①差別を受けた経験の有無

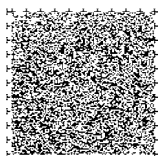
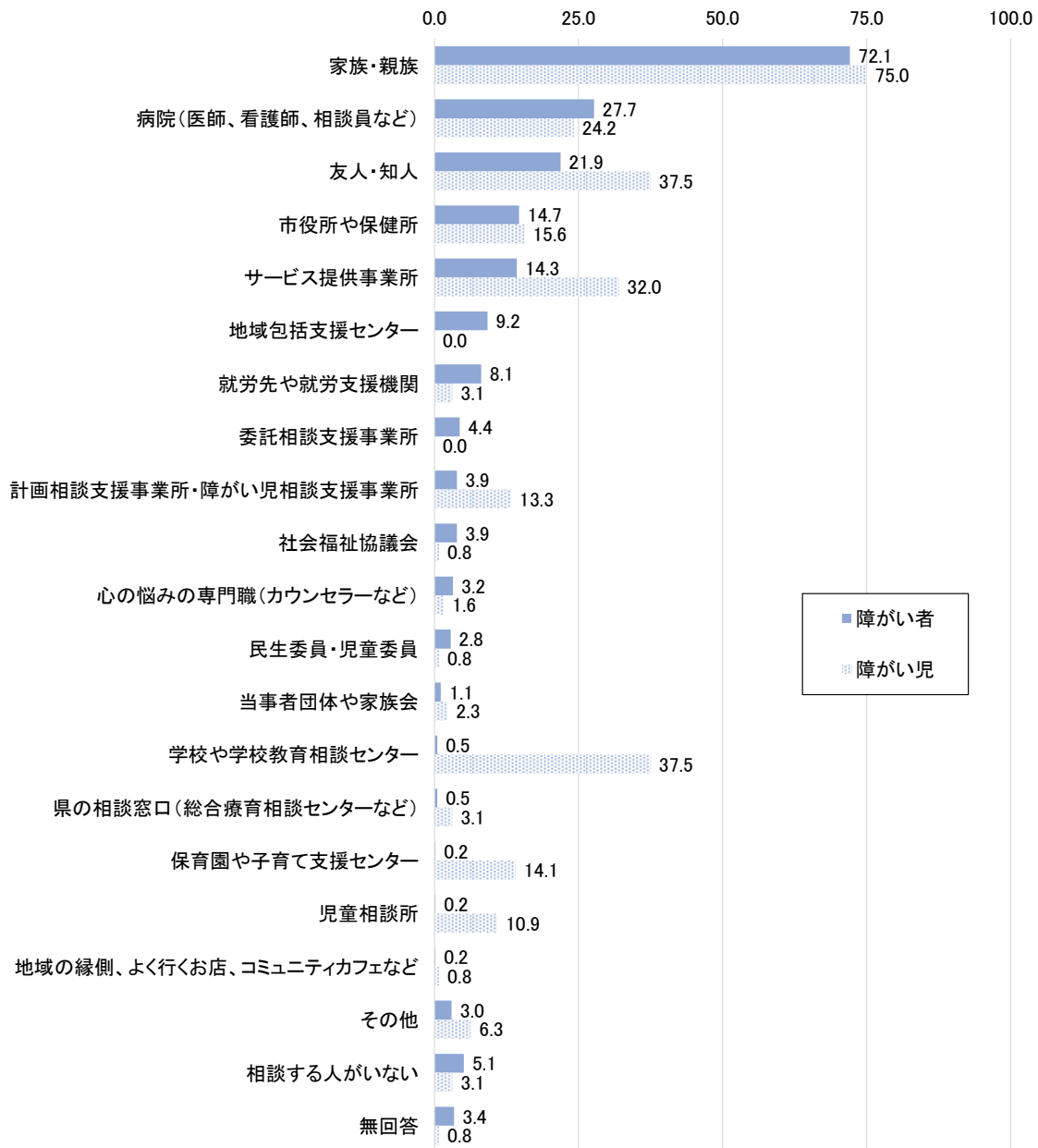
「過去2年間に日常生活、学校、職場、外出先などで、障がいがあることで不当な差別を受けた経験」について、障がい者では『ある』が12.4%、障がい児では16.4%であった。



②心配、悩みや困りごとの相談先

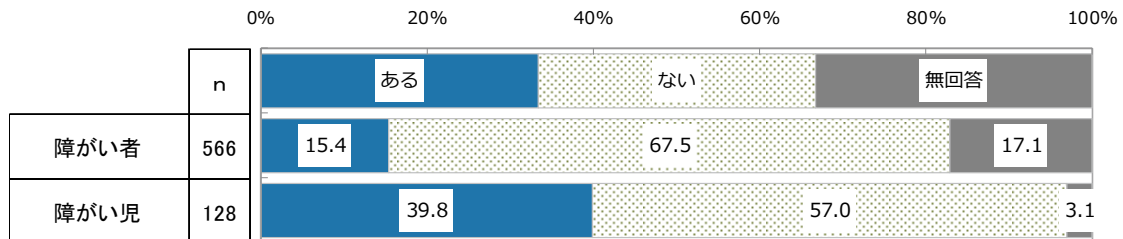
「心配、悩みや困りごとの相談先」について、障がい者及び障がい児で『家族・親族』が最も多く約7割を占めている。

『相談する人がいない』は、障がい者で5.1%、障がい児では3.1%であった。



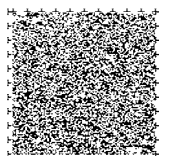
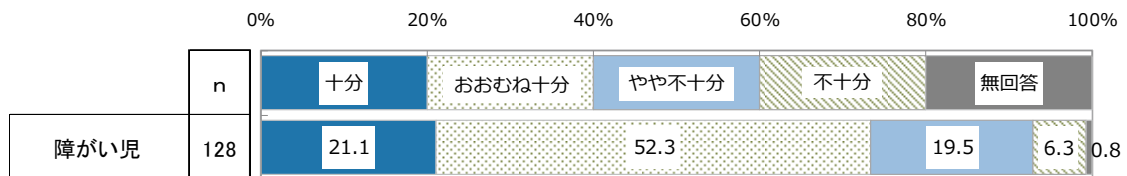
③障がい福祉サービスの利用状況

「希望する福祉サービスが利用できなかった経験」について、障がい者で『ある』が15.4%、障がい児では39.8%であった。



④療育支援の充実度

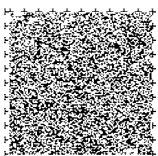
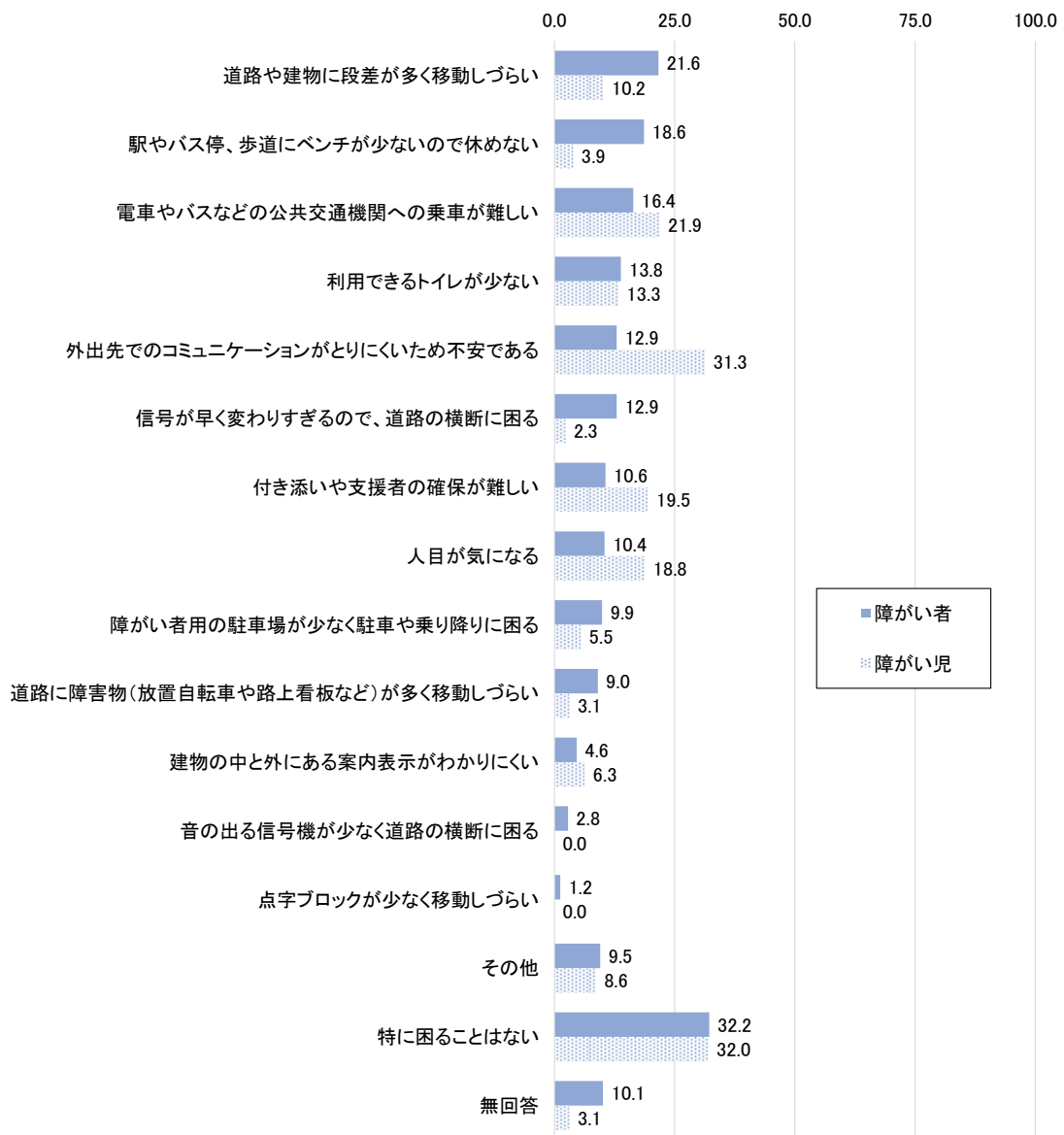
障がい児において「十分な支援がうけられているか」について、『十分』『おおむね十分』は73.4%であった。



⑤外出時の困りごと

「外出で、特に困ること」について、障がい者では『道路や建物に段差が多く移動しづらい』が21.6%であった。一方で、障がい児では『外出先でのコミュニケーションがとりにくいため不安である』が31.3%であった。

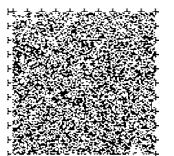
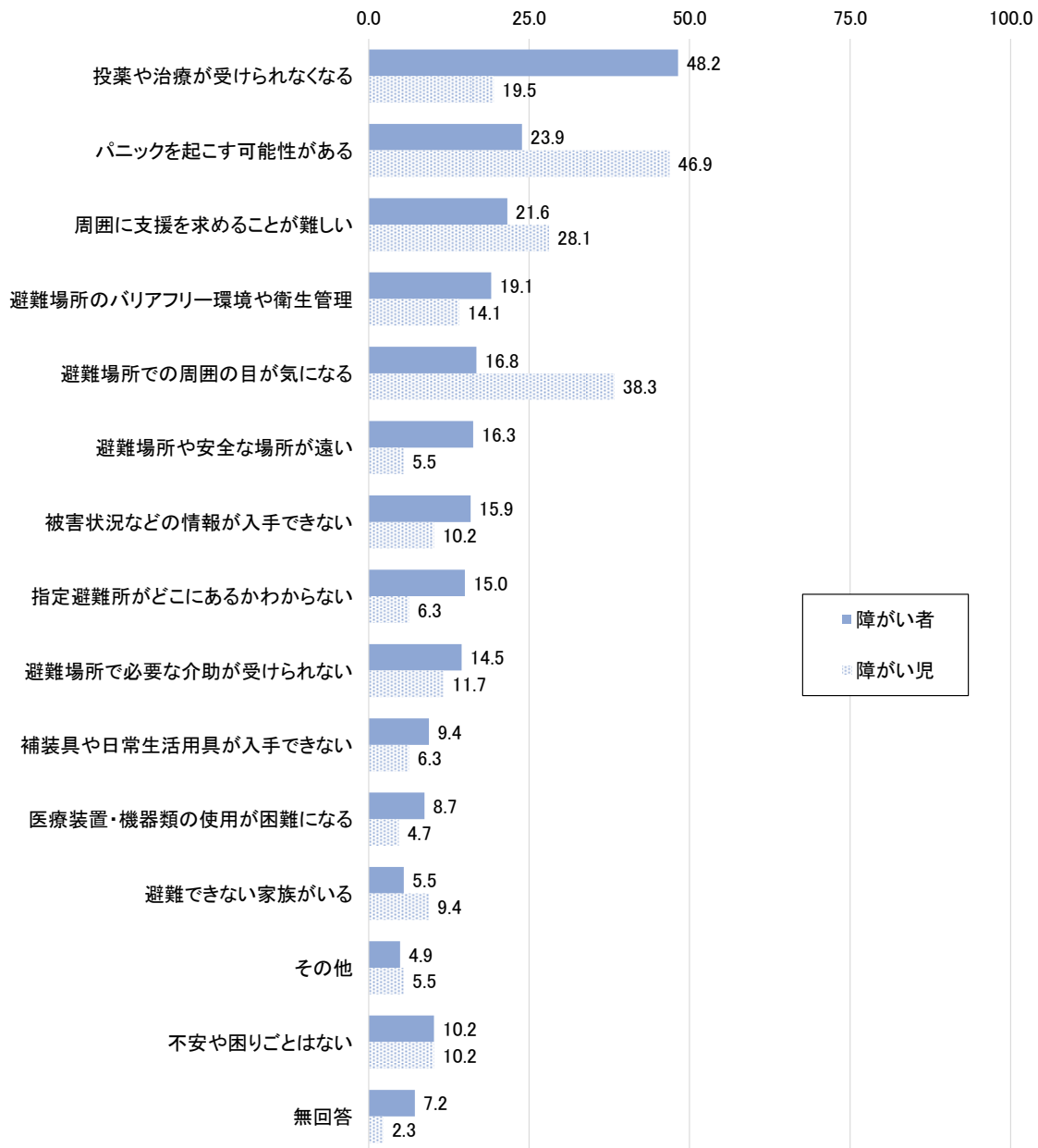
また、『特に困ることはない』は、障がい者及び障がい児で約3割であった。



⑥災害時の困りごと

「事や地震等の災害が発生した場合、本人を守る上での不安や困りごと」について、障がい者では『投薬や治療が受けられなくなる』が48.2%であった。一方で、障がい児では『パニックを起こす可能性がある』が46.9%であった。

また、『不安や困りごとはない』は、障がい者及び障がい児で約1割であった。



5 パブリックコメントの実施概要

「計画検討委員会」や「総合支援協議会」での意見等を踏まえて策定した「ふじさわ障がい者プラン中間見直し2026～計画素案～」について、広く市民の皆様へ周知を図るとともに、市民の皆様からのご意見やご提案を「ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）」に反映させることを目的に、パブリックコメント（市民意見公募）を実施しました。

(1) 実施方法

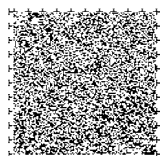
実施主体	藤沢市長
実施期間	2023年（令和5年）11月13日（月）～12月12日（火）
周知方法	広報ふじさわ、市ホームページ、LINE アカウント及びデジタルサイネージに広報記事を掲載 13地区の市民センター・公民館及び8か所の市委託相談支援事業所にチラシ等を配架
資料閲覧場所	障がい者支援課、子ども家庭課、市役所（本庁舎）総合案内、市政情報コーナー、各市民センター・公民館、市ホームページ
意見等を提出できる方	市内在住・在勤・在学の方、市内に事業所を有する方、その他利害関係者
意見等の提出方法	所定の意見提出書又は任意の用紙により、郵送・ファクス・持参・市ホームページの意見提出フォームのいずれかの方法で提出

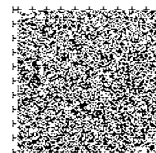
(2) 実施結果

提出数	6通（FAX：2通、市ホームページ受付フォーム：4通）
意見総数	41件

(3) 意見の内訳

項目	件数
計画全体について	2
基本目標1 尊厳を守りあう社会づくりの推進について	4
基本目標2 支援体制の強化について	3
基本目標3 地域での生活を支える支援の充実について	3
基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実について	14
基本目標5 社会参加を支える支援の充実について	1
基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進について	6
その他	8
合計	41





- (4) 提出された意見等の内容と市の考え方について
 ※いただいたご意見は、類型化し回答しています。
 ※ご意見の趣旨を損なわない程度に、表記を変えている場合があります。

計画全体について

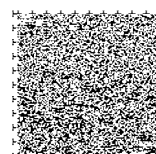
ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>共生社会を実現する視点だけでなく、一人ひとりの豊かな日常生活への支援を積み上げた先に、共生社会の実現があるという視点を担保してほしい。また、計画に具体性が欠け、定性的な目標がわかりづらい。</p>	<p>めざす社会像において、一人ひとりが地域の中で生活できることをめざしておりますので、個別支援と支えあいの積み重ねによって、共生社会が実現できるものと考えています。 また、基本目標を具体化するための主な取組について、計画書に掲載します。</p>

基本目標 1 尊厳を守りあう社会づくりの推進について

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>学習のつまずきや友人関係において傷を負う児童も少なくないため、教育機関での発達障がいがある児童への学習、授業場面での合理的配慮を具体化してほしい。</p>	<p>発達障がい児への支援においては、教育機関における発達障がいの理解や保護者の障がい受容等を促進するよう取り組みます。</p>
<p>障がい者がIT機器を操作し情報を活用することは困難であるため、障がい者のIT機器利用のサポートを実行してほしい。 また、特定の障がいへの情報保障について、障がい者別に情報格差解消の支援につながる具体的な計画を再作成する必要がある。</p>	<p>障がい者の情報アクセシビリティの確保に向けて、個々の障がい特性に合わせた合理的配慮の提供を全庁で推進していきます。 また、視覚障がい者を対象とするIT講習会をはじめ、障がいの有無に関係なく参加対象とするスマートフォン体験教室などにより、具体的な利用方法を学べる取組を進めます。</p>

基本目標 2 支援体制の強化について

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>発達障がいの二次障がいである強度行動障がいや引きこもりの人への支援の充実が必要。利用する敷居が低く柔軟な支援やサービス提供が不可欠であり、具体的な取組が必要。 また、0歳時からの発達障がいの子ども達の困りごとを整理し、成人、高齢までの人生の見通しを立てられる相談支援がない。発達障がいの相談支援の拡充が必要。</p>	<p>行動障がいを伴う発達障がいがある人や重度の知的障がい、難病患者など、様々な状況に対応できる地域の資源を充実していきます。</p>

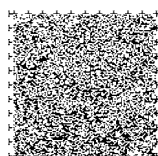


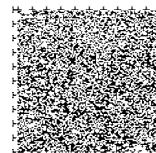
基本目標3 地域での生活を支える支援の充実について

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>行動障がいなぜ起こるのか、必要な支援が何かについて、理解する機会が必要。</p> <p>また、予防支援の充実を検討してほしい。支援の充実について具体的にイメージできない。</p>	<p>障がい福祉サービス等の質の向上に係る取組の一つとして、行動障がいに関する理解と必要な支援の充実に取り組みます。</p> <p>また、医療と連携した相談支援と生活介護の拠点の体制整備を促進します。</p>
<p>中間見直しに向けた「課題の方向性」に、難病患者からのアンケートやヒアリングを通じた障がい福祉施策に関する課題の方向性を明記してほしい。</p>	<p>課題の方向性「一人ひとりの必要に応じた支援の推進」に加筆しました。</p>

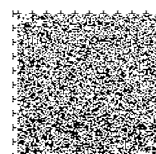
基本目標4 子どもの育ちを支える支援の充実について

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>発達障がい者支援体制整備事業として、「ペアレントメンター・ペアレントトレーニング等の導入による家族支援体制の整備」が挙げられるが、本計画にはそれに関する記載がない。取組について計画に位置付けをしてほしい。</p>	<p>現計画期間中においても、具体的な取組の中で、発達障がいやその傾向がある子どもの保護者を対象に、ペアレントプログラムやピアグループを実施しています。引き続き、子どもの個性や特性の理解、保護者同士のつながりづくりを支援し、より効果的な支援に取り組んでまいります。</p>
<p>障がい児相談支援のセルフプラン率が高い状況の中、こども家庭センターの役割は重要である。切れ目のない障がい児支援の充実には、障がい児相談支援とこども家庭センターとの連携が必要。</p>	<p>障がい児の保護者の相談先として、障がい児相談支援だけでなく、子ども家庭課を含め、関係機関（福祉サービス事業所、学校等）においても相談支援対応をしています。</p> <p>今後は、こども家庭センターをはじめ、児童発達支援センター等との連携をすることで、地域での支援体制を強化していくよう努めます。</p>
<p>本文中の表記で行動障がいは障がい特性なのか、表記について再確認をしてほしい。</p>	<p>行動障がいの記載内容を改めます。</p>





ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>児童発達支援センターの機能強化等による地域の支援体制について、関係機関と連携する体制づくり等が必要。</p> <p>また藤沢市の人口規模における児童発達支援センターの数が足りていないのではないのか。</p>	<p>児童発達支援センターは複数の機能を合わせもつ事業です。障がい児相談支援などの一部機能は引き続き方策を立てて対応し、地域の事業所に対する助言などの機能強化については、事業者とともに体制づくりを行いながら、地域や関係機関への周知に努めます。</p> <p>そのため、児童発達支援センターの数については、今後もセンターの中核的役割や機能強化による支援体制整備を図ること等を踏まえ、2か所を維持する設定をしております。</p>
<p>障がい児支援サービスの充実では、「重症心身障がい等の子どもにも対応した支援体制の強化を含め、必要なサービスの拡充を進めます。」となっているが、国の動向に示された事項を反映し「小児慢性特定疾病や重症心身障がい等の子どもにも対応した支援体制の強化」とすべきである。</p>	<p>小児慢性特定疾病のある児童に対する生活支援に位置付けられる「小児慢性特定疾病児童等自立支援事業」は神奈川県が実施主体となるため、本市において独自の支援体制を整備・強化する予定はありません。県と連携して子どもや保護者、家庭の状況を踏まえて、適切な支援制度につながるよう、切れ目のない相談体制を強化していきます。</p>
<p>M-CHATの導入をしてほしい。また後追い調査を含め、ライフステージごとに必要な支援や機関につなげられる体制が必要である。</p>	<p>M-CHATの導入については、一部ではございますが1歳半検診において共同注意等に関する項目を取り入れ、適切な相談支援につなげています。その外については、関係会議等で情報共有し、検討してまいります。</p>
<p>「発達支援コーディネーター育成支援」への取組が、どのように行われているか。</p>	<p>発達支援コーディネーター研修は、幼稚園・保育所等の先生方に対して、発達障がいに関する基本的な理解や支援の方法、市の関係機関の役割等を知ること、園内でリーダー的な役割を担う職員の育成を目的に実施しています。園によって状況は異なりますが、担任個人だけではなく、園全体で子どもを見守る体制や、適切な支援の提供、相談機関へのつながりができるような環境づくりを進めています。</p>

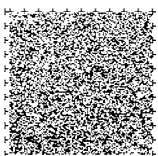


基本目標5 社会参加を支える支援の充実について

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>移動支援について、余暇活動の外出支援の充実を図るため、車両移送型や重度加算等制度の見直しをしてほしい。これから支援者不足が予想されるため、身体介護を伴わない通院介助については一定の研修を経た上で業務をガイドヘルパーに開放するなど職域の拡大・最適化も望まれる。</p>	<p>ふじさわ障がい者プラン2026（中間見直し）の策定に先立って実施した聞き取り調査及びアンケート調査の結果等を受け、可能な限りニーズに対応できるよう見直しを進めております。</p>

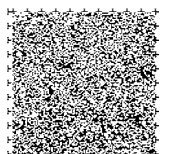
基本目標6 生活の安心を支える社会づくりの推進について

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>国の動向では「難病患者及び小児慢性特定疾病児童等に対する適切な医療の充実及び療養生活支援の強化」を記載し、さらに「難病患者の療養生活支援や小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化」と明記されている。難病・小慢児支援の課題・方向性を記載してほしい。</p>	<p>難病患者の療養生活支援及び小児慢性特定疾病児童等自立支援事業の強化については、県の事業となりますので、本市の計画には位置付けておりませんが、県と連携して難病患者やご家族等、家庭の状況を踏まえて、適切な支援制度につながるよう、切れ目のない相談体制を強化していきます。</p>
<p>「市内に発達障がいや難病などの専門的な医療期間が限られている」との意見がある。発達障がい者が安心して医療にかかる事ができるような、市としての取組を示してほしい。</p> <p>また、児童精神科医に加えて、支援のエビデンスとなるアセスメントができる心理士の配置又は連携できる専門的な医療機関の体制整備を進めてほしい。</p>	<p>発達障がいに限らず、すべての障がい者が医療にかかりやすい環境づくりについては、市医師会等と連携して、検討してまいります。支援のエビデンスとなるアセスメントについては重要なものであると認識しております。</p>



その他

ご意見の要旨	ご意見に対する市の考え方
<p>保育所等訪問支援について、関係機関との共通理解があって、支援が行われていくものである。</p>	<p>今後とも、保育所等訪問支援の事業所とは連絡会を通して、情報共有、意見交換等を行い、幼稚園・保育所・学校等の関係機関には、必要に応じて子ども家庭課から事業説明等を行ってまいります。</p>
<p>教育・福祉の連携を強化し、障がい児とその家族の地域生活の向上を図るため、家庭・教育・福祉をつなぐ「地域連携推進マネージャー」が藤沢市にも配置されていると思われるが、実態が不明である。「地域連携推進マネージャー」を本計画の中に位置づけて、その機能の普及啓発を推進していく必要がある。</p>	<p>「地域連携推進マネージャー」については、神奈川県が行っている配置事業となります。連携する関係機関の一つとして捉えており、適切な支援につなげてまいります。</p>
<p>行動障がい、強度行動障がいについて、障がい名として自閉症や発達障がいと横並びとなる表記は誤解を招く恐れがあると感じる。二次的な障がいは分けてほしい。文脈をそのままにするなら、本文下部に米印で行動障がい、強度行動障がいの用語説明を追記してほしい。</p>	<p>行動障がい、強度行動障がい、自閉症、発達障がいについて、計画案の内容を見直し、記載内容を改めます。</p>
<p>計画遂行には多くの自治体の部門や事業者やボランティアや市民の協力・協働理解・支援が不可欠です。この遂行のためには取りまとめ部署（委員会、協議会なども可）の推進母体を明確にして全員の総力を挙げ推進する必要があります。</p>	<p>計画の推進にあたっては、庁内の横断的な調整や取組を推進します。また、有識者や関係機関の代表によって構成される計画検討委員会を毎年実施し、進捗状況の確認に加えて、計画の改善に向けた協議・検討を行います。</p>

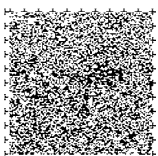


6 SDGsを踏まえた取組内容

本計画の基本目標をSDGs達成に向けた取組として位置付けます。地域や企業などを含む多様な担い手と連携しながら、SDGsの8つの領域の達成に向けて計画を推進します。また、各基本目標と特に関連が深いSDGsは次のとおりです。

本計画の基本目標	関連の深いSDGsゴール
1 尊厳を守り合う社会づくりの推進 【共生の基盤づくり】	 
2 支援体制の強化 【支援の基盤づくり】	
3 地域での生活を支える支援の充実 【日常生活の支援】	 
4 子どもの育ちを支える支援の充実 【療育・教育等】	 
5 社会参加を支える支援の充実 【参加・活躍の支援】	 
6 生活の安心を支える社会づくりの推進 【安心の基盤づくり】	  

計 画 全 体	   
	   



7 用語解説

用語解説については、各種資料を参考に整理し、趣旨を損なわないよう掲載しています。

【あ】

<アクセシビリティ>

障がいの有無等にかかわらず、誰もが必要とする情報を平易に利用できること。

<アセスメント>

障がい福祉サービスを必要とする利用者や家族の情報、環境などの状況を整理し、日常生活の評価や利用者や家族が希望する生活や課題等を把握すること。

<安全・安心プラン>

藤沢市の施策。障がい者が、緊急時や困った時に、どこに相談したらよいか、どのような支援が利用できるのかを記したプランで、記載内容は、支援者全員で確認して支援に役立てる。障がい福祉サービス等利用計画を補完するプラン、地域定着支援台帳としても活用できる。

<いきいきサポートセンター（地域包括支援センター）>

住み慣れた地域で尊厳あるその人らしい生活を継続することができるよう、様々な方面から高齢者の方々を支える機関のこと。主な業務は、保健師による要支援者や事業対象者の介護予防マネジメント、社会福祉士による総合相談・支援や権利擁護事業、主任ケアマネジャーを中心としたケアマネジメントの後方支援等である。

<意思決定支援>

自ら意思を決定することに困難を抱える障がい者が、日常生活や社会生活において自分自身の意思に沿った生活を送ることができるように、支援者等が意思決定を支援する行為及びその仕組みのこと。

<移動支援>

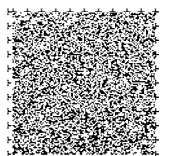
通院するときを除いて外出するときの支援を行うサービス。

<医療型児童入所支援>

医療のケアが必要であり、障がいのある子どもが入所する施設や指定の医療機関に入所している障がいのある子どもに対して、いつもの生活における基本的な動作や知識を身に付けるための支援を行うことと併せて、治療を行うサービス。

<医療型児童発達支援>

肢体不自由がある未就学児に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援及び治療を行うサービス。



<医療的ケア>

たんの吸引や鼻等から管を通して栄養剤を流し込む経管栄養等、家族や看護師等が行う医療的介助行為のこと。医師法上の「医療行為」と区別して「医療的ケア」と呼ぶ。

<インクルーシブ>

包含しているさま、含んでいるさま、包括的という意味。

藤沢市では、2020年度（令和2年度）の市政運営方針のテーマにおいて、インクルーシブ藤沢として、誰一人取り残さないという思いで多様な生き方・考え方を認め合う、多彩な魅力と活力があふれるまちづくりを進めることとしている。

<オストメイト>

手術によって、腹壁にストーマ（便や尿の排泄孔）を造設した人のこと。人工肛門保有者、人工膀胱保有者とも呼ばれる。

【か】

<介護保険制度>

市町村が保険者となって運営し、40歳以上の人が入会する社会保険制度のこと。加入者は、保険料を負担し、要介護認定を受けた場合には、在宅サービスや施設サービスのサービスが利用できる。

<介護保険サービス>

40歳以上の人を対象とした介護保険制度の要支援・要介護認定などを受けて利用するサービス。

<介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）>

老人福祉法に規定する特別養護老人ホームであって、入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を目的とする施設のこと。

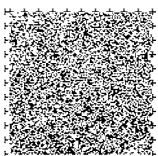
介護保険法に基づき、都道府県から指定を受けることにより、「指定介護老人福祉施設」となり、介護保険による施設サービスの対象となる。

<介護老人保健施設>

要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上の世話を行うことを目的とする施設のこと。

<基幹相談支援センター>

地域における中核的な相談機関として、主に困難なケースに関する事業所支援や、人材育成に関する取組などを実施する相談支援事業所のこと。



<虐待>

他者からの不適切な扱いにより、人権を侵害されること。

分類として、①身体的虐待（身体に暴行を加えること）、②性的虐待（わいせつな行為をすること、させること）、③心理的虐待（著しい暴言や著しい拒絶対応等）、④ネグレクト（心身の正常な発達を妨げるような放置）、⑤経済的虐待（財産の不当な処分を行うこと）などがあげられる。

<共生型サービス>

高齢者と障がい者が同じ事業所でサービスを受けやすくするため、介護保険と障がい福祉の制度において共通して利用できるサービス。

<強度行動障がい>

「自分自身の体をたたく」「道路で危険な飛び出しをする」「他の人をたたいてしまう」など、本人や周囲の人のくらしに著しい影響を及ぼす行動が著しく高い頻度で起こるため、特別に配慮された支援が必要になっている状態のこと。また、医学的な診断ではなく、行政・福祉において必要な支援を判断するために用いられている。

強度行動障がいは、本人の障がい特性と環境要因の相互作用によって引き起こされることから、障がい特性の理解及び適切な環境の設定を行うことなどの予防的な視点が重要となる。

<居宅介護（ホームヘルプ）>

自宅でのお風呂、トイレ、食事などの手助け、調理や洗濯などの家事を支援するサービス。

<居宅訪問型児童発達支援>

外出することが著しく困難な障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

<共同生活援助（グループホーム）>

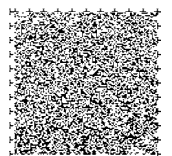
夜間や休日に共同で生活する住まいで、相談やいつもの生活における支援を行うサービス。

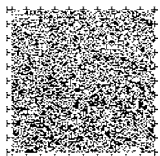
<ケアマネジメント>

生活ニーズに基づいたケア計画にそって、様々なサービスを一体的・総合的に提供する支援方法。障がい者の自己選択や自己決定を支援し、質の高い地域生活が得られるような援助が求められる。

<計画相談支援・障がい児相談支援事業>

サービスを利用するための計画の作成、利用状況の確認や事業所などとの調整を行うサービス。





<ケアマネジャー>

介護保険法において、要支援や要介護認定を受けた人から相談を受け、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成した上で、サービス介護事業者との連絡や調整等を行い、取りまとめる人。介護保険法上の正式名称は「介護支援専門員」という。

<高次脳機能障がい>

病気や交通事故等が原因で、脳が損傷を受けたことによる後遺症で、記憶、行動、言語、認知等に障がいが残っている状態のこと。

<行動援護>

知的障がいや精神障がいにより、単独で行動することが著しく困難であって、常時介護を要する障がい者が利用できるサービス。主に、外出時の危険回避、外出の前後の着替えや移動中の介護、排せつ及び食事等の介護、その他行動する際に必要な援助を行う。

<合理的配慮>

障がい者が生活している状況や環境を踏まえ、その人にとって、特定の場合に必要な変更や調整を、無理のない範囲で行うことにより、障がいがあっても、人としての権利や義務を行使できるようにすること。

<子どもサポートファイル>

障がい児や発達に特別な支援が必要な子どもを対象に、ライフステージに応じた一貫した支援が受けられるよう、保護者と関係機関が情報を共有するために、藤沢市が配布する記録ファイルのこと。相談時等に持ち運びしやすいよう携帯版もある。

<コミュニケーション>

意思伝達・通信のこと。文字言語や音声装置、平易な言葉、情報通信技術、文字表記、点字、拡大文字等が用いられる。

<コミュニティソーシャルワーカー（CSW）>

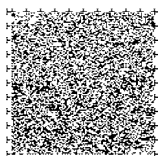
生活が困難な家庭や家族など、支援を必要としている人（個別支援）や、地域に対しての援助（地域支援）を通じて、地域と人とを結び付ける、あるいは生活支援や公的支援制度の活用を調整するための「コミュニティ・ソーシャルワーカー」などを実践する専門職のこと。

【さ】

<サービス等利用計画（障がい児支援利用計画）>

サービス利用者を支援するための総合的な計画のこと。計画の中には、本人の困っていること、利用する支援の種類や量、目標等が記載される。

利用する支援やサービスの内容については、障がい福祉だけでなく、医療や教育といった幅広い支援から、本人にとって適切に必要なものを組み合わせて記載する。



<差別>

偏見や先入観等に基づき、特定の人に対して、不利益や不平等な扱いを行うこと。現在では大きく分けると次の3つがあげられる。

- ・直接差別（異なる取扱い）
障がいに基づいて他の人と違う取扱い（区別）を行うこと。
- ・間接差別（異なる効果・結果）
表面的には中立のように見えて、実は障がい者だけに不利益な効果が生じるような基準を設けること。
- ・合理的配慮の欠如
実質的な平等を確保するために必要な、一定の配慮をしないこと。

<ジェンダー>

生まれつきの生物学的性別に対し、社会通念や慣習などに基づき、社会的・文化的に形成された性別のことで、ジェンダー平等とは、誰もが性別に関わらず、人権が守られ、平等に機会を与えられることを意味する。SDGs（持続可能な開発目標）における17の目標の一つとして「ジェンダー平等の実現」が掲げられている。

<施設入所支援>

おもに夜間、施設に入所する障がい者について、お風呂やトイレ、食事などの手助けの支援を行うサービス。

<指定難病>

2015年（平成27年）に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」に基づき指定された、医療費の助成対象となる疾病のこと。2021年（令和3年）11月からは、338疾病が指定されている。

<児童発達支援>

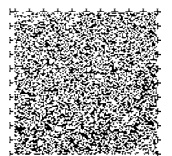
未就学の障がい児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練などの支援を行うサービス。

<児童福祉法>

1948年（昭和23年）に施行された、0歳以上18歳未満の子ども（児童）の福祉に係る基本的事項について規定した法律。2018年（平成30年）4月からは、市町村障がい児福祉計画の策定など、障がい児支援ニーズの多様化へのきめ細やかな対応を盛り込んだ改正児童福祉法が施行された。

<社会資源>

福祉に関わる施設や機関のほか、ホームヘルパーやボランティアといった人的な資源、資金やノウハウなど、福祉のニーズを満たすために活用され得るあらゆる資源の総称。



<社会的障壁>

障がい者が日常生活や社会生活上で妨げとなるような社会的な制度や慣行のこと。

<社会福祉協議会>

社会福祉法に基づき、地域の福祉推進、向上を目的として、住民と福祉関係機関・団体により構成された公共性・公益性の高い民間福祉団体。

<社会福祉法>

わが国の社会福祉の目的や理念、原則と、各種の社会福祉関連法における福祉サービスに共通する基本的事項を規定した法律のこと。2021年（令和3年）4月、地域共生社会の実現に向けて地域住民等や市町村が取り組むべき事項等を規定した改正社会福祉法が施行された。

<重症心身障がい児者>

重度の肢体不自由と重度の知的障がい重複した状態をいい、その状態の子どもを「重症心身障がい児」、成人した人を含めて「重症心身障がい児者」と呼ぶ。医学的診断名ではなく、児童福祉での行政上の措置を行うための概念である。

<住宅セーフティネット法>

住宅確保要配慮者（高齢者や障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する者）に対する賃貸住宅の供給の促進に関する施策を総合的かつ効果的に推進し、国民生活の安定向上と社会福祉の増進に寄与することを目的とした法律。2017年（平成29年）に一部改正され、民間の空き家・空き室を活用して、住宅確保要配慮者（高齢者や障がい者等の住宅の確保に特に配慮を要する者）の入居を拒まない賃貸住宅の登録制度の創設等、住宅セーフティネット機能が強化された。

正式な名称は「住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律」。

<重度障がい者等包括支援>

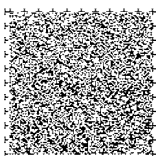
いつも介護が必要で、その介護の程度がとてもし高い人に、居宅介護などのサービスをまとめて提供するサービス。

<重度障がい者等入院時コミュニケーション支援事業>

自分の考えを相手に伝えることが難しい重い障がい者が入院するときに円滑に医療行為が行えるよう、医療機関の職員と本人のコミュニケーションを支援する事業。

<重度訪問介護>

重い障がいがあり、いつも介護が必要な人に、自宅でのお風呂、トイレ、食事などの手助けや外出するときの移動を支援するサービス。



<就労移行支援>

一般企業への就労を希望する人に、ある期間、働くために必要な知識や能力を上げるための訓練を行うサービス。

<就労継続支援：A型・B型>

一般企業への就労が困難な人に働く場を提供するとともに、能力向上のための訓練を行うサービス。

<就労定着支援>

働くことによって生じる生活の課題に対応できるように、事業所などを訪問し、支援を行うサービス。

<宿泊型自立訓練>

ある期間、住む場所を提供して、自立していつもの生活や社会の中での生活ができるよう、生活する能力を上げるために必要な訓練を行うサービス。

<主任相談支援専門員>

地域の障がい者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を向上させ、困難事例に対する支援方法について修得しており、地域の相談支援体制において、地域課題についての協議や相談支援に従事する者への助言・指導等を実施するなど中核的な役割を果たす。

<手話通訳者>

聴覚障がい者のコミュニケーション手段である手話を通訳する技能者。

<手話通訳・要約筆記派遣事業>

手話を通訳する人や話の内容をまとめて書きとめる人が聴覚障がい者等を支援する事業。

<障害者基本計画>

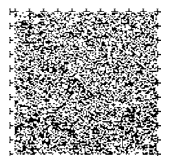
障害者基本法に基づいて、障がい者の社会への参加、参画に向けた施策の一層の推進を図るために、行うべき障がい者施策の基本的な方向性を定めた国の計画。

<障害者基本法>

障がい者が自立及び社会参加できるための支援等の施策を総合的かつ計画的に推進し、障がい者福祉を増進することを目的に定められた法律。

<障害者権利条約>

2006年（平成18年）に国連総会本会議で採択された「障害者の権利に関する条約」の略称。わが国においては、2014年（平成26年）1月に批准した。



<障がい者差別解消支援地域協議会>

障害者差別解消法第17条第1項に基づき、国及び地方公共団体の機関が、障がい者に対する支援を効果的かつ円滑に実施するために組織する協議会。

<障害者差別解消法>

障がいがあるがゆえに生じる差別の解消を推進する基本的な事項や、行政機関や民間事業者に対して、障がいを理由とした差別を解消するために義務付ける措置などについて定めた法律であり、2013年（平成25年）6月に成立、2016年（平成28年）4月に施行。正式な名称は「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。

<障がい者の社会モデル及び人権モデル>

「社会モデル」は、「障がい」は社会（モノ、環境、人的環境等）と個人の心身機能の障がいがあいまって作りだされているものであり、その障壁を取り除くのは社会の責務であるとし、社会全体の問題として捉える考え方。

「人権モデル」は、障がい者は、保護・福祉の対象ではなく、人権の主体であるという考え方。

<障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律>

障がい者が地域で自立した生活を送ることを目的とする法律である「障害者自立支援法」に代わる法律であり、障がい者の範囲の拡大等を新たに盛り込んでいる。2012年（平成24年）6月に成立し、2013年（平成25年）4月に施行された。

<自立訓練：機能訓練・生活訓練・宿泊型>

自立していつもの生活や社会の中での生活ができるよう、ある期間、体の機能や生活するための能力を上げるために必要な訓練を行うサービス。

<自立生活援助>

障がい者を支援する施設やグループホームから1人暮らしに移った人を訪問し、生活について助言を行うサービス。

<スキルアップ>

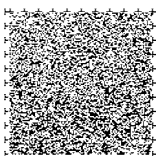
訓練して技能を身に付けること。

<スポーツ・レクリエーション事業>

障がい者がスポーツやレクリエーションなどを楽しむことができる場を提供する事業。

<生活介護>

常時介護が必要な障がい者を支援する通所施設。入浴、トイレ、食事などの手助けや創作・生産活動などの場を提供するサービス。



<成年後見制度>

判断能力が不十分なため、契約等法律行為における意思決定が難しい成年者（認知症や知的障がい者等）を支援する制度。必要に応じて代理権や同意権等行使した後見人等が、当事者の権利を守るために各種手続きや財産管理等を行う。

<成年後見制度利用支援事業>

物事を判断する能力が十分でない人に対して、成年後見制度が利用できるよう本人の権利を守り、生活を支援する制度を利用するときの費用負担を助ける事業。

<セルフプラン>

障がい者自身もしくは作成補助者により作成されたサービス等利用計画のこと。介護・訓練等給付サービスを利用する際、必要な計画書のことをサービス等利用計画書といい、この計画書は、本来、計画相談支援事業所が作成することになっているが、地域の諸事情により、障がい者自身もしくは作成補助者が作成する場合がある。

<総合支援協議会>

自治体の障がい福祉事業を円滑かつ総合的に推進するため、医師や学識経験者、当事者・家族等団体、福祉サービス事業者、市民等を委員として、地域の障がい福祉の課題等について協議・検討を行う組織。「自立支援協議会」という名称で設置されている自治体もある。

<相談支援事業>

障がい者や家族からの相談に応じ、情報提供や助言、サービス提供事業者のあっせん・調整等を行い、相談を通じて障がい者の支援を行う事業。

<相談支援専門員>

障がい者が自立した日常生活、社会生活を営むことができるよう、障がい福祉サービス等利用計画の作成や地域生活への移行・定着に向けた支援、住宅入居等支援事業や成年後見制度利用支援事業に関する支援など、障がい者の全般的な相談支援を行う。

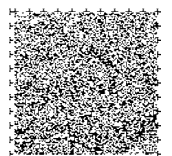
<ソーシャルインクルージョン（社会的包摂）>

特定の対象者を社会的に排除するのではなく、差異や多様性を認め合い、地域全体で包み込み支え合うという相互の連帯や心のつながりを築く考え方。

【た】

<短期入所（ショートステイ）>

自宅で暮らす障がい者を介護する人が病気になった時などに、障がい者が少しの間、施設に入り、お風呂やトイレ、食事などの手助けをするサービス。



<地域移行支援事業>

入所施設や精神病院などから退所・退院するときに住まいの確保や、地域での生活に移るための活動についての相談、各福祉サービス事業所への付き添いを行うサービス。

<地域活動支援センター>

障がい者が通い、地域での交流や創作活動などのいろいろな活動を行う場所。

<地域共生社会>

制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしを豊かにする生きがいのある地域を共に創っていく社会のこと。

<地域ケア会議>

個人に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備とを同時に進めていく、地域包括ケアシステムの実現に向けた手法。介護保険事業の中で取り組まれてきたが、障がい者等も含む課題解消に向けた支援のあり方や地域づくりを考える場ともなってきた。

<地域生活支援拠点等>

地域において、障がい者の相談、体験の機会、緊急時の対応等の必要な機能を備えた社会資源や仕組み等のこと。

<地域生活支援事業>

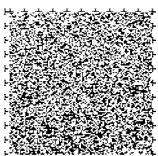
障害者総合支援法に位置付けられた自治体独自の取組であり、相談支援事業の設置や移動支援事業、日常生活用具の給付等、地域の特性や利用者の状況等に応じて、障がい者の日常生活又は社会生活を支援する事業のこと。

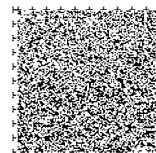
<地域生活支援窓口「バックアップふじさわ」>

藤沢市において、生活困窮者自立支援法に基づき実施される、生活困窮者自立支援制度に係る相談窓口。生活保護に至る前の生活困窮者に対する自立に向けた包括的な支援として、自立相談支援、就労準備支援、家計相談支援、学習相談支援等を行う。

<地域定着支援事業>

自宅において一人で生活する障がい者にいつでも連絡できるようにして、障がいの特性による緊急事態における相談や、サービス事業所との連絡の調整などを支援する事業。





<地域福祉計画>

社会福祉法第107条第1項第1号から5号に基づき、市町村が、地域福祉の推進に関する事項として、「地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項」「地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項」「地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項」「地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項」「各種事業の実施にあたっての事業に関する事項」を一体的に定める計画のこと。

<地域包括ケアシステム>

住み慣れた地域で、安心した生活が送れるよう、利用者のニーズに応じて、介護、医療、予防、生活支援、住まい等に係るサービスを、一体的に提供できる体制のこと。

<同行援護>

視覚障がいにより、移動がとても難しい人に付き添い、外出に必要な情報の提供や移動の支援などを行うサービス。

<特別支援学校>

障がいのある子どもや病弱の子どもに対する教育及び知識技能を授けることを目的とした学校。藤沢市立の学校では、白浜養護学校が該当する。

【な】

<難病>

1972年（昭和47年）の厚生省（当時）の「難病対策要綱」において、「（1）原因不明、治療方針未確定であり、かつ、後遺症を残す恐れが少なくない疾病、（2）経過が慢性にわたり、単に経済的な問題のみならず介護等に著しく人手を要するために家族の負担が重く、また精神的にも負担の大きい疾病」と定義されるもの。また、2015年（平成27年）に施行された「難病の患者に対する医療等に関する法律」において、「発病の機構が明らかでなく、かつ、治療方法が確立していない希少な疾病であって、当該疾病にかかることにより長期にわたり療養を必要とすることとなるもの」と規定されている疾病のこと。

<ニーズ>

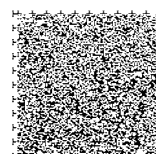
必要な生活水準を満たすために求められる要望や必要性のこと。顕在化しているものと潜在化しているものがあり、支援を行う際には両方を把握する必要がある。

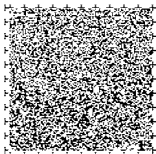
<日常生活用具>

障がい者や高齢者が日常生活を円滑に送ることを目的に、容易に使用できるよう製作された用具。

<日中生活用具給付等事業（住宅改修のみ）>

障がい者が日常生活を過ごしやすくするために住宅の改修を行う事業。





<日中生活用具給付等事業（ストマ装具・特殊寝台等）>

障がい者が日常生活を過ごしやすいするためにストマ装具や特殊寝台などを必要とするときに給付する事業。

<日中一時支援>

一時的に見守りなどの支援が必要な人のために昼間に活動する場所の確保や日帰りで一時的に施設の利用を行う事業。

<入所施設>

様々な理由で在宅での生活が困難で、日常生活に支援や介護が必要な障がい者に対し、食事や排泄、入浴等ができる生活環境とその人にとって必要な支援を提供する居住できる場所。

<ノーマライゼーション>

障がいの有無にかかわらず、お互いに特別に区別されることなく社会生活を共にすることが正常な状態であり、本来の望ましい姿であるとする考え方。また、それに向けた運動や施策等も含まれる。

【は】

<発達障がい>

2005年（平成17年）に施行された「発達障害者支援法」において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障がい、学習障がい、注意欠陥多動性障がいその他これに類する脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するものとして政令で定めるもの」と定義されている障がいのこと。

<バリアフリー>

生活・行動の妨げとなる障壁（バリア）を取り除くこと。

ハードのバリアフリーとソフトのバリアフリーがあり、前者では「公共の建築物や道路、個人の住宅等における設計の場面といった物理的な障壁を取り除くこと（例：車いすで通行可能な道路や廊下の幅の確保、段差の解消、警告床材・手すり・点字の案内板の設置等）」を意味する。

一方、後者は、「差別的・固定的なイメージ等意識の上での障壁を取り除くこと」を意味する。

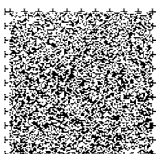
<ピアサポート>

日常生活を送る上でわからないことや困っていることがあったときに、同じような立場の人が、相談相手となり、一緒に考えたり、不安に思っていることに耳を傾けたりすることにより、困っている人を支えていく支援活動のこと。

同じような立場の人が相談相手となることを、特に「ピアカウンセリング」と呼ぶ。

<避難行動要支援者>

高齢者や障がい者等、災害が発生した場合にひとりで避難することが困難であり、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、特に支援を要する人。



<福祉型児童入所支援>

家庭での養育が難しい障がい児が入所する施設。入所している障がい児に対して、生活における基本的な動作や知識を身に付けるための支援を行うサービス。

<福祉避難所（一次）>

大規模災害が発生した際に、一般の指定避難所での避難生活が困難な要配慮者等が、市と協定を締結した福祉施設である福祉避難所（二次）等に移るまでの一時的な施設のこと。市内13地区の市民センター・公民館に開設される。

<福祉有償運送>

介護を必要とする高齢者や障がい者等、単独で公共交通機関を利用することが困難な人を、NPO法人等が自動車を使用して、有償で移送するサービスのこと。

<ペアレントプログラム>

育児に不安がある保護者、仲間関係を築くことに困っている保護者などを、地域の支援者（保育士、保健師、福祉事業所の職員等）が効果的に支援できるよう設定された学習プログラム。

<ヘルプマーク・ヘルプカード>

「ヘルプマーク」は、外見から分からなくても援助や配慮を必要としている方々が、周囲の方に配慮を必要としていることを知らせることで、援助を得やすくなるよう、東京都が作成したマークで、全国的に普及が進んでいる。「ヘルプカード」は、援助を必要としている障がい者などが携帯し、いざというときに必要な支援や配慮を周囲の人をお願いするためのカード。

<保育所等訪問支援>

障がい児が所属している場に訪問し、集団生活への適応のために専門的な支援を行うサービス。

<放課後等デイサービス>

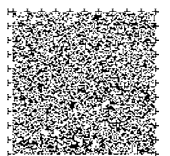
就学している障がい児を対象に、放課後や休校日に、生活能力向上のための必要な訓練や社会との交流促進などの支援を行うサービス。

<訪問入浴事業>

自宅でお風呂に入ることが難しい人のもとに訪問入浴車を持ち込み、お風呂に入ることを支援する事業。

<保健師>

所定の専門教育を受け、地区活動や健康教育・保健指導等を通じて疾病の予防や健康増進等の公衆衛生活動を行う地域看護の専門家のこと。主な勤務先は企業、市町村の保健センター、保健所、学校、訪問看護ステーション等で、働く場所によって対象となる人々の特性は異なるが、個人と集団の視点から人々の健康問題を捉えて支援する活動を行う。



<ポッドキャスト>

インターネット上で音声や動画のデータファイルを公開する方法の1つ。

【ま】

<モニタリング>

サービス等利用計画や行政の事業、取組、施策等について、計画の達成状況を定期的に点検・評価し、必要に応じて計画の見直しを実施すること。達成状況の点検・評価の目安として、数値的な指標（モニタリング指標）を設けることがある。

【や】

<優先調達>

2013年（平成25年）に施行された「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」の趣旨に基づき、障がい者雇用を推進することを目的として、障がい者が働く就労施設等に対して、国や自治体等が優先的に物品等の発注を行うこと。

<ユニバーサルデザイン>

調整又は特別な設計を必要とせずに、最大限可能な範囲で、すべての人が使用することのできる製品、環境、計画及びサービスの設計のこと。

<要約筆記>

話の内容を要約し、文字に起こして伝えること。聴覚障がい者の意思疎通に対する支援の一環として実施される。

要約筆記を行う人は、要約筆記者、要約筆記奉仕員などと呼ばれる。

【ら】

<ライフステージ>

出生から、幼年期、就学、学校卒業、就職、結婚、出産、子育て、退職等の人生の節目に着目した区分のこと。

<理学療法士>

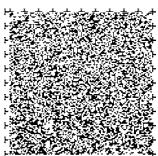
理学療法（身体に障がいのある人に対し、基本的動作能力の回復を図るため、治療体操その他の運動を行わせる療法）による指導、援助を行う専門職のこと。別名「PT（Physical Therapist）」とも呼ばれる。

<リハビリテーション>

障がい者等がライフステージのすべての段階において主体性、自立性、自由といった人間本来の生き方を回復、獲得することを目的として実践される、専門的な援助のこと。

<療育>

障がい児の発達を促し、自立して生活できるよう援助する支援のこと。



<療養介護>

常時介護を必要とする人に、医療のケアとともに、主に昼間に病院などにおいて体の機能の訓練、療養における管理や介護などを提供するサービス。

<レスパイト>

一時的中断や延期、小休止などを表しており、具体的には、障がい者等を在宅でケアしている家庭において、家族等の入院等の際に一時的にケアを代替したり、家族等に休息の機会を提供したりしてリフレッシュを図ってもらうことを目的とする家族支援の方法である。「レスパイト・ケア」と同義。

【わ】

<ワンストップ>

行政サービス等において、利用者の相談や申請、届出等を、1か所の窓口で一元的に受け付ける仕組みのこと。ワンストップサービスとも呼ばれる。

【アルファベット】

<ADL (エーディーエル) >

日常生活動作 (Activities of Daily Living) とは、日常生活を送るために最低限必要な、起居、移動、食事、更衣、排泄、入浴などの日常的な動作のこと。

<AI (エーアイ)・ICT (アイシーティー)・IoT (アイオーティー) >

AI (Artificial Intelligence) は「人工知能」とも言い、コンピュータシステムで人間の知的能力を模倣する技術で、産業、生活、自助機器等様々な分野で開発・導入が進められている。ICT (Information and Communication Technology) とは、「情報通信技術」とも言い、パソコンやモバイル通信機器、これらを活用したインターネット等のコミュニケーション技術のこと。

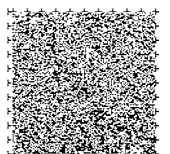
IoT (Internet of Things) とは、「モノのインターネット」と訳され、機械・機器をインターネットにつないで操作すること。藤沢市は、介護ロボットやリモートシステム、生活環境づくりにおいて、これらの技術の活用に取り組む方向にある。

<NPO (Non Profit Organization) >

特定非営利活動法人。行政・企業とは別に社会的活動をする非営利団体のこと。

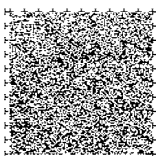
<PDCAサイクル>

計画を設定し (Plan)、実行し (Do)、検証及び評価 (Check) を行うとともに、課題の改善を次の計画に活かして実施する (Action) という工程を継続的に繰り返す仕組みのこと。



<SDGs（エスディージーズ）>

「持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals）」とは、地球上の「誰一人取り残さない」ために、2030年までの15年間で世界が達成すべき17のゴール（目標）と169のターゲット（達成基準）で、2015年（平成27年）9月の国連サミットで採択された。各国、地方自治体、企業、市民社会等のあらゆる主体の全員参加型で取り組むものとされている。



8 市内の事業所一覧

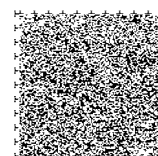
次に掲載している事業所及び提供サービスの内容は、2024年（令和6年）1月1日時点で指定を受けている本市内にある事業所情報を基に整理しています。

出典：障害福祉情報サービスかながわ（公益社団法人かながわ福祉サービス振興会）
<https://shougai.rakuraku.or.jp/>

（1）北部地域の事業所

1）訪問系サービス

住所	事業所名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障がい者等 包括支援
長後 1167-1	かたくり長後	✓	✓			
高倉 2118	ツクイ・サンフォレスト 藤沢長後	✓	✓			
高倉 650-58	介護隊湘南	✓	✓			
高倉 656	労協藤沢地域福祉事業所 長後あかり	✓	✓			
高倉 929-15	優輝さぽーと 24	✓	✓		✓	
湘南台 1-16-23	アースサポート湘南台	✓	✓			
湘南台 2-9-8	KITe 湘南	✓	✓			
湘南台 3-3-12	ジャパンケア藤沢 訪問 介護			✓		
湘南台 4-26-1	SOMPO ケア 湘南台 訪問 介護	✓	✓			
湘南台 4-29-18	訪問介護うちわ	✓	✓			
湘南台 5-5-8	医心館 訪問介護ステー ション 湘南台	✓	✓			
湘南台 6-34-10	ヘルパーステーションひ まわり 湘南台	✓				
円行 1-9-13	ミモザヘルパーステー ション藤沢	✓	✓			
下土棚 349-3	サンウェルズ藤沢ヘル パーステーション	✓				
下土棚 510-15	ニチイケアセンター長後	✓	✓	✓		
遠藤 642-1	ヘルパーステーションか いんど 藤沢	✓				
獺郷 1008-4	希望の郷ヘルパーステー ション	✓	✓	✓		

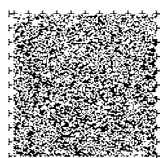


2) 短期入所系サービス

住所	事業所名	短期入所 福祉型	短期入所 医療型
今田 741-5	ルエーダ今田	✓	
下土棚 1102-6	湘南あっとほーむ・ひだまり短期入所	✓	
下土棚 1706-47	GH ソシオ KUKUNA 藤沢	✓	
遠藤 856-15	けいずらいふ 24	✓	
葛原 2236-6	いちごテラス藤沢葛原	✓	
菖蒲沢 1203-2	短期入所 藤沢菖蒲沢	✓	
菖蒲沢 1235	グループホームふわふわ藤沢	✓	
瀬郷 1003	湘南希望の郷	✓	

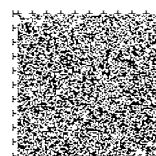
3) 通所系サービス

住所	事業所名	生活介護	(機能訓練) 自立訓練	(生活訓練) 自立訓練	宿泊型自立訓練
高倉 650-3	湘南ジョイフル	✓			
湘南台 1-1-6	aosora 湘南台			✓	
湘南台 5-1-2	かたくりの里	✓			
石川 6-18-15	サポートセンター ウイング	✓			
遠藤 2020-17	グランツ遠藤	✓			
遠藤 3225	よし介工芸館	✓			
遠藤 3550-2	ふじさわ爽風舎	✓			
用田 602-3	アートスペースわかくさ	✓			
打戻 1706	多機能型事業所 リガール	✓			
瀬郷 1003	湘南希望の郷	✓			
瀬郷 1006	発達支援センターリエール	✓			
瀬郷 1008-3	湘南希望の郷ケアセンター	✓			



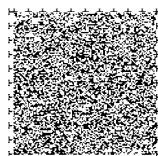
4) 就労系サービス

住所	事業所名	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援
長後 668-1	K' sRoot			✓	
長後 950-2	ぱびる			✓	
高倉 650-38	すいかのたね			✓	
湘南台 5-1-2	かたくりの里			✓	
下土棚 468-1	ほまれの家長後店		✓		
下土棚 472-2	えにしんぐ			✓	
石川 6-18-15	サポートセンター ウィング			✓	
遠藤 642-2	エール湘南			✓	
遠藤 642-6	ライフ湘南	✓		✓	
用田 616-1	銀河 用田			✓	
打戻 1706	多機能型事業所 リガレ			✓	
瀬郷 1008-1	神奈川ワークショップ	✓	✓	✓	



5) 居住系サービス

住所	事業所名	施設入所支援	共同生活援助	自立生活援助
高倉 2226-1	プラタナス高倉		✓	
高倉 2427-7	ルナテラスグループホーム高倉		✓	
高倉 464-10	藤沢サンライズこうゆう		✓	
高倉 471-13	藤沢サンライズたかくら		✓	
高倉 543-9	グループホームほほえみ高倉		✓	
今田 741-4	ラソメゾン今田		✓	
今田 741-5	ルエーダ今田		✓	
湘南台 3-26-37	かたくりホーム		✓	✓
円行 1-12-13	アマポーラ藤沢 I		✓	
下土棚 1102-6	湘南あっとほーむ・ひだまり		✓	
下土棚 1706-47	GH ソシオ KUKUNA 藤沢		✓	
下土棚 437-4	ファミリー長後		✓	
下土棚 463-7	ぼじぶる長後		✓	
遠藤 3590-31	ルミナスホーム遠藤		✓	
葛原 1333-7	藤沢サンライズくずはら		✓	
葛原 2236-6	いちごテラス藤沢葛原		✓	
菖蒲沢 1203-2	ソーシャルインクルーホーム藤沢菖蒲沢		✓	
菖蒲沢 1235	グループホームふわふわ藤沢		✓	
瀬郷 1003	湘南希望の郷	✓		
瀬郷 1008-3	藤沢サンライズおそごう		✓	

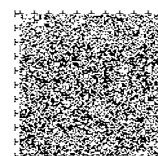


6) 相談系サービス

住所	事業所名	計画相談	地域移行支援	地域定着支援	障がい児相談支援
湘南台 1-8	藤沢市障がい者生活支援センター	✓	✓	✓	✓
湘南台 2-9-8	KITe 湘南	✓			

7) 障がい児通所支援系サービス

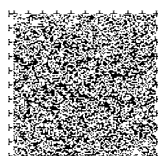
住所	事業所名	児童発達支援	児童発達支援 医療型	児童発達支援 居宅訪問型	放課後等 デイサービス	訪問支援 保育所等
高倉 1166-1	Genius Discovery 湘南台教室				✓	
高倉 2308-1	はあとふるキッズ長後	✓			✓	
湘南台 1-16-23	児童デイサービス「きゃんぱす」2				✓	
湘南台 1-21-5	児童デイサービス「きゃんぱす」	✓			✓	
湘南台 2-13-10	ハビー湘南台教室	✓				
湘南台 2-16-17	モアライク湘南台	✓			✓	
湘南台 2-26-18	nijico 湘南台	✓			✓	
湘南台 2-18-9	コペルプラス 湘南台教室	✓				
湘南台 5-7-20	Lana kids 咲	✓			✓	
湘南台 6-1-5	toiro 湘南台	✓			✓	
遠藤 2969-2	放課後デイサービス グリーンスクール秋葉台				✓	
遠藤 642	ワン・ツー・ジョイ	✓				
用田 616-1	toiro 用田	✓			✓	



(2) 中部地域の事業所

1) 訪問系サービス

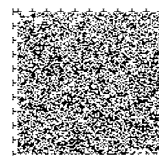
住所	事業所名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障がい者等 包括支援
大庭 5011-4	特非) ケアステーション 陽だまり	✓	✓			
大庭 5526-2	聖隷ヘルパーステーショ ン藤沢	✓	✓			
大庭 5559-2	イザカマクラ藤沢大庭ケ アステーション	✓	✓			
稲荷 1-10-20	訪問介護事業所 ニコ ハート	✓	✓			
善行 1-22-5	NPO 法人 樹ケアサポート	✓	✓	✓	✓	
善行 1-24-2	ぱびこ	✓	✓	✓		
善行 2-15-7	訪問介護事業所 ルピナ ス	✓				
善行 2-26-18	ヘルパーステーションひ まわり 善行	✓				
善行 6-19-51	福祉クラブ生協えんじょ い	✓	✓			
善行 6-6-43	訪問介護事業所ゆい・ゆ い	✓	✓	✓		
善行 6-8-2	ケアステーション希望	✓	✓			
善行 7-6-6	株式会社 ライフサポー トエム	✓	✓			
みその台 9-20	ソリッソ訪問介護事業所	✓	✓			
本藤沢 3-11-8	尽力車 えん	✓	✓			
善行団地 3-14-3	善行ふれあい訪問介護セ ンター	✓				
亀井野 2-47-4	いまここケア藤沢	✓	✓			
亀井野 543	やすらぎ湘南介護ステー ション	✓	✓			
天神町 3-5-5	訪問介護 サブマリン	✓	✓			
石川 1-18-16	訪問介護メイケア	✓	✓	✓		
石川 1-3-1	ケアステーションあおぞ ら	✓	✓			
石川 2-26-14	ふわふわイーレ	✓	✓		✓	
石川 3928-5	グリーンケア善行	✓	✓			



住所	事業所名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障がい者等 包括支援
石川 4-16-10	訪問介護事業所 il sole	✓	✓	✓		
石川 636-25	ヘルパーセンター マロ ニエ	✓	✓			

2) 短期入所系サービス

住所	事業所名	短期入所 福祉型	短期入所 医療型
白旗 1-11-1	湘南長寿園病院短期入所 事業所		✓
大庭 5308-1	短期入所クライス藤沢	✓	
大庭 5682-6	ぐるんとびー駒寄	✓	
亀井野 1401-1	セラヴィ藤沢	✓	
亀井野 3119	神奈川県立総合療育相談 センター		✓
亀井野 3187	はんもっく	✓	
天神町 2-11-2	カナルの家	✓	
石川 21-1	シヨートセンターあおぞ ら	✓	
石川 4663	湘南セシリア	✓	

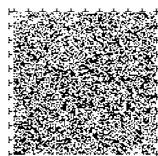


3) 通所系サービス

住所	事業所名	生活介護	(機能訓練) 自立訓練	(生活訓練) 自立訓練	宿泊型自立訓練
大庭 5682-6	ぐるんとびー駒寄	✓			
大庭 601	PLAY WORKS リノア	✓			
善行 3-14-7	モンド湘南藤沢	✓			
善行 4-3690-1	湘南むぎばたけ	✓			
善行 7-6-2	クラブハウス・インユー	✓			
西俣野 410	湘南ゆうき村	✓			
西俣野 410	湘南ゆうき村デイセンター	✓			
亀井野 1-30-9	プロップ	✓		✓	
亀井野 1511-1	ふじさわ地域福祉事業所 六会ひだまり	✓			
亀井野 3187	いとぐるま	✓			
石川 1-3-1	ケアセンターあおぞら	✓			
石川 1-31-3	ケアセンターふわふわ	✓			
石川 2-26-14	トレーニングセンターハ ビリス	✓			
石川 4663	湘南セシリア	✓			
石川 636-25	湘南マロニエ	✓			

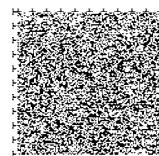
4) 就労系サービス

住所	事業所名	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援
大庭 5251-1	Music of Mind			✓	
善行 3-14-7	モンド湘南藤沢			✓	
善行 4-3689-1	ハートピア湘南	✓		✓	✓
善行 7-5-2	ビーバー			✓	
本藤沢 5-13-17	えみえる			✓	
善行団地 3-14-2	コーヒーポット			✓	
西俣野 1925-3	あんしんサポート藤沢ひ まわり				✓
西俣野 1925-3	藤沢ひまわり	✓		✓	
亀井野 2-2-5	ワークセンター藤沢	✓	✓		✓
石川 4662	みらい社	✓		✓	✓



5) 居住系サービス

住所	事業所名	施設入所支援	共同生活援助	自立生活援助
白旗 1-9-19	障がい者グループホーム らしく藤沢		✓	
白旗 1-9-26	障がい者グループホーム ポノ		✓	
大庭 5141-3	藤沢サンライズおおば		✓	
大庭 5308-1	クライスハイム藤沢事業 所		✓	
善行 2-10-7	善行なでしこハイツ		✓	
善行 6-13-4	善行ピアハイツ		✓	
本藤沢 2-10-1	カランドリエ本藤沢		✓	
本藤沢 2-8-6	本藤沢の家		✓	
本藤沢 5-6-19	フレンドハウスすみれ		✓	
西俣野 1918-3	ハイムビオラ		✓	
亀井野 1-20-3	ひばりの宿		✓	
亀井野 1401-1	セラヴィ藤沢		✓	
天神町 2-10-5	天神ハウスすみれ		✓	
天神町 2-11-2	カナルの家		✓	
石川 4663	湘南セシリア	✓		
石川 636-25	マロニエホーム		✓	
石川 646-5	メゾン・カランドリエ藤 沢		✓	

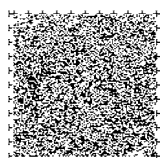


6) 相談系サービス

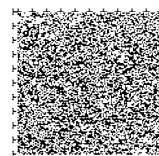
住所	事業所名	計画相談	地域移行支援	地域定着支援	障がい児相談支援
大庭 5404-3	もりのこ福祉相談室	✓			✓
善行団地 3-14-3	相談支援あすなろ	✓			✓
亀井野 2-20-10	湘南北部療育センター	✓			✓
亀井野 3187	子ども相談室ぶれっじ	✓			✓
石川 1-3-1	相談支援センターあおぞら	✓			✓
石川 2-26-14	イデア	✓			✓
石川 3-30-12	相談支援事業所 ふらっと	✓	✓	✓	✓
石川 636-25	地域福祉支援センター・マロニエ	✓			✓

7) 障がい児通所支援系サービス

住所	事業所名	児童発達支援	児童発達支援 医療型	児童発達支援 居宅訪問型	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
白旗 1-1-1	こばんはうすさくら白旗教室	✓			✓	
大庭 5224-6	ファミリー・キッズ藤沢	✓			✓	
大庭 5425-4	toiro 大庭	✓			✓	
大庭 601	Asob'ulu リノア					✓
大庭 601	遊びりパーク Lino'a おおば	✓			✓	
善行 1-16-5	放課後デイサービス グリーンスクール善行				✓	
善行 1-5-6	放課後等デイサービス ウィズ・ユ-藤沢善行	✓			✓	
善行 1-5-9	放課後等デイサービス プリズム				✓	
善行 1-10-17	のびの木 善行大橋	✓			✓	



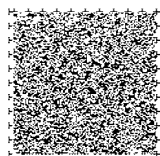
住所	事業所名	児童発達支援	児童発達支援 医療型	児童発達支援 居宅訪問型	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
善行 7-2-9	キッズコミュ ソレイユ	✓			✓	
善行 7-7-8	こぼんはうすさくら 善行教室	✓			✓	
立石 3-3157-1	放課後デイサービス グリーンスクール立石				✓	
本藤沢 6-1-9	ふじさわ地域福祉事業所 たんぽぽ	✓			✓	
善行団地 3-14-3	放課後等デイサービス わかば				✓	
善行団地 3-17-2	スタジオみらい藤沢				✓	
亀井野 1-25-5	藤沢地域福祉事業放課後等デイサービスおひさま				✓	
亀井野 2-20-10	湘南北部療育センター	✓			✓	
亀井野 2536-5	藤沢市障害児者保育の会 ポップコーン				✓	
亀井野 3187	児童発達支援センターふれっじ	✓				
亀井野 3187	保育所等訪問支援ふれっじ					✓
亀井野 351-7	One step smile 藤沢教室	✓			✓	
天神町 2-6-3	アトリエえとす				✓	
石川 1816	放課後等デイサービス グリーンスクール湘南台				✓	
石川 3-30-12	星の村				✓	✓
石川 646-12	児童デイサービス ポップコーン2				✓	



(3) 東南部地域の事業所

1) 訪問系サービス

住所	事業所名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障がい者等 包括支援
大鋸 1-1-5	センチュリーハウス藤沢 訪問介護事業所	✓	✓			
大鋸 1-3-7	fuji ケアサービス	✓	✓			
柄沢 2-29-7	エルダーホームケア藤沢	✓	✓			
藤が岡 1-4-2	ぐるーぷ藤ホームヘルプ	✓	✓	✓	✓	
小塚 592	サービスセンター ぱる	✓	✓		✓	
川名 1-1-5	エススタイル 湘南藤沢	✓	✓			
鵜沼神明 4-11-20	はっぴいタウン	✓	✓			
片瀬 2-1-11	いろはけあ	✓	✓			
片瀬 2-2-26	メディホス訪問介護くげ ぬま	✓	✓			
片瀬山 4-7-4	有限会社ドリームケア・ ホーム	✓	✓			
片瀬海岸 2-16-1	ケア21 江ノ島	✓	✓	✓		
藤沢 1044-2	医心館 訪問介護ステー ション 藤沢	✓	✓			
藤沢 1-4-5	ケアステーションのぞみ	✓	✓			
藤沢 3800	訪問居宅介護事業所すみ れ	✓				
藤沢 571	かたくり湘南	✓	✓			
藤沢 89-1	ホームケア土屋 藤沢		✓			
本町 2-3-23	咲みの里 Care style	✓	✓			
本町 4-1-21	株式会社サーブ 藤沢支 店	✓	✓		✓	
本町 4-3-9	ニチイケアセンター南藤 沢	✓	✓	✓		
朝日町 1-1	在宅福祉サービスセン ター	✓	✓	✓		

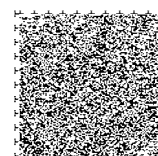


2) 短期入所系サービス

住所	事業所名	短期入所 福祉型	短期入所 医療型
大鋸 3-11-15	ペンギンヴィレッジ	✓	
柄沢 2-2-2	ぐるーぷ藤 詩ショート ステイ	✓	
弥勒寺 2-7-13	湘南あおぞら	✓	
高谷 108-1	みずき	✓	
本町 2-2-7	ハイムウィード	✓	

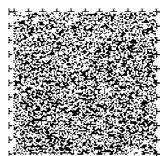
3) 通所系サービス

住所	事業所名	生活介護	(機能訓練) 自立訓練	(生活訓練) 自立訓練	宿泊型自立訓練
渡内 1-13-13	すてっぷ渡内	✓			
川名 672	すてっぷ川名	✓			
弥勒寺 2-7-13	湘南あおぞら	✓			
高谷 108-1	みずき			✓	✓
藤沢 1031	CocorportCollege 湘南 藤沢キャンパス			✓	
藤沢 109-6	エンラボ カレッジ 藤沢			✓	
藤沢 86-8	リワークセンター藤沢			✓	
本町 3-1-9	アポロ	✓			



4) 就労系サービス

住所	事業所名	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援
大鋸 1-9-2	Nico' s Kitchen			✓	
大鋸 2-2-22	就労継続支援 B 型事業 喫茶ポトピ			✓	
辻堂元町 4-3-32	るる湘南		✓		
鵜沼神明 1-5-16				✓	
藤沢 1015-14	ウェルビー藤沢第 2 センター	✓			
藤沢 1015-14	就労定着支援事業所 ウェルビー藤沢第 2 センター				✓
藤沢 1031	ディーキャリア 藤沢オフィス	✓			
藤沢 1051-5	移行支援党 白い翼	✓			
藤沢 1051-5	白い翼 B 型秘書室			✓	
藤沢 545-51	すばる工房			✓	
藤沢 576	ラパンキッチン			✓	
藤沢 971-1	オンステージ藤沢	✓		✓	
本町 3-8-16	湘南塩梅			✓	
朝日町 9-8	フローライト	✓	✓		

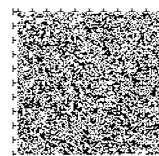


5) 居住系サービス

住所	事業所名	施設入所支援	共同生活援助	自立生活援助
西富 368-1	グリーンウェーブ湘南 A		✓	
西富 368-1	グリーンウェーブ湘南 B		✓	
西富 368-2	グリーンウェーブ		✓	
西富 368-2	グリーンウェーブ湘南		✓	
大鋸 1036-7	藤綾会 あおぞら障害福祉事業所		✓	
大鋸 3-11-15	ペンギンヴィレッジ		✓	
柄沢 2-2-2	ぐるーぷ藤 詩		✓	
藤が岡 1-4-2	藤が岡の家		✓	
村岡東 1-19-5	はうす・たんぼぼ		✓	
小塚 592-1	黒崎ホーム		✓	
宮前 375-7	湘南ダルク		✓	
宮前 425-5	グループホームソレイユ		✓	
弥勒寺 2-7-13	湘南あおぞら	✓		
片瀬 3-3-9	リアンハイム		✓	
藤沢 3-4-3	りぼん		✓	
本町 4-7-132	グループホーム ビートル藤沢本町		✓	

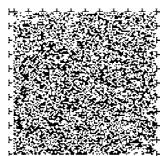
6) 相談系サービス

住所	事業所名	計画相談	地域移行支援	地域定着支援	障がい児相談支援
柄沢 2-1-14	計画サポートぐるーぷ藤	✓			
宮前 425-5	障がい児者計画相談支援ソレイユ湘南	✓			✓
高谷 108-1	なでしこ	✓			
本町 1-12-17	藤沢市地域生活支援センター おあしす	✓	✓	✓	✓
本町 3-1-3	相談支援事業所 りんぐ				✓
朝日町 1-1	在宅福祉サービスセンター	✓			



7) 障がい児通所支援系サービス

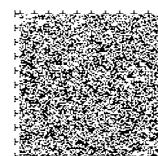
住所	事業所名	児童発達支援	児童発達支援 医療型	児童発達支援 居宅訪問型	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
渡内 2-1-4	フレンズ藤沢	✓			✓	
渡内 3-8-63	放課後等デイサービス グリーンスクール村岡				✓	
小塚 592	カラフル				✓	
弥勒寺 3-1-5	放課後デイ Granny 藤沢				✓	
藤沢 1009-6	湘南国際アフタースク ール藤沢				✓	
藤沢 1015-14	ハビー藤沢教室	✓				
藤沢 1051-5	toiro 藤沢	✓			✓	
藤沢 1063-13	児童発達支援 にじいろ	✓				
藤沢 2-1-17	キッズ・ルピナス藤沢	✓			✓	
藤沢 530-10	こどもサポート教室「き らり」藤沢校	✓			✓	
藤沢 572	くものいえ	✓			✓	✓
藤沢 691-1	こぱんはうすさくら 藤 沢教室				✓	
藤沢 991-19	Wapi 藤沢	✓				✓



(4) 西南部地域の事業所

1) 訪問系サービス

住所	事業所名	居宅介護	重度訪問介護	同行援護	行動援護	重度障がい者等 包括支援
鵜沼橋 1-3-11	神奈川県ホームヘルプ協会・湘南	✓	✓			
鵜沼桜が岡 3-5-26	有限会社 湘南ケアサービス	✓	✓			
本鵜沼 2-10-25	ロイヤル鵜沼訪問介護ステーション	✓	✓			
本鵜沼 2-19-5	アンドピース		✓			
本鵜沼 3-16-10	やえちゃん 訪問介護事業所	✓	✓			
鵜沼藤が谷 1-9-23	訪問介護ファミリー・ホスピス鵜沼	✓	✓			
鵜沼海岸 7-20-21	ヘルパーステーション 亀吉	✓	✓			
辻堂新町 3-8-22	特非)ワーカーズ・コレクティブ実結	✓	✓			
辻堂元町 1-2-4	グラッセン辻堂 訪問介護	✓	✓			
辻堂元町 2-14-3	有限会社 ケアサポートあい	✓	✓	✓	✓	
辻堂西海岸 2-12-2	ツクイ・サンフォレスト 辻堂西海岸	✓	✓			
辻堂 2-13-31	イーケアーズ訪問介護ステーション	✓	✓			
辻堂 3-1-26	ニチイケアセンター辻堂	✓	✓			
南藤沢 7-6-202	ココライフ介護サービス	✓	✓	✓		
南藤沢 9-2	藤沢介護ホームヘルプ	✓				
城南 2-12-5	ケアステーション空飛ぶペンギン	✓	✓			
城南 4-9-8	訪問介護 ラポール城南	✓	✓			



2) 短期入所系サービス

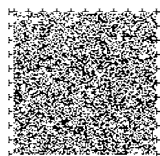
住所	事業所名	短期入所 福祉型	短期入所 医療型
辻堂元町 5-17-3	オアフ湘南	✓	

3) 通所系サービス

住所	事業所名	生活介護	(機能訓練) 自立訓練	(生活訓練) 自立訓練	宿泊型自立訓練
鵜沼海岸 6-6-12	藤沢市太陽の家藤の実学園	✓			
鵜沼海岸 7-20-21	カルチャースクール 亀吉	✓			
辻堂元町 5-17-1	ライフケアセンター まどか	✓			
辻堂西海岸 2-10	第2木曜クラブ	✓			
辻堂西海岸 2-1-15	第1木曜クラブ	✓			

4) 就労系サービス

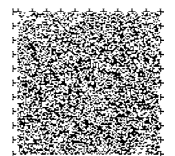
住所	事業所名	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援
鵜沼花沢町 13-9	ウェルビー藤沢センター	✓			
	就労定着支援事業所 ウェルビー藤沢センター				✓
鵜沼橋 1-17-13	フライト			✓	✓
鵜沼石上 1-5-4	Cocorport 湘南藤沢 Office	✓			✓
鵜沼石上 2-5-1	プレミアム藤沢	✓			
	プレミアム藤沢 B			✓	
鵜沼東 1-1	LITALICO ワークス湘南藤沢	✓			
鵜沼海岸 7-20-21	パン遊房 亀吉			✓	



住所	事業所名	就労移行支援	就労継続支援 A型	就労継続支援 B型	就労定着支援
鵜沼海岸 7-5-30	福祉コミュニティカフェ 亀吉	✓		✓	✓
辻堂神台 1-3-39	Cocorport 湘南辻堂 Office	✓			✓
辻堂太平台 1-3-9	湘南みどりの風 FLOW			✓	
南藤沢 18-1	チャレンジドジャパン藤 沢センター	✓			✓
南藤沢 20-10	就労移行ITスクール藤沢	✓			
南藤沢 4-3	ミラトレ藤沢	✓			✓
南藤沢 5-9	LITALICO ワークス藤沢	✓			✓
南藤沢 7-10	カフェすばる			✓	
南藤沢 9-2	Biz パートナー藤沢	✓		✓	✓

5) 居住系サービス

住所	事業所名	施設入所支援	共同生活援助	自立生活援助
鵜沼海岸 5-3-23	グループホーム 亀吉 壱番館		✓	
鵜沼海岸 5-3-23	地域福祉支援センター 亀吉			✓
鵜沼松が岡 1-12-2	レインボーファミリー		✓	
鵜沼松が岡 2-1-14	障がい者グループホーム アリエッティ湘南		✓	

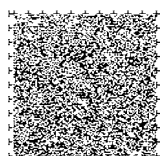


6) 相談系サービス

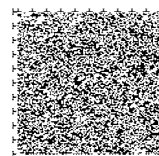
住所	事業所名	計画相談	地域移行支援	地域定着支援	障がい児相談支援
鵜沼 1559	共生会居宅サービスセンター相談支援事業所ともいき	✓			
鵜沼海岸 5-3-23	地域福祉支援センター 亀吉	✓	✓	✓	✓
鵜沼海岸 6-6-12	児童発達支援センター 藤沢市太陽の家 しいの実学園	✓			✓
辻堂神台 2-2-1	ふじさわ基幹相談支援センター えぼめいく	✓			
辻堂元町 2-14-3	あい相談サポート	✓			
辻堂元町 5-17-1	障がい児相談支援事業所 マール				✓
辻堂元町 5-17-1	相談支援事業所 リブラン	✓			
辻堂西海岸 2-1-17	西南部障がい者地域相談支援センター つむぎ	✓			

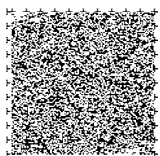
7) 障がい児通所支援系サービス

住所	事業所名	児童発達支援	児童発達支援 医療型	児童発達支援 居宅訪問型	放課後等 デイサービス	訪問支援 保育所等
鵜沼神明 2-1-2	児童発達支援・放課後等デイサービスつみき	✓			✓	
鵜沼神明 4-6-9	ハッピーハッピー藤沢				✓	
鵜沼橋 1-1-4	オレンジスクール 藤沢教室				✓	
鵜沼橋 1-1-5	やまびこ藤沢駅前教室	✓			✓	
鵜沼石上 1-13-7	YMCA 児童発達支援ふじさわ	✓				



住所	事業所名	児童発達支援	児童発達支援 医療型	児童発達支援 居宅訪問型	放課後等 デイサービス	保育所等 訪問支援
本鵜沼 5-4-18	こぱんはうすさくら鵜沼教室				✓	
本鵜沼 2-7-20	にこり	✓			✓	
鵜沼藤が谷 2-5-10	あるふぁ	✓			✓	
鵜沼海岸 6-6-12	児童発達支援センター藤沢市太陽の家しいの実学園	✓		✓		✓
鵜沼海岸 6-6-12	放課後等デイサービス太陽の家				✓	
辻堂神台 2-2-20	バトン と たすき	✓			✓	
辻堂神台 2-2-2	児童発達支援・放課後等デイサービス Thank you	✓			✓	✓
辻堂神台 2-2-2	スマイルエンジェル				✓	
辻堂元町 6-17-1	クロッカ Fujisawa SST	✓				✓
辻堂新町 1-2-21	湘南国際アフタースクール辻堂				✓	
辻堂新町 1-1-15	カナガク放課後デイ辻堂駅前				✓	
辻堂西海岸 2-10-3-1	遊びりパーク Lino'a	✓			✓	
辻堂 2-7-16	nijico	✓			✓	
南藤沢 16-12	のびの木南ふじさわ	✓			✓	
南藤沢 17-16	コペルプラス 藤沢教室	✓				
南藤沢 20-18	LITALICO ジュニア藤沢教室	✓			✓	✓
南藤沢 2-1-3	カナガク自立支援学習センター放課後デイ 藤沢駅前				✓	
南藤沢 16-12	のびの木 Advance ふじさわ				✓	
	のびの木 南ふじさわ				✓	





ふじさわ障がい者プラン 2026
(中間見直し)

ふじさわ障がい者計画
第7期ふじさわ障がい福祉計画
第3期ふじさわ障がい児福祉計画

発行 2024年(令和6年)3月

藤沢市 福祉部 障がい者支援課
〒251-8601 神奈川県藤沢市朝日町1番地の1
電話 0466-50-3528 FAX 0466-25-7822

藤沢市のホームページ
<https://www.city.fujisawa.kanagawa.jp/>

